

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年6月13日
【中間会計期間】	2025年度中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	ウエストパック・バンキング・コーポレーション (Westpac Banking Corporation)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者 (Managing Director & Chief Executive Officer) アンソニー・ミラー (Anthony Miller) 会社秘書役 (Company Secretary) ティモシー・ハーティン (Timothy Hartin) グループ・ファイナンス部門ゼネラル・マネジャー (General Manager, Group Finance) バーラット・アナンド (Bharat Anand)
【本店の所在の場所】	オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー市セントストリート275番地 ウエストパック・プレイス18階 (Westpac Place, Level 18, 275 Kent Street, Sydney NSW 2000, Australia)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森 下 国 彦 弁護士 近 藤 純 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 小 松 侑 太 弁護士 田 村 允 弁護士 高 野 聖 也 弁護士 完 山 聖 奈
【連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【縦覧に供する場所】	該当なし。

注記：

本報告書（「本書」）において、「ウエストパック」、「WBC」、「ウエストパック・グループ」、「当行グループ」及び「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（オーストラリア事業番号（「ABN」） 33 007 457 141）及びその被支配事業体を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」建ての数値はすべて、オーストラリア・ドル（本書では豪ドルと記す。）建ての数値である。また、「ドル」、「ドル建て」、「オーストラリア・ドル」は、豪ドルを、「米ドル」は、アメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランド・ドル」は、ニュージーランド・ドルを、「円」は、日本円を指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル＝93.6976円の換算率（2025年3月31日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値と、米ドルと日本円の仲値を掛け合わせるにより算出した値）により計算されている。

本書の表中の（ ）内の数字は、特段の記載のない場合は負の数値を示す。また、本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

本書において言及されるウェブサイトに含まれる、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報を参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが非アクティブなテキストとしての参照であり、あくまで参考情報に過ぎない。

将来予想に関する記述の開示

本書には、米国1934年証券取引所法第21条Eの定義する「将来予想に関する記述」に該当する記述が含まれている。将来予想に関する記述とは、過去に発生した事実ではない記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、マクロ及びミクロ経済の状況及び市況、経営成績、財務状況及びパフォーマンス、自己資本比率、流動性並びにリスク管理（将来における貸倒引当金及び特定の債務者向けの資金支援、予想される経済指標及び業績測定基準の結果、指標となる要因、気候及びその他の持続可能性に関連した記述、コミットメント、目標、予測及び測定基準並びにその他の推計データ及びプロキシデータを含むがこれらに限定されない。）に対する当行の現時点の意図、意見、又は予測に関する記述が含まれている。

将来予想に関する記述を明示するため、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「はずである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」、「指標となる」、「リスク」、「目的とする」、「見通し」、「予想する」、「仮定」、「予測」、「目標」、「目的」、「指導」、「野心」といった用語又はこれらに類似する表現が使用されている。当該記述は、将来における事象に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行（並びに当行の役員、従業員、代理人及びアドバイザー）にとって多くの場合制御不能である、変更、特定の既知及び未知のリスク、不確実性及び仮定並びにその他の要因の対象であり、将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する経営陣及び／又は取締役会の現時点の期待又は意見に基づき形成されたものである。

当行の経営陣又は取締役会のメンバーは、本書に関連する将来予想に関する記述を口頭又は書面で行うことも可能である。当該記述には、本書に記載されているものと同じ制限、不確実性、仮定及び免責事項が適用される。

将来的な発展又は業績が当行の期待どおりである、又は当行に関する将来的な発展の影響が予想されたものであるという保証はない。実際の業績は、あらゆる要素（以下のものを含むが、これらに限定されない。）によって、当行が予想した又は将来予想に関する記述において明示される又は黙示される業績と大幅に異なる可能性がある。

- ・サイバー攻撃を含む情報セキュリティの侵害
- ・当行又はその顧客若しくはサプライヤーが事業を行う国における地政学的事象、紛争、貿易摩擦（保護貿易措置（関税等）の採用又は制裁を含む。）又はその他の変化
- ・法律、規制、政策、監督業務、監督機関による期待及び業界の行動規範の影響及び変更
- ・法律、規制又は規制政策の実際の不遵守又は不遵守の疑い
- ・当行の枠組み、方針、プロセス、慣行、ガバナンス、説明責任及び文化を含む、当行のリスク管理の有効性
- ・当行の技術の信頼性及び安全性、並びに当行が使用する技術システム又は当行の事業に関連して使用される技術システムの変化に関連するリスク
- ・気候パターンの変化から生じる可能性のある気候関連リスク（物理的リスク、移行リスク及び賠償責任リスクを含む。）、及び低炭素経済への移行（ネットゼロ・気候変動適応銀行になるという当行の野心を含む。）若しくは法的措置及び規制当局の措置によるリスク、又は人権及び自然資本等のその他の持続可能性要因に関連するリスク
- ・金融犯罪防止義務（マネーロンダリング防止法及びテロ資金対策法、贈収賄及び汚職防止法、制裁法並びに税金の透明性に関する法律を含む。）の不遵守
- ・当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・訴訟等の法的手続、規制当局による調査及び執行措置（紛争を解決するために多額の和解金及び訴訟費用を支払う当行の責任を含む。）
- ・市場のボラティリティー、混乱及び流動性の低下を含む不利な資金調達市場の状況
- ・不十分な資本水準
- ・オーストラリア又はニュージーランド経済の著しい悪化若しくはショック、又はオーストラリアの主要貿易相手国の経済成長の減速若しくは政策変更
- ・資産市場の下落、又は減損及び引当金の増加
- ・ソブリン・リスク
- ・当行の信用格付を維持できないこと
- ・当行が事業を行う地域に影響を与える市場競争及び競争規制方針の影響
- ・不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人材及びシステム、又は外部事象に起因するオペレーショナル・リスク
- ・外国為替相場、コモディティ価格、株価、信用スプレッド及び金利等の市場要因の変動に起因する市場リスク
- ・データ品質、データ利用可能性、データ管理、データ保持又はデータ破棄における不備
- ・簡素化、合理化、多様化、イノベーション、分離、投資の引上げ、保持、買収、投資及び統合等のための戦略的意思決定、優先事項及び目標の評価及び実施
- ・主要な業務執行役員、従業員及び取締役の採用及び維持の失敗
- ・当行の重要な会計上の前提及び見積りの変更
- ・その他当行にとって制御不能なものを含む様々な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響を与える可能性のあるその他の要素については、2024年度有価証券報告書の第一部 第3章「リスク管理」及び本書の第一部 第3章「リスク要因」を参照のこと。当行に関する決定を行う際に、将来予想に関する記述に依拠する場合、投資家及び本書の情報に依拠するその他の者は、前述の要素、及びその他の不確実性及び事象につき慎重に検討すべきである。

当行は、法律上要求される場合を除き、本書提出日後において、新たな情報、将来における事象、状況又はその他により、本書に記載されるいかなる将来予想に関する記述についても訂正又は更新する義務を負わない。

気候変動及び持続可能性に関する記述に関するさらなる重要な情報

本書には、気候変動、ネットゼロ、気候変動に対するレジリエンス（強靱性）、自然資本、厳しい排出量、人権及びその他の持続可能性に関する記述、コミットメント、目標、予測、シナリオ、リスク及び機会の評価、経路、予測、推定に基づく見通し並びにその他のプロキシデータを含むがこれらに限定されない、ESGのトピックに関する将来予想に関する記述及びその他の表明が含まれる。

これらは既知及び未知のリスクに左右され、これらの記述が依拠する指標及びモデリングには、重大な不確実性、制限、リスク及び仮定が存在する。

特に、排出量の推定及び計算におけるアプローチ及び共通基準の変化並びに将来の気候及び持続可能性に関連する政策及び法律に関する不確実性を含む、気候及び持続可能性に関連する指標、メソドロジー及びデータは、急速に進化し成熟している。気候変動及びその影響に関する現在の科学的理解には、固有の限界がある。本書に記載した資料には、一般に入手可能な情報源又は政府若しくは業界の情報源から得られた独自に検証されていない情報（メソドロジー、モデル、シナリオ、報告書、ベンチマーク、ツール及びデータを含むがこれらに限定されない。）が含まれる場合がある。当該情報の正確性、完全性又は信頼性については、一切の表明又は保証は行われず、当行が使用する見積り、判断、仮定、見解、モデル、シナリオ又は予測が誤っていることが判明するというリスクが存在する。これらのリスクは、コミットメント及び目標を達成する能力を含む実際の成果が、本書において明示又は黙示されたものと著しく異なることを引き起こす可能性がある。本書に記載されている気候及び持続可能性に関する将来予想に関する記述は、将来の業績を保証又は予測するものではなく、また当行は、表明、保証又は確約（これらの記述の質、正確性又は完全性に関するものを含む。）を一切行わず、また将来予想に関する記述において明示又は黙示されている事象の発生を保証しない。事象及び実際の状況が予測どおりに発生しないことも多いため、通常、予測と実際の結果には違いが生じ、かかる違いは重大なものとなる可能性がある。当行は今後も、ESGの分野が成熟するにつれ、ESGへの取組みを検討し、発展させていく。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1. 主な変更事項

ウエストパックの主な変更事項 - オーストラリア

取締役の変更

2024年12月15日、ピーター・キング氏がCEO兼マネージング・ディレクターを退任し、2024年12月16日、アンソニー・ミラー氏がCEO兼マネージング・ディレクターに就任した。

独立非業務執行取締役のノラ・シャインケステル氏及びオーデット・エクセル氏（A0）は、それぞれ2024年11月6日及び2024年12月13日付けで取締役を退任した。

デブラ・ヘーゼルトン氏及びデイビッド・コーエン氏は、それぞれ2025年3月4日及び2025年4月1日付けで独立非業務執行取締役に就任した。

2025年6月10日、当行は、規制当局の承認を条件として、フィリッパ・グリーンウッド氏が独立非業務執行取締役に選任されたことを発表した。同氏は、2025年8月1日頃に取締役に就任する予定である。

経営陣の変更

当行は、2024年11月5日、人事担当グループ業務執行役員のクリスティーン・パーカー氏が退任することを発表した。

2025年6月2日、メーガン・ラター氏が人事担当グループ業務執行役員代理に就任した。同氏は、2025年8月5日にケイト・ディー氏が新たに首席人事担当役員に就任するまで同職を務める。

当行は、2024年12月17日、マイケル・ローランド氏が首席財務担当役員を退任することを発表し、2025年3月17日には、規制当局の承認を条件として、ネイサン・グーナン氏が新たに首席財務担当役員に選任されたことを発表した。ローランド氏は、グーナン氏が就任するまで現職に留まる。

2025年3月3日、ピーター・ハーバート氏が首席移行担当役員に就任した。

2025年5月12日、ポール・ファウラー氏がビジネス・アンド・ウェルス部門担当最高責任者に就任した。

2025年5月12日には、顧客及び法人向けサービス（「CCS」）担当グループ業務執行役員であったキャロリン・マッキャン氏が、ジェイソン・イエットン氏の当行からの退職を受けて、同氏の正式な後任者を外部から探す間のコンシューマー部門担当最高責任者代理に就任した。これに伴い、プロパティ・調達・レジリエンス担当ゼネラル・マネジャーであったキャロリン・ホイ氏がCCS担当グループ業務執行役員代理に就任した。

2025年5月26日、当行は、アンドリュー・マクマラン氏が新たな執行役員職である首席データ・デジタル・AI担当役員に選任されたことを発表した。マクマラン氏は、2025年9月に同職に就任する。

市場での株式の買戻し

2025年3月31日現在、当行は、過去に発表した35億豪ドル相当の当行株式の市場での買戻しのうち、85.9百万株の当行株式を平均価格27.87豪ドルで購入し、24億豪ドル相当の買戻しを完了している。買い戻された株式は、その後消却された。当行は、この買戻しをいつでも変更、保留又は終了する権利を留保している。

外部監査人の交代

2024年12月13日の2024年度定時総会において当行株主の承認を受け、KPMGが、当行の2025会計年度の外部監査人に就任した。

監督機関及びリスクに関する変更事項

リスク・ガバナンスの是正、包括的プラン及びCOREプログラムに関する法的強制力のある合意

2023年12月、包括的プラン（「IP」）（当行のリスク・ガバナンスの是正に関して2020年12月にオーストラリア金融監督局（Australian Prudential Regulation Authority）（「APRA」）と締結した法的強制力のある合意（「EU」）により義務付けられたもの）を約束どおり完了した後、当行は、IPによる改善の持続可能性及び有効性について、移行段階を通じて引き続き注視した。2024年12月31日、当行は移行段階を完了し、2025年2月に（独立レビュー担当者としての）プロモントリー・オーストラリアによって完了が確認された。

APRAの最終版健全性基準CPS 230：オペレーショナル・リスクの管理の公表

2023年7月17日、APRAは、2025年7月1日に施行される予定の、健全性基準CPS 230：オペレーショナル・リスクの管理の最終版を公表した。CPS 230は、当行のオペレーショナル・リスクの管理、重要なサービス・プロバイダーの管理及び事業継続計画に関する要件を新たに追加し、また強化するものであり、当行は、当該要件を履行するための作業計画を実施している。オペレーショナル・リスク、及び規制上の要件の不遵守に伴う影響の詳細については、本書の第一部 第3 2「リスク要因」に記載されている。

金融犯罪

当行は、複数年作業計画（AML / CTF、制裁、賄賂及び腐敗防止、米国外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）並びに共通報告基準（「CRS」）を含む。）を実施する中で、大規模な継続的作業を通じて、引き続き当行の金融犯罪リスク管理の改善を進めている。当該作業を通じて、当行は、金融犯罪抑止プログラムの強化及び改善、並びに監督機関への報告（国際的な資金振替に関する指示に関する報告、一定の値以上の取引の報告、不審事項の報告（「内報（tipping off）」統制等）及びFATCAやCRSに関する報告、並びにオーストラリア以外の法域における同様の報告を含む。）の改善のための活動を続けている。

2024年11月29日、オーストラリア議会は、2024年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策改正法（コモンウェルス）（Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Amendment Act 2024（Cth））（「AML/CTF改正法」）を可決した。AML/CTF改正法及び関連規則案は、オーストラリアにおける金融犯罪の効果的な抑止、発見及び阻止を引き続き確保するために、AML/CTF制度を近代化し、全面的に見直すことを目的としている。当行は、適宜、指定された法令遵守期限に従って、当行のポリシー、手続、システム及び統制等を改定する予定である。

金融犯罪への関心の高まりに伴い、不遵守が生じ得るコンプライアンス違反の領域が新たに特定されており、今後も引き続き特定される可能性があり、当行は、適宜、オーストラリア取引報告分析センター（Australian Transaction Reports and Analysis Centre）（「AUSTRAC」）、オーストラリア税務局（Australian Taxation Office）（「ATO」）及びオーストラリア以外の法域の現地監督機関と連絡を取り続けている。かかる連絡には、当行グループ全体での大規模な継続的作業計画により監督機関の指摘事項を是正し、その提言を採用するためのものが含まれる。金融犯罪に関する義務の不遵守に伴う影響の詳細については、本書の第一部 第3 2「リスク要因」に記載されている。

詐欺

2025年2月21日、2025年詐欺防止フレームワーク法（コモンウェルス）（Scams Prevention Framework Act 2025（Cth））が施行された。同法は、2010年競争・消費者法（コモンウェルス）（Competition and Consumer Act 2010（Cth））の改正を通じて詐欺防止フレームワーク（「SPF」）を実施するものである。SPFは、オーストラリア国内における詐欺の防止、発見、報告、阻止及び対応のために指定されたセクター（当初は銀行、電気通信及びデジタル・プラットフォーム・サービス・プロバイダー）が負う責任の概要を示している。当行は、新法が当行のポリシー、手続、システム及び統制等に与える可能性のある影響について検討している。

新たな気候関連報告基準

2024年9月、オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board）により、新たに気候変動に関する強制的な報告基準が承認され、オーストラリア議会により、その遵守を義務付ける法律が可決された。当行は、2026年9月30日に終了する会計年度から、これらの新たな要件に従って報告を行う予定である。

気候関連情報の開示に関する米国証券取引委員会（「SEC」）の規則は2026年度から当行に適用される予定であったが、当該規則について異議を申し立てる訴訟を受けて、適用が延期されている。2025年3月27日、SECは、当該規則に対する抗弁を撤回する旨を裁判所に通知し、2025年4月24日、裁判所は、SECが当該規則の見直し又は再検討を行う意向があるかについて報告するまで、訴訟を停止することとした。

APRAの資本要件

オペレーショナル・リスクに関する資本オーバーレイ

2019年、APRAは、当行のオペレーショナル・リスクに関する資本要件に対し、10億豪ドルの追加的な資本オーバーレイを適用した。

これらのオーバーレイは、リスク調整後資産（「RWA」）の増加を通じて適用されていた。

2024年7月19日、APRAは、当行のオペレーショナル・リスクに関する合計資本オーバーレイを10億豪ドルから500百万豪ドルに減額する決定を発表した。

残りの500百万豪ドルのオーバーレイが2025年3月31日現在における当行のレベル2 普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本比率に与えた影響は、17ペーシス・ポイントの低下であった。

APRAによる適格銀行資本としてのAT 1 資本の段階的廃止の発表

2024年12月9日、APRAは、銀行の健全性に関する規制枠組みにおいてAT 1 資本商品を段階的に廃止する案を進めることを確認した。かかる変更の詳細については、本書の第一部 第3 3（3） の「資本及び配当」に記載されている。

ウエストバックの主な変更事項 - ニュージーランド

ニュージーランド準備銀行（Reserve Bank of New Zealand）（「RBNZ」）による海外銀行支店の見直し

2024年8月21日、RBNZは、海外銀行の支店に関する方針の見直しの一環として決定された内容を実施する、2023年預金受入業者法（Deposit Takers Act 2023）に基づく支店基準の草案を公表した。この支店基準案では、海外銀行の支店はホールセール顧客のみと取引を行うこと、海外銀行の支店の資産合計は150億ニュージーランド・ドルを超えてはならないこと、並びに（当行のニュージーランド支店のように）二重登録された支店は「大口」の法人及び機関投資家顧客のみと取引を行うことが求められている。「大口」とは、連結年間取引高が50百万ニュージーランド・ドルを超えるか、資産合計が75百万ニュージーランド・ドルを超えるか、又は運用資産合計が10億ニュージーランド・ドルを超える（ファンド管理会社の場合に限られる。）企業を指すものとすることが提案されている。施行日は2028年7月となる見込みである。

当行のニュージーランド支店は現在、金融市場、貿易金融及び国際決済に関する商品及びサービスを、WNZLが紹介する顧客に提供している。RBNZの支店基準により、当行のニュージーランド支店の業務内容を変更する必要が生じる見込みであり、その結果、WNZLも業務範囲を変更することとなる可能性がある。

RBNZによる預金受入業者に関する資本規制の見直し

2025年3月31日、RBNZは、ニュージーランドで設立された預金受入業者（WNZLを含む。）に適用される資本規制の見直しを行う意向であることを発表した。計画された健全性資本バッファの1パーセント引上げは2025年7月1日に開始され、その後、2026年7月1日に予定されている次の自己資本要件引上げまでに変更があれば知られるように見直しが行われる。見直しには以下の内容が含まれる。

- ・ニュージーランドの資本規制の国際的な比較による評価
- ・ニュージーランドの資本規制に関する適切なリスク選好度の再評価
- ・枠組みにおける比例性の程度の見直し及び変更の検討
- ・ゴーイング・コンサーン資本とゴーン・コンサーン資本のバランス及びAT1資本の役割の検討

当行の事業に影響を与える全般的な規制変更

サイバー・セキュリティ

当行は、第三者に関するものを含め、サイバー・セキュリティに関するリスクを軽減し、規制の変更に対応するためのシステム及びプロセスの強化を続けている。かかる規制の変更には、2024年11月にオーストラリア議会により可決され、2023年 - 2030年オーストラリア・サイバー・セキュリティ戦略で連邦政府が提案した特定の措置を実行する法律によるものが含まれる。

監督機関は、注目度の高いサイバー関連のインシデントの発生を受けて、サイバー・セキュリティを引き続き重視している。APRAは、規制対象会社によるサイバー・セキュリティの実務慣行の更なる強化を確保することを目指し、健全性基準CPS 234：情報セキュリティ及び健全性基準CPS 230：オペレーショナル・リスクの管理（上記のとおり、2025年7月1日に施行予定）の効果的な実施及び継続的な遵守に重点を置いている。ASICも同様に、規制対象会社のサイバー・セキュリティ強化を重視しており、提案されているテスト戦略を通じてサイバー・セキュリティの強化に重点的に取り組む方針を示している。オーストラリア通信電子局（Australian Signals Directorate）及びオーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター（Australian Cyber Security Centre）は、組織における情報セキュリティ対策の強化を支えるため、脅威インテリジェンスや個々の必要性に応じたガイダンスの提供を増やしている。当行は、サイバー関連の規制、法律及び政策に関し、監督機関及び政府とより幅広く関わっていく予定である。

サイバー攻撃を含むオペレーショナル・リスク及び情報セキュリティ・リスクの詳細については、本書の第一部 第3 2「リスク要因」に記載されている。

銀行取引準則の改定

2025年2月28日、オーストラリア銀行協会（「ABA」）の銀行取引準則（「準則」）の改定版が施行された。

この強化された準則には、既存の規定の改善と、小企業顧客、保証人、脆弱な顧客及び追加支援を必要とする顧客に対する追加的な予防策及び保護措置が盛り込まれている。変更点には、以下が含まれる。

- ・ 合計借入限度額を3百万豪ドルから5百万豪ドルに引き上げる形での小企業の定義の拡大。これにより、最大で10,000社の小企業が新たに準則に基づく保護を受けられるようになる見込みである。
- ・ 保証契約の締結前に、借り手の立会いなしに保証人との面談が行われることを確保するための合理的な措置を講じる新たな義務
- ・ 準則に基づく銀行業務が「効率的、誠実かつ公正に」提供されることを確保するために必要なあらゆる措置を講じる新たな義務
- ・ 脆弱性のカテゴリーを拡大し、顧客はいつでも脆弱な状況に陥る可能性があることを認識する形での脆弱性の定義の更新
- ・ 故人の財産管理に関するプロセスを改善するための規定の更新
- ・ LGBTQIA+の人々を明示的に含める形での包括性及びアクセシビリティに関する規定の改善、並びに無料の外部支援サービスを組織し、又はそのようなサービスを顧客に紹介する新たな取り組み

法的手続

当行の事業体は、当行の事業の遂行に起因する法的手続の当事者となることがある。

- ・ 2025年5月26日、2023年9月4日にASICが当行に対して提起した民事罰手続（金融規範（Credit Code）及び2009年全国消費者信用保護法（コモンウェルス）（National Consumer Credit Protection Act 2009（Cth））に基づく違反が主張されている。）における法的責任と罰則についての最終審理が行われた。当該手続はシステム及び運用上の欠陥に関連しており、当行が特定のオンラインによるハードシップ免責の申請に対して所定の期限内に対応しなかったとの主張がなされていた。判決は留保されている。
- ・ 2025年6月4日、当行は、子会社であるRAMSファイナンシャル・グループ・ピーティーワイ・リミテッド（「RFG」）が、ASICとの間で、ASICによるRAMS事業に対する調査を連邦裁判所に提起された合意に基づく民事罰手続を通じて解決するという合意に達したと発表した。ASICとRFGは、争いのない事実及び自白に係る陳述書を作成した。当行は、既存の引当金で、裁判所の承認を条件として確定する当該手続の財務的影響に十分対応できると見込んでいる。

特定の訴訟（上記のような監督機関による法的手続を含む。）及び集団訴訟については、要求されるとおり本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記13に記載されている。

２．外国為替管理制度

オーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者を当事者とする様々な支払及び取引を管理・規制し、又はかかる管理・規制を行う権限を与えている。数々の免除、許可及び認可に基づき、オーストラリアから非居住者への送金又は投資に対する一般的な規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は所定の国、法人及び個人について随時実施されており、現時点では以下のものが含まれる。

- (a) 送金又は配当（フランキング前である場合）若しくは利息の支払に係る源泉徴収税
- (b) 2011年自主制裁法（コモンウェルス）（Autonomous Sanctions Act 2011 (Cth)）及び2011年自主制裁に関する規則（Autonomous Sanctions Regulations 2011）に基づきオーストラリア外務貿易省（「DFAT」）が課す金融制裁で、とりわけ、DFATの制裁に関するホームページ（<https://www.dfat.gov.au/international-relations/security/sanctions/sanctions>）に掲載されるものとして外務大臣が指定する個人又は法人に対して行われ、それらの者の指図によって行われ、又はそれらの者を代理して行われる送金又は支払に関連する取引に対する制裁
- (c) 以下を含むDFATが履行する、国際連合安全保障理事会（「国連安保理」）の経済制裁・テロリスト資産凍結体制

1945年国連憲章法（コモンウェルス）（Charter of the United Nations Act 1945 (Cth)）及び2008年国連憲章（資産取引）規則（Charter of the United Nations (Dealings with Assets) Regulations 2008）に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる個人又は法人に対して資産を利用可能とすることも犯罪行為である。

・国別の制裁措置

1945年国連憲章法及び関連規則に基づき、国連安保理の経済制裁が導入されている。国連安保理が指定する国家との関係を有する特定の個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる個人又は法人に対して資産を利用可能とすることも犯罪行為である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、主要な経営指数等の推移を示している。

	2025年 3月に 終了した 6か月間	2024年 9月に 終了した 6か月間	2024年 3月に 終了した 6か月間	2023年 9月に 終了した 6か月間	2023年 3月に 終了した 6か月間	2024年 9月に 終了した 年度	2023年 9月に 終了した 年度
純業務収益（百万豪ドル）	10,793	10,998	10,590	10,642	11,003	21,588	21,645
税引前利益（百万豪ドル）	4,845	5,274	4,833	4,680	5,625	10,107	10,305
WBC所有者に帰属する当期純利益 （百万豪ドル）	3,317	3,648	3,342	3,194	4,001	6,990	7,195
当期包括利益（百万豪ドル）	3,527	3,251	3,432	2,297	4,247	6,683	6,544
株主持分及び非支配株主持分合 計（百万豪ドル）	72,353	72,052	72,560	72,539	72,668	72,052	72,539
資産合計（百万豪ドル）	1,098,893	1,077,544	1,052,661	1,029,774	1,019,108	1,077,544	1,029,774
発行済普通株式数（百万株）	3,424	3,441	3,475	3,509	3,509	3,441	3,509
普通株式1株当たり純有形固定 資産額（豪ドル） ^a	17.97	17.75	17.82	17.58	17.67	17.75	17.58
1株当たり全額フランキング済 普通株式配当金（豪セント）	76	76	75	72	70	151	142
1株当たり全額フランキング済 特別配当金（豪セント）	-	-	15	-	-	15	-
基本的普通株式1株当たり利益 （豪セント）	96.7	105.4	95.6	91.1	114.2	200.9	205.3
希薄化後普通株式1株当たり利 益（豪セント）	96.0	102.5	91.6	87.6	107.7	191.7	195.2
自己資本比率（%） ^b	6.58	6.69	6.89	7.04	7.13	6.69	7.04
営業活動から得た／（に使用し た）現金・預金（純額）（百万 豪ドル）	11,969	(25,892)	6,125	(18,711)	7,915	(19,767)	(10,796)
投資活動から得た／（に使用し た）現金・預金（純額）（百万 豪ドル）	(9,202)	(13,028)	(13,139)	(2,570)	4,282	(26,167)	1,712
財務活動から得た／（に使用し た）現金・預金（純額）（百万 豪ドル）	(10,815)	9,171	661	5,455	200	9,832	5,655
現金及び中央銀行預け金の期末 残高（百万豪ドル）	58,352	65,667	95,907	102,522	117,886	65,667	102,522
フルタイム相当従業員数 ^c	35,969	35,240	35,348	36,146	38,503	35,240	36,146

a 無形資産を控除後のWBC所有者に帰属する株主持分合計を、保有する自己株式を控除後の発行済普通株式数で除した額。

b 資産合計に対する資本合計の割合。

c フルタイム相当従業員（FTE）数は、フルタイム社員及びパートタイム社員が通常の業務の一環として労働した時間数に基づいて計算されている。例えば、フルタイム相当従業員1人のフルタイム換算は、2週間当たり76時間の有給労働である。

2【事業の内容】

2025年3月31日に終了した当該半期中において、当行及びその被支配事業体の事業の内容に重大な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

被支配事業体の異動に関する詳細については、第一部 第6 2 (3)「その他の情報」を参照のこと。

2025年3月31日現在及び2025年3月31日に終了した当該半期中において、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、ウエストパック・オーバーシーズ・ホールディングス・No. 2・プロプライアタリー・リミテッド及びウエストパック・ニュージーランド・グループ・リミテッドは、当行の特定子会社である。

4【従業員の状況】

フルタイム相当従業員数 ^a	2025年3月31日 現在	2024年9月30日 現在	2024年3月31日 現在	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
常勤従業員	34,168	33,583	33,395	2	2
非常勤従業員	1,801	1,657	1,953	9	(8)
フルタイム相当従業員	35,969	35,240	35,348	2	2
平均フルタイム相当従業員	35,522	35,171	35,337	1	1

a 2025年3月31日現在の各事業分野におけるフルタイム従業員数に関する情報は、当行の本国では開示されていない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行の偶発債務の詳細については、第一部 第3 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記13を参照。当期に関して言及する情報は、2025年3月31日現在の情報であり、その後に生じた最新情報については、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」及び第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記16に記載されている。

2【事業等のリスク】

リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財政状態及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクに晒されている。2024年度有価証券報告書では、当行の事業、リスク管理に対するアプローチ及び主要な注力分野に影響を及ぼす11の主要なリスク・カテゴリーについて記載している。当項目は、当行が直面する現在及び将来のリスク並びにかかるリスクが顕在化した場合にもたらされる潜在的な結果に関する更なる情報を、当行の投資家（及び潜在的投資家）に提供するものである。

当項目の内容は、提出日現在のものであり、今後の展開がリスク要因の妥当性に影響を与える可能性があることに留意することが重要である。リスク及びリスク管理の戦略は本質的に動的であり、外部環境、市場状況及び組織の優先事項の変化とともに進化する。以下に記載するリスク及び不確定要因は、以下に示す順序とは無関係な形で、同時に、あるいは急速に連続して出現する可能性があり、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

下記のリスクが顕在化した場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な悪影響が及ぶことがあり、これにより当行の証券の取引価格や配当水準が下落する可能性があり、また、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資又は当行の証券の保有の継続に先立ち、本書及び2024年度有価証券報告書並びにその後の開示書類に（個別に又は組み合わせて）記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。

当行の事業に関連するリスク

	当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティ・リスクに晒されており、今後も晒される可能性がある。	・サイバー・リスク ・サイバー攻撃 ・オペレーショナル・リスク ・情報セキュリティ・リスク ・データ漏洩 ・第三者リスク
---	--	---

当行の業務は、当行及び外部サプライヤーのシステム上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依存している。当行は、その情報の機密性、利用可能性及び完全性を保護するために対策を実施しているが、当行の情報資産が、セキュリティの侵害、不正アクセス、マルウェア、ソーシャル・エンジニアリング、サービス拒否攻撃、ランサムウェア、破壊的な攻撃、従業員による不正行為、人為的過誤又はその他の外部的若しくは内部的脅威に直面する可能性がある。これらの脅威は、当行及びその他の者の機密情報、並びにシステムの利用可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。

情報セキュリティ・リスクは、新規のテクノロジー、デジタル化の進展、機密データ量の増大、巧妙なサイバー犯罪、サプライチェーンの混乱、リモートワーク及びハイブリッドワーク、重要なインフラ提供者のターゲティング、地政学的緊張、テロリズム、国家支援を受けた攻撃、サイバー攻撃における（サイバー攻撃の速度、複雑さ及び効果を高めることができる）AIの利用など、様々な要因により高まる。これらの要因は、当行の情報資産を侵害し、また、当行、その顧客、サプライヤー及び取引先の通常業務を中断させる可能性がある。

データ漏洩、サイバー攻撃、スパイ活動及びエラー（人為的なものを含む。）等の有害事象の頻度及び影響は増加しており、これらは潜在的に、金融の不安定化、レピュテーションの悪化、サービスの混乱、波及リスクに加えて、当行、当行の顧客、株主、サプライヤー、取引先又はその他の関係者への経済的及び非経済的損失を引き起こしている。これらの脅威を予防し、対処する当行のシステム及びプロセスは、常に効果的であったとは限らず、また常に効果的であるとは限らないことから、人為的過誤が発生する可能性がある。

当行、当行の顧客及びその他のステークホルダーがサイバー攻撃、情報セキュリティの侵害又は無効なサイバー・レジリエンスによる損失を被る可能性がある。法律上又は規制上の義務に違反して顧客データが保有されており、当該データが情報セキュリティ・インシデントの一環として漏洩された場合、深刻な結果をもたらす可能性がある。当行が必ずしもこのようなインシデントを常に予期及び阻止したり、効果的に対処したりすることができるとは限らず、又はその結果として生じた損失に効果的に対処し、及び／若しくは是正することができるとは限らない。当行のサプライヤー、取引先、その他当行の活動、金融プラットフォーム及びインフラに關与しているか、又はそれらを促進する関係者、並びに当行の顧客のサプライヤー及び取引先もリスクに晒されており、当行が影響を受ける可能性がある。

サイバー攻撃が世界的に増加するにつれ、情報セキュリティ上の失敗に対する監督機関による執行措置や、顧客又は株主による法的措置が講じられる可能性が増大している。これには、情報セキュリティ・リスクの管理の失敗、情報セキュリティの慣行に関する、誤解を招く宣言、又はサイバー攻撃や情報セキュリティ脅威への対応の不備（遅延した、不備のある、又は誤解を招く通知を含む。）などの問題に対する集団訴訟が含まれる場合がある。

攻撃が成功した場合の結果には、技術インフラの損傷、政府による介入、サービスの中断、顧客の損失及び市場シェアの喪失、データの消失、サイバー恐喝、顧客関係の是正及び／又は補償、法令違反、詐欺行為に対する脆弱性、訴訟、罰金及び監督機関による監視やその他の執行措置の強化が含まれる可能性がある。

これらの結果は、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。サイバー脅威が進化するにつれて、当行は、当行のシステムを強化し、脆弱性若しくはインシデントに対処し、規制上の変更に対応するために、多額の資金を配分し、追加コストを負担する必要性が生じる可能性がある。

	当行は、地政学的事象による損失を被る可能性がある。	・ 地政学的リスク ・ 紛争 ・ オペレーショナル・リスク ・ 信用リスク
---	----------------------------------	---

当行、当行の顧客及び当行のサプライヤーは、異なる地域において事業を運営し、貿易を行い、資産を所有している。重大なリスクが存続しており、これには、地政学的不安定性、紛争、貿易摩擦、関税、制裁措置、社会的混乱、社会不安、戦争、テロ活動、国際的な敵対行為、及び特定の種類の犯罪への加担又はそのような犯罪に対して措置を講じることへの抵抗から生じるものが含まれる。

かかる事象又はかかる事象が生じる可能性に関連する不確実性は、現在から将来にわたって、当行及び当行の顧客の業務に直接的又は間接的に影響を及ぼし、国内外の経済の安定性に影響を及ぼし、消費者及び投資家の信頼に影響を及ぼすことで、業界、事業、サービス提供者及びサプライチェーンに混乱をもたらし、最終的には経済活動に悪影響を及ぼす可能性がある。これは、材料や労働力不足、より高額なエネルギー・コスト及びコモディティ価格、市場におけるボラティリティー並びに財産への被害をもたらす可能性がある。その結果、資産価値及び当行に対する当行の顧客の返済能力、並びに当行が貸付金額を回収する能力への影響等をもたらす可能性がある。これらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に不利な影響を及ぼすおそれがある。現在の世界情勢は、重大かつ長期にわたる紛争、保護主義的な政策の拡大（及びそれらの政策をめぐる不確実性）、並びに緊張の高まりによって特徴付けられており、これらの影響をさらに強める可能性がある。

	当行は、法規制の変更によって悪影響を受ける可能性がある。	・コンプライアンス及びコンダクト・リスク ・監督機関による期待 ・法規制の変更 ・罰金、刑罰、その他の費用及び資本オーバーレイ
---	-------------------------------------	--

当行は、金融サービスの提供者に対する持続的な法規制の変更及び継続的な監視がされている、高度に規制された環境下で事業を行っている。当行の事業、見通し、レピュテーション、業績及び財政状態は、国内外の法規制、政策、監督業務、監督機関による期待及び銀行行動規範などの業界の行動規範の変更によって悪影響を受けてきており、また今後も受ける可能性がある。

このような変更は、当行が事業を行う方法にも影響を与える可能性があり、それにより当行の商品及びサービスの提供方法が変更されており、また、今後も変更される可能性がある。かかる変更により当行による商品及びサービスの提供を変更、停止又は中止することが求められる場合もあった。業界全体のレビューや調査は、法規制、政策又は監督機関による期待をさらに変化させる可能性がある。これらのレビューや調査の影響には、当行の柔軟性が制限されること、当行が多額の費用（例えば、システム変更の費用、最終補償制度（Compensation Scheme of Last Resort）の賦課金の負担、詐欺行為や不正行為に関連する責任、又は詐欺行為の管理若しくはその他の業界全体の問題に関連する業務費用）を負担する必要性が生じること、専門家リソースが吸収されること、収益性に影響すること、及び当行が追加資本を保有する必要性が生じることにより、当行の戦略的イニシアチブを追求する能力又はその他の変更を実施する能力に影響することが含まれており、また、今後も引き続き含まれる可能性があり、その結果、当行は市場シェアの増大又は維持ができなくなるか、利鞘及び手数料が圧力を受ける可能性もある。

当行グループが法規制の変更を効果的に、かつ要求される期間内に管理することができなかったことにより、当行グループはそのコンプライアンスに係る義務を果たすことができなくなったことがあり、また今後も果たすことができない可能性がある。また、行政処分等、罰則、罰金、民事訴訟、資本への影響、そして最終的には営業許可の剥奪又は変更という結果を招く可能性がある。テクノロジー、システム及びプロセスの更新は、かかる変更に合わせてことに必ずしも成功するとは限らず、不具合、人為的過誤又は意図しない結果のリスクも増大するため、頻繁かつ大量の規制はまた、実行リスクを生じさせる一因にもなる。かかる変更を管理するためには、多大な経営上の注意、コスト及び資源（スキルを有する人材の確保は困難な場合があるが、かかる人材の確保を含む。）が必要になる可能性がある。

当行グループに影響を与える規制変更の特定の側面に関する追加情報は、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」並びに第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記1に記載の「重要な会計上の仮定及び見積り」及び「会計基準の今後の展望」に記載されている。

	当行は法令、規則又は規制政策の不遵守によって悪影響を受けてきており、また受ける可能性がある。	・コンプライアンス及びコンダクト・リスク ・監督機関による期待 ・法規制 ・業界の行動規範 ・罰金、刑罰及び資本オーバーレイ
---	---	--

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域に適用されるすべての法令及び規制上の要求事項、並びに業界の行動規範を遵守する責任を有している。

当行は、規制の複雑さ及びその量、並びに継続的な規制上の変更によって増幅される可能性のあるコンプライアンス・リスク及びコンダクト・リスクに晒されている。これらのリスクは、当行の義務及び権利について曖昧さがある場合や複数の解釈が可能な場合、法域間や制度間の抵触がある場合、又は業界内の協議が限定的である場合若しくは規制ガイダンスが存在しない場合で、特にかかる規制が新しい場合又はその適切性が検証されていない場合に高まる。

コンプライアンス及びコンダクト・リスクの軽減を目的としている当行のコンプライアンス及びコンダクトの管理体制は、常に効果的であったわけではなく、また今後も常に効果的であるとは限らない。決断が誤っていたり、統制若しくはプロセスの設計又は実施における欠陥や、新たな対策の実施における欠陥があったりといった要因により、破綻が生じたことがあり、また今後も生じる可能性がある。これらの問題により、監督機関への報告や情報提供の義務を果たせないことを含む、コンプライアンス違反につながる可能性がある。進行中のレビュー及び変更プログラムは、コンプライアンス上の問題を特定し続けている。

コンダクト・リスクは、特に脆弱な顧客、困難な状況にある顧客及び先住民の顧客について、顧客のニーズを満たさない又は市場若しくは監督機関の期待に応えない商品及びサービスを通じて生じており、また、今後も引き続き生じる可能性がある。かかるリスクは、統制、プロセス、方針及び手続の回避又はその不適切な実施をもたらす、当行の従業員、役員、業務委託者、代理人、授權代理人、信用供与取引の代理人及び／又は外部のサービス提供者の意図的な、無謀な、過失による、偶発的な若しくは意図しない行為から生じており、また、今後も引き続き生じる可能性がある。これは、業務上の義務（受託者責任、適合性要件及び責任ある貸付に関する要件を含む。）の不履行、人為的過誤、リスク文化、コーポレート・ガバナンス若しくは組織文化の脆弱性、又は商品の設計及び導入不良（顧客のニーズの全部若しくは一部を検討しないこと又はターゲットの市場外における商品及びサービスの販売を含む。）により生じる可能性がある。これらのリスクは、当行の流通経路の監督及び監視が不十分であった場合に高くなる。当行の従業員による不遵守は、他の従業員にも悪影響を及ぼす可能性があり、訴訟やレピュテーションの悪化などの結果につながる可能性がある。さらに、第三者によるコンダクト（例えば、顧客が商品申込書において自身の立場を偽って申告し、当行がそれを特定できなかった場合）によって当行の手段が限定される可能性があり、第三者の有責性によって監督機関による措置が軽減されない可能性がある。

これらの要因は、顧客（脆弱な顧客及び困難な状況にある顧客を含む。）に好ましくない結果、コンプライアンス義務の不履行（又は不遵守を迅速に検出し、報告及び／又は是正することができないこと）、当行が事業を行う市場や当行が報告するデータの完全性を損なう可能性のある影響、レピュテーションの悪化、監督機関の監視又は調査の強化及び雇用紛争をもたらしたことがあり、また、今後も引き続きもたらす可能性がある。当行は現在、複数の調査、レビュー及び業界に対する照会の対象となっており、APRA、ASIC、ATO、ACCC、AUSTRAC、BCCC、FINRA、AFCA、OAIC、RBNZ、ニュージーランド金融市場局（New Zealand Financial Markets Authority）、ニュージーランド商務委員会（New Zealand Commerce Commission）、フェアワーク・オンブズマン（Fair Work Ombudsman）、SEC、BaFin及びBPNGの財務分析・監督ユニット（Financial Analysis and Supervision Unit）を含む国内外の監督機関からのいくつかの要求に対応しており、また、今後も引き続き対応し、それには多額の資金及びコストが伴うといえる（これにより、専門家リソースが他の作業計画から流用される可能性がある）。

監督機関によるレビュー及び調査により、監督機関が当行及び／又はその代表者に対して行政上・執行上の措置を講じたことがあり、また今後も講じる可能性がある。監督機関は、広範な権限を有しており、指示を発し（例えば、商品の設計及び配布、並びに是正措置を行うことに関する指示）、民事又は刑事手続を遂行し、多額の罰金及び制裁金を請求し、並びにその他コンプライアンス又は執行結果を求める可能性がある。これらのリスクは、違反が速やかに検知されない若しくは対処されない場合、当行の義務（又は監督機関の期待）を当行が履行できない場合、組織的な行為を示す行為パターンがある場合又は違反の認識があった場合で、とりわけ、脆弱な顧客、困難な状況にある顧客及び先住民の顧客等、監督機関が特に注視している分野におけるときに高まる（また、制裁金はより多額になっており、今後もより多額になる可能性がある。）。また、監督機関による調査は、取締役及び経営陣に対して、資格剥奪となる可能性を含む不利な結果をもたらす可能性がある。かかるレビューや調査に割り当てられた資金は、変更及び是正プログラムを含む他の活動を妨げる可能性がある。

さらに、APRAは、資本オーバーレイ（資本の積み増し要求）又はリスク調整後資産の増加を通じて、当行グループに追加資本を確保することを要求することができる（例えばストレス・テストや流動性管理等に関連する、健全性基準及び／又は期待を遵守できない場合に対する対応として要求する場合を含む。）。民事制裁金訴訟の開始後、APRAは、2019年に必要なオペレーショナル・リスク資本に対し、500百万豪ドルの文化、ガバナンス及び説明責任レビューのオーバーレイを課し、さらに追加で500百万豪ドルのリスク・ガバナンスのオーバーレイを課した。APRAは2024年に当行グループの資本オーバーレイを10億豪ドルから500百万豪ドルに引き下げたが、更なる資本オーバーレイの適用は、当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

変化しつつある政治及び規制を取り巻く環境においては、監督機関の権限の拡大、民事制裁金及び罰金の大幅な増加、並びに機関及び／又はその従業員若しくは代表者に対する刑事訴追の増加（過失要素がない場合を含む。）が見られた（また、今後も引き続き見られる可能性がある。）。その結果、レピュテーションが損なわれ、顧客、投資家、その他のステークホルダーの当行との取引意欲が損なわれる可能性もある。当行や当行の事業活動の規模を考慮すると、当行による不遵守は、複数の違反につながる可能性があり、その結果、多額の制裁金、是正措置及びその他の結果（例えば、規制上の損害）につながる可能性がある。財務説明責任制度（Financial Accountability Regime）の導入は、強化された責任及び説明責任の枠組みを課すことにより、これらのリスクをさらに増大させた。

当行グループに対して開始される監督機関による調査又は措置によって、当行グループは、第三者に訴訟を提起される（集団訴訟手続によるものを含む。）更なるリスクに晒されており、また今後も晒される場合があり、これにより、当行グループは第三者に対する（ときには多額の）賠償の支払及び／又は更なる修復活動を行うことを要求される場合がある。市場の動向から、潜在的な請求の範囲が拡大していることが示唆され、これにはサイバー・インシデント、金融犯罪、並びに環境、社会及びガバナンス（ESG）の問題に関連するものが含まれる。当行は幾度も多大な是正費用（補償金及び問題を是正するための費用を含む。）を支出しており、また今後も、是正を必要とする新たな問題が発生する可能性がある。当行は、是正活動を効果的にかつ確実に調査、数値化、及び実施する上で課題に直面しており、また今後も引き続き直面する可能性がある。これらには、影響を受ける当事者に対して適切、公正かつ適時に補償する方法を決定する上での課題が含まれる。時間の経過、技術的なシステム上の制約、又は当行の記録が不適當であることによって、根本的な問題の調査が妨げられる可能性がある。是正措置の遅延は、影響を受ける当事者の数やその対応の迅速さ、進行中の調査又は訴訟、及び監督機関からの要求により発生する可能性がある。是正プログラムは、監督機関による措置又は調査、訴訟その他の手続が実施されること、又は制裁措置が課されることを防ぐことができない可能性がある。

監督機関による調査、照会、訴訟、罰金、刑罰、権利侵害通知、規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更、又はその他の執行措置、行政措置若しくは合意（法的強制力のある合意等）は、個別に又は他の規制当局の措置と併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼし、集団訴訟のリスクを増大させる可能性があり、また今後もその可能性がある。

当行グループに影響を与える可能性のある特定の規制その他の事項（集団訴訟を含む。）に関する追加情報は、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」並びに第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記13に記載されている。

	効果的なリスク管理の実施ができないことにより、当行は損失を被っており、また今後被る可能性があり、かつ悪影響を受ける可能性がある。	・ リスク管理 ・ 統制及びプロセス ・ リスク文化 ・ リスク・ガバナンス ・ 罰金、刑罰
---	---	--

当行のリスク管理の枠組みが、常に十分に効果的であったとはいえず、また今後も常に効果的であるとは限らない。重大なリスクを特定、測定、評価、監視、報告、統制又は軽減するために当行が割り当てるリソースは時として不適切であることがある。これは、枠組みの設計又は主要なリスク管理の方針、統制及びプロセス、当行の報酬の構造及び被害管理プロセスの設計又は運用が不適切であること、技術的な不具合、当行の企業構造、不完全な実施若しくは埋め込み、当行の人材（業務委託者、代理人、授權代理人及び外部のサービス提供者を含む。）による当行の方針やプロセスの不遵守若しくは適切な実施ができないことによって生じる可能性がある。十分なスキルを有し、訓練を受け、若しくは適格な人材又はリスクを適切に管理するための十分な能力（人材、プロセス及び技術を含む。）が当行に不足している場合、このような事態が生じる可能性が高まる。

当行は、当行のリスク管理の枠組みを定期的に見直し、それが適切なものであるかを判断しているが、いかなるリスク管理の枠組みにも内在的限界があり（また、リスク文化又はガバナンスの脆弱性によって効果を発揮しない可能性もある。）、当行が想定していない又は特定していないリスクが存在又は将来発生する可能性がある。これには、例えば、当行の方針、統制及びプロセスに対する認識の欠如がある場合や、それらが適切に遵守、監視、監査又は執行されていない場合が含まれる。これによって、不適切な意思決定をもたらすか、又はリスク及び統制の脆弱性が特定、報告若しくは対処されない可能性がある。

リスクは当行のリスク選好に対して測定及び監視され、リスクがリスク選好外である場合、当行は、枠組みと方針の設計を改善することを含め、かかるリスクをリスク選好内に戻す手段を取るよう努めている。ただし、複雑さ、情報技術システム強化の遅延、スタッフの制約（スタッフが他の規制上の変更や是正プロジェクトに専属的に従事している場合を含む。）、運用上の不具合又は当行の統制が及ばない外部要因によりリスクをリスク選好内に戻すことが遅延したり、効果的ではない可能性もあり、結果として特定のリスクが一定期間にわたりリスク選好外である場合がある。

当行のリスク・ガバナンスの是正並びに当行のリスク・ガバナンス、説明責任及び文化の強化の支援に関連して、2020年12月にAPRAとの間で成立した法的強制力のある合意の一環として、当行は、包括的プラン（「IP」）を策定した。そこで確約したとおり、IPは2023年12月に完了し、2024年4月にはプロモントリー・オーストラリア（独立レビュー担当者）が当行の完了を確認した。プロモントリー・オーストラリアが発行したIP報告書は、当行のウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/media/core/>）で公開されている。当行は2024年12月に完了し、2025年2月にプロモントリー・オーストラリアによって完了が確認された移行期を経て、IPによる改善の持続可能性及び有効性に重点を置き続けてきた。

当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手順のいずれかが、効果的でないか若しくは不十分であると判明した場合、適切に実施されていない場合、又は当行がリスクをリスク選好内に戻すことができなかった場合、当行は、持続的かつ強化された監督機関による監視及び措置に直面することとなる可能性がある。より強力なリスク文化は、早期の自己認識及び是正を促す一方で、監督機関による更なる措置を始動させる懸念を浮き彫りにする可能性もある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある財務上の損失、資本要件の追加、コンプライアンス違反、罰金、レピュテーションの悪化及び／又は大幅な是正措置につながる可能性がある。

	当行は、テクノロジーの欠陥による損失を被る可能性がある。	・オペレーショナル・リスク ・情報及びテクノロジー ・変更の管理 ・テクノロジーの欠陥 ・機能停止
---	------------------------------	---

当行の情報及び技術の信頼性、利用可能性、完全性、機密性、安全性及びレジリエンスの維持は、当行の事業にとって非常に重要である。当行システムの利用可能性及び回復を保護、監視及び促進するための既存のプロセスがあるにも関わらず、当行が全面的に又は部分的に制御できない事象等によって当行の情報技術システムが不適切である、不正アクセスを受ける、適切に動作しない、あるいは機能停止状態になるリスクがある。

テクノロジーの欠陥はコンプライアンスの義務（一定の期間にわたる記録及び／若しくはデータを保持する義務、一定の期間の経過後に記録及び／若しくはデータを破棄する義務、又はその他のリスク管理、プライバシー、事業継続管理若しくは委託義務等）の違反につながる可能性がある。当行の従業員及び顧客を含むステークホルダーが不利な影響を受ける可能性がある。（プライバシーの侵害又は個人データの紛失の結果として、当行の商品及びサービスにアクセスできないこと、によるものを含む。）。その結果、業務の混乱、レピュテーションの悪化、改善費用、監督機関による調査及び／若しくは措置、又はその他の者による訴訟提起に至る可能性がある。金融セクターにおける技術問題も、複数の機関に影響を及ぼす可能性がある。すなわち、当行が他の機関に影響を与えたり、他の機関から影響を受けたりする可能性がある。

当行の技術力を向上させるために進行中の取組みに加え、旧来のシステムを使用することは、テクノロジーの欠陥リスク、変更の管理上の問題及び当行による規制上の義務の不遵守又は不適切な顧客アウトカムを高める可能性がある。当行のシステムの簡素化／合理化を目的としたプロジェクト（UNITEプログラムを含む。）には、多大なリソース（専門家の専門知識を含む。）を必要とし、コストが生じる。これらのプロジェクトが実施されている間、又は予期しない結果や影響が生じている場合は実施後に、これらのリスクが高まる可能性がある。また、これらのプロジェクトが予定通りに完了しない可能性、期待された便益をもたらさない可能性、又は予想以上に資源や資金を必要とする可能性もある。これらのプロジェクトの成功は、強固なガバナンス体制が備えられていること、並びに取締役会及び上級管理職レベルで適切な監督がなされていることに部分的に依存している。これらが不十分な場合に、規制上の義務の不遵守、不適切な顧客アウトカム、遅延、コストの増加又はリソースの需要増加のリスクを高める可能性がある。

新たな商品及びサービスを提供するために定期的にテクノロジーを更新及び強化し、規制上の義務及び継続的な規制の変更を遵守し、システムや統制の自動化を改善し、当行の顧客及び監督機関の期待を満たし、又は新規のテクノロジー・プロジェクトを効果的に実施することができなかった場合、費用超過、テクノロジーの欠陥（実施における人為的過誤によるものも含む。）、生産性の低下、機能停止、業務上の不首尾若しくは不安定性、コンプライアンスの不遵守、レピュテーションの悪化及び／又は市場シェアの喪失をもたらす可能性がある。

	気候変動及び人権や自然資本等のその他の持続可能性に関する要因は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。	・気候及び自然リスク ・物理的リスク及び移行リスク ・社会的リスク及び人権リスク ・信用リスク ・オペレーショナル・リスク ・レピュテーション及び持続可能性に関するリスク ・コンプライアンス及びコンダクト・リスク
---	---	--

気候変動及びその他の持続可能性関連のリスクは、当行、その顧客、外部のサプライヤー、及び当行が事業を行う地域に悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。これらのリスクを管理することは、その影響をモデル化し、評価する際に重大な不確実性があることから、困難である。

気候関連のリスクは、物理的リスク、移行リスク及び責任リスクとして現れる可能性がある。

物理的リスクには、当行に対する直接的なリスク、並びに当行の顧客、サプライヤー及びその他のステークホルダーに対するリスクも含まれる。これらのリスクは、気温の上昇及び変動、降水量の変化、海面の上昇、自然資本の損失（生物多様性の損失を含む。）、並びに火災、荒天、洪水、干ばつ等のより深刻で頻繁な気象事象から生じる可能性がある。これらの事象は、人権リスク及び／又は顧客の脆弱性を増大させる可能性もある。影響は、事業活動、業務、資産価値及び資産の保険性（若しくは保険の利用可能性／価格の手頃さ）への損害、混乱又は変化を通じて生じる可能性があり、その場合、コストが増加及び／又は収益が減少し、ひいては当行グループのポートフォリオのデフォルト率、延滞、貸倒れ及び減損費用の増加により当行グループの収益が減少する。

移行リスクは、低炭素社会への移行に伴い生じる可能性があり、これにより、消費者行動や市場心理等の変化を通じて当行に影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクには、段階的で順序通りに発生するものや、逆に、突発的で無秩序に発生するもの、又はその両方が組み合わさって発生するものがあり、様々な形で現れる可能性がある。影響は、気候変動を緩和するための取組み、エネルギー転換に伴う特定の事業の陳腐化、投資家の選好度の変化、顧客の嗜好の変化、技術開発、及び規制の変更から生じる可能性がある。かかるリスクは、また、収益、資産価値の減少及びコストの増加に直面する顧客への貸付を通じて発生する可能性もあり、その結果、当行の信用リスクが増大する。当行はまた、広範な経済への悪影響（金利、インフレ及び成長）又は資産の価格設定及び評価の悪化により、移行リスクの影響を間接的に受ける可能性がある。

ネットゼロ・気候変動適応銀行になるという当行の目標は、当行の方針及びプロセスの変更につながっており、また、今後も引き続きつながり、関連する実行リスクを伴う可能性がある。当行のコミットメント及び目標を達成するための能力は、ネットゼロへの経済全般の秩序ある移行に部分的に依存しており、これは、政府の政策、投資レベル、電力網の能力並びに技術、インフラ及び熟練労働力の開発及び供給における制約を含む（ただし、これらに限定されない。）、外的要因の影響を受ける可能性がある。さらに、当行の移行するための能力（当行の目標及びコミットメントを達成するための能力を含む。）は、当行の顧客が自身の移行計画やコミットメントを実施する上で直面する課題によっても影響を受ける可能性がある。

自然資本の損失とは、相互に作用することにより人々に継続的な利益をもたらす再生可能及び非再生可能な天然資源の枯渇を意味し、この自然資本の損失は、主に天然資源に実質的に依存しているか又は影響を与えている顧客へのエクスポージャーを通じて、当行にリスクをもたらす。かかる損失は、気候変動の一因となったり、気候変動によって加速されたりする可能性がある。このリスクに対する認識の高まり及び反応は、当行に対する監督機関やステークホルダーからの期待の増大ももたらしている。ネイチャー・ポジティブな銀行になるという当行の野心は、潜在的な実行リスクとなる可能性のある当行の方針及びプロセスの変更につながる可能性がある。こうした野心を達成するための当行の能力は、当行がコントロールできない外部要因によっても影響を受ける。自然資本に関する世界的な基準は初期段階にあり、規制上のリスク及び不確実性は引き続き上昇している。

当行は、当行の業務、サプライチェーン並びに当行の商品及びサービスの提供を通じて、社会的リスク及び人権リスクに晒される可能性がある。これらのリスクを特定し、管理しなければ、社会的及び人権的な悪影響を及ぼしたり、それらを助長したり、それらとの直接的な結び付きをもたらす可能性がある。これには、人権侵害又は犯罪活動に関与している者にサービスを提供したり、その者が提供するサービスに依拠したりするリスクや、不正な目的で当行のプラットフォームや商品が悪用されるリスクが含まれる。これらのリスクを特定、評価及び軽減する当行の能力は、加害者の巧妙化といった要因によって制約される可能性がある。

気候変動リスク及びその他の持続可能性関連のリスクの評価及び管理に関連するデータは、成熟し続けている。第三者のデータ（十分に利用可能でないか、信頼性がない可能性がある。）に依拠することは、当行の意思決定、目標設定及び報告に影響を及ぼし、当行の目標及びコミットメントを達成する能力に影響を与える可能性がある。関連するリスクは、報告義務によりデータの開示が要求される場合、増大する。

気候変動やその他の持続可能性に関するリスクや機会（例えば、持続可能性に関する主張、コミットメント及び／若しくは目標が虚偽の表明であると認識された場合、あるいは適切な実施若しくは達成ができない場合を含む。）を管理又は開示するための当行の戦略、ガバナンス、手続、システム及び／又は統制が実際に適応できない場合、又は適応できないと認識された場合、事業リスク、レピュテーション・リスク、法律上のリスク、及び規制上のリスクが生じる可能性がある。これには、当行グループの収益性や見通しに影響を及ぼす可能性のある財務リスクや信用リスク、監督機関によるリスク、又は当行及び／又は当行の顧客に対して訴訟（集団訴訟を含む。）が提起されるリスクが含まれている。

当行は、アクティビスト又はその他の団体によって提起された訴訟により、法的及び事業上の課題に随時晒される可能性もある。アクティビズムや問題の指摘を誘引した分野の例としては、気候関連の物理的リスク及び移行リスクにより、リスクがより高いと認識されている企業、並びに／又は気候、人権若しくはその他の持続可能性に関する問題を責任を持って管理していないと認識されている企業に融資を行うこと、実施されている人権デュー・デリジェンスの程度又は質、並びに気候関連及び持続可能性関連の開示（ネットゼロや排出量削減に関する戦略、目標及び方針を含む。）が挙げられる。

気候関連のリスク管理慣行、貸付方針、目標及びコミットメント、並びにその他の持続可能な商品、持続可能性に関する主張及びマーケティング慣行について、監督機関、株主、アクティビスト、及びその他のステークホルダーからの監視が高い水準で続くと予想される。適用される法規制の枠組み、方針、報告及びその他の基準も進化している。例えば、オーストラリアでは、義務的な気候に関する報告が導入されているほか、ASIC及びACCCによる、持続可能性、持続可能な財政運営、及び関連する主張の監視・調査に関連する幅広い問題に対するコンプライアンス及び執行措置の強化が挙げられる。これにより、コンプライス上、法令上及び規制上のリスクが高まり、コストが増加する。

これらのリスクの特定、評価及び管理に関する更なる詳細については、当行の2024年度気候変動報告書並びに2024年度有価証券報告書の第一部 第3 1 ()「経営方針」の「地域社会のための価値創出」、第一部 第3 2「サステナビリティに関する考え方及び取組」の「環境のための価値の創出」、第一部 第3 3 ()「リスク管理」、及び第一部 第5 3「持続可能性に関するガバナンス」の項目を参照のこと。

	金融犯罪に関する義務を遵守できないことにより、 当行の事業及びレピュテーションは悪影響を受けて おり、また更なる悪影響を受ける可能性がある。	・金融犯罪リスク ・賄賂及び腐敗 ・脱税 ・マネーロンダリング及びテロ資金 供与 ・経済及び貿易制裁
---	---	--

当行グループは、当行グループが事業を行う全法域において、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（AML / CTF）、賄賂及び腐敗防止、経済・貿易制裁及び税の透明性に関する様々な法律及び規則（金融犯罪法）に服する。金融犯罪法は、複雑なものである場合があり、状況により様々な義務を課す可能性がある。その結果、規制リスク、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクが高まっている。一部の法域（例えば太平洋領域等）では、金融犯罪リスクは、当行グループのリスク選好を超えるレベルに引き上げられており、リスクを軽減し、リスク選好内に戻すための適切な行動計画が必要である。金融犯罪法によれば、当行は特定の事項及び取引を監督機関に報告（国際的な資金振替に関する指示、一定の値以上の取引に関する報告、不審事項に関する報告、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）及び共通報告基準（CRS）に基づく報告等）し、また顧客が誰であるかを把握し、適切な顧客デュー・デリジェンスが進行中であることを徹底しなければならない。これらの法律の一部を遵守できないことにより、当行グループは悪影響を受けたことがあり、また今後も受ける可能性がある。

当行グループは、特に新しい決済技術の出現、金融犯罪法に影響を与える現行の法改正、デジタル資産に対する監督機関の注目の強化及び国際的に懸念される問題を管理するための経済・貿易制裁への依存の高まりによって、絶えず変化する環境の中で事業を行っている。これらの発展は、当行グループに対する新たな金融犯罪リスク（並びに詐欺行為、不正行為及び技術を活用した犯罪を含むその他のリスク）に対処するため、当行グループのシステム、方針、プロセス及び統制の更新を必要とする可能性がある。

金融犯罪防止義務の遵守が重視されるようになっており、また今後も引き続き重視される。世界中の監督機関が調査を継続し、不遵守を特定した場合に執行措置を講じることを引き続き重視しており、しばしば多額の制裁金を課している。当行の事業規模が大きいことから、システム、方針、プロセス又は統制に関して発覚していない不具合がある場合又はそれらの実施、監視若しくは修復が効果的でない際に（監督機関に対する報告義務を含む。）、AML / CTF又はその他の金融犯罪に関する義務の多数の違反を引き起こしており、今後も引き起こす可能性がある。これは、多額の制裁金及びレピュテーションの悪化や訴訟リスク等の当行グループにとってのその他の悪影響をもたらす可能性がある。

当行グループは、金融犯罪に関する義務（報告義務を含む。）の管理を目的としたシステム、方針、プロセス及び統制を整備しているが、統制の欠陥、技術的な不具合、又は金融犯罪リスク若しくは金融犯罪の類型の変化といった理由から、これらが常に効果的であったとは限らず、また今後も常に効果的であるとは限らない。監督機関からのフィードバックに加えて、当行の分析及びレビューは、当行のシステム、方針、プロセス及び統制が多くの点で常に満足のいく運用がなされているわけではなく、改善が必要であることを浮き彫りにした。当行は引き続き、金融犯罪のリスク管理をより一層重視しており、そのため、注意を要する更なる問題が特定されており、今後も引き続き特定される可能性がある。

当行グループは、様々な監督機関に対し、当行グループの是正及びその他のプログラムの更新活動に関する最新の情報を提供しているが、かかる是正及びプログラムの更新活動が当行グループのコンプライアンス・プログラムを適切又は効果的に強化するとこれらの監督機関又はその他の監督機関が認めるという保証はない。

当行の金融犯罪防止義務の不遵守は、これらリスク要因に関する他の項目に記載した監督機関の重大な執行措置、レピュテーションに関するリスク及びその他の結果をもたらしたことがあり、また今後ももたらす可能性がある。金融犯罪関連事項に関する追加情報は、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」に記載されている。

	レピュテーションの悪化は、当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。	・レピュテーション及び持続可能性に関するリスク ・マイナスの顧客アウトカム
---	---	---

当行の計画、プロセス、業績及び行動と当行のステークホルダーの期待、信念及び認識が一致しない場合、当行はレピュテーション・リスクに直面する。

当行（又は当行の顧客、従業員、サプライヤー、業務委託者、代理人、授權代理人、信用供与取引の代理人、合併事業パートナー、戦略的パートナー若しくはその他の取引先）の作為若しくは不作為は、それらが顧客、株主、地域又はその他のステークホルダーに不利な結果を生じさせた場合又は生じさせたとみなされる場合にレピュテーションの悪化をもたらす可能性がある。これは、例えば、地域・環境・社会・倫理的問題若しくは期待を適切に監視、阻止若しくは対応できないか若しくは適切に監視、阻止若しくは対応できていないとみなされること、又は規制上の要件及び期待を遵守できないことにより生じうる。当行はまた、他の金融機関及び／又は、より広く言えば金融セクターにおいて発生した（又は影響を及ぼした）インシデントによる波及リスクにも晒されている（例えば、キャッシュ・イン・トランジット業界に影響を及ぼす問題、現金の利用可能性に混乱が生じる可能性、及びこれらに起因して発生する結果（取り付け騒動を含む。））。

レピュテーションに関するリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらす問題を処理できないか又は処理できていないとみなされたことにより、追加的な法律上のリスクが発生しており、また発生する可能性があり、これには監督機関による調査、執行、措置、罰金及び刑罰を科されるか、第三者の提起する訴訟若しくはその他の措置（集団訴訟を含む。）の対象となるか、顧客（潜在的な顧客、投資家及び市場を含む。）を是正及び賠償するための要件を課される可能性がある。これは、顧客の喪失を招いたり、当行が資本市場を効率的に利用する能力を制限したりする可能性もある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

	当行は、訴訟による損失を被っており、また被る可能性がある。	・コンプライアンス及びコンダクト・リスク ・執行措置 ・訴訟 ・集団訴訟 ・多額の罰金及び課徴金
---	--------------------------------------	--

顧客、株主、従業員、サプライヤー、取引先、アクティビスト、管財人及び監督機関等、様々な原告により、訴訟が開始されたことがあり、また今後も開始される可能性があり、それらが個別に又は全体としてのいずれであるかを問わず、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション又は財政状態に悪影響を与えるおそれがある。

近年ではより広範な市場において集団訴訟手続が増加しており、こうした集団訴訟手続の多くにおいて多額の和解金が支払われている。集団訴訟のリスクは、監督機関による執行措置及び監督機関による手続の開始意欲、規制にかかる調査及び照会件数の増加、メディアによる調査、規制改革の見通しの高まり（このような訴訟に対する実際の又は認識されているあらゆる障壁を除去する可能性のあるものを含む。）、並びに第三者による訴訟資金の提供の増加を含む多数の要因によって高まっている。競合会社に対し開始された集団訴訟が、当行に対する同様の手続に発展するリスクもあり、これらが当行の訴訟の相手方の姿勢又はより広く当行の立場に影響を及ぼす可能性がある。第三者の詐欺行為や不正行為に対処するための手続も増加しており、当行はかかる手続に加わっており、今後も加わる可能性がある。

金融機関を対象としたアクティビズム戦略は、特に気候変動、持続可能性、多様性・公平性・包括性の取り組み及びエネルギー転換に関して近年世界的に増加している。これらの戦略は、問題に注目を集めること、法的若しくは規制上の基準を強化すること、又はターゲットの事業運営や活動に影響を与えるために訴訟を用いている場合がある。当行は現在、かかる訴訟及び／又はアクティビストの戦略に晒されており、また、今後も引き続き晒される可能性がある。

訴訟には不確実な要素が多く、結果を正確に予測することができない可能性がある。さらに、当行グループが訴訟に対応し、訴訟で防御活動を行う能力は、不適切な記録の保管によって悪影響を受ける可能性がある。当行グループが合理的な条件で訴訟を解決する能力は、相手方の姿勢に影響される。訴訟の管理、対応及び／又は防御に関連して費用が発生する。

いずれの訴訟の結果によっても、当行グループは多岐にわたる裁判所命令（遵守命令、不利益な公表命令及び執行命令を含む。）の遵守やその他多額の賠償金、課徴金、罰金又は訴訟費用等の支払を求められたことがあり、また今後も求められる可能性がある。和解若しくは裁判所による決定の後に実際に支払われる金額は、関連するいかなる引当金よりも著しく高額若しくは低額となる可能性があり又はかかる偶発債務が予想を上回る可能性がある。また追加的な訴訟又は偶発債務が生じるリスクも存在し、かかるリスクのすべてが、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループに影響を及ぼす可能性のある法的手続に関する追加情報は、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」及び第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記13に記載されている。

	当行は、不利な資金調達市場の状況に晒されている。	・市場リスク ・ボラティリティー及び混乱 ・資金調達及び流動性リスク ・信用リスク
---	---------------------------------	---

当行は、事業及び流動性の源泉に必要な資金の調達を預金及び国際資金調達市場に依存している。当行の資金調達を確保するための費用は、資金調達市場並びに一般的な経済状況及び地政学的状況に加え、当行のクレジット・プロファイルの影響下にある。

資金調達市場の状況及び市場参加者の行動は、非常に短期間で大きく変化する可能性があり、その結果、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下につながる可能性がある。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼の低下、市場機会の低下、当行に対するエクスポージャーへの選好の低下、資金調達費用の増加、及びマクロ経済の状況の悪化から生じる影響に関連がある。さらに、投資に関する志向の変化は、預金の引出しにつながる可能性があり、これは、当行が他の調達先からの資金調達に依存する状況を増加させる可能性がある。これらの他の資金調達先は、よりコストが高く、かつ流動性の水準が低下する可能性がある。

経済、政治、規制又はその他の理由（当行に特有なものを含む。）により市況が悪化した場合には、銀行預金への信頼が失われ、想定外の払戻しが生じるおそれがある。このような事象は、ソーシャルメディアでの情報発信により、急速に広まり、悪化する可能性がある。これにより当行の資金調達費用が増加する可能性があり、当行の流動性、資金調達及び貸付活動も抑制され、当行の支払能力が脅かされる可能性がある。その場合、たとえ強固な資本水準であっても、重大な調達資金不足から当行を保護するのに十分でない可能性がある。

当行の現在の資金源が不足した場合、当行は、市況、当行の信用格付、レピュテーション及び信頼に関する問題、並びに市場のキャパシティといった要素に応じて、代替手段を確保する必要性が生じる可能性がある。かかる代替手段は現在の資金調達費用よりも高コストであるか又は不利な条件である可能性がある。仮に、当行が適切な資金調達を行うことができない場合、当行は事業活動（例えば、貸付等）を縮小若しくは保留すること、又は、より少額な流動性バッファで事業を運営することを強いられる可能性がある。また、仮に、当行が長期間にわたり資金調達ができず、又は長期にわたって流動性を確保できない場合、当行は、支払期限の到来した当行の負債を返済すること又はその他の契約上の義務を履行することができなくなる可能性がある。かかる結果は、当行の財務実績、流動性、資本の源泉、又は財政状況に悪影響を与える可能性がある。

当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行はまた、市場に変動が生じた場合に追加担保の差入れを求められる可能性がある。その場合、当行の流動性又は当行がデリバティブを金利、為替及びその他金融リスクのヘッジに利用する当行の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

	当行は、資本水準が不十分となるリスクにより悪影響を受ける可能性がある。	・自己資本比率 ・資本リスク ・規制資本要件
---	---	--

当行グループは、事業活動を支え、通常又はストレスのかかる状況下において規制資本要件を満たし、また、当行の支払能力を維持するための資本水準又は資本構成が不十分であるというリスクに晒されている。たとえ強固な資本水準であっても、銀行破綻を懸念して預金者が速やかに資金を引き出す銀行取り付け騒動が発生した場合に当行の持続可能性を確保するには十分ではない可能性がある。

当行の資本水準は規制及びリスク選好度によって決定され、ストレス・テストによって把握される。当行は、当行の貸借対照表、見通し、ポートフォリオの構成、潜在的な資本に対する逆風（不動産の評価額、インフレ及び金利の上昇を含む。）及びストレス状況下での結果等の要素を考慮して、ストレス下にある期間における自己資本比率を維持するために規制要件のバッファを構築している。ストレス・テストのモデルや仮定は、特定のストレス事象の性質や規模を正確に予測する場合としない場合がある。マクロ経済の環境、ストレスのある状況及び／又は規制の枠組みは、リスク調整後資産を大幅に増加させ、当行の自己資本比率に影響を与え、資本分配の制限を惹起し、当行の財政的実行可能性を脅かし、及び／又は希薄化効果の高い資本調達を行うことを要求する可能性がある。

資本分配の制限は、ADIの普通株式等Tier 1 資本（CET 1）比率が健全性資本バッファ（資本保全バッファにカウンターシクリカル資本バッファを加えたもの。）の範囲内にある場合に適用される。これは、追加的Tier 1（AT 1）資本商品にかかる将来的な配当及び配当支払能力に影響を及ぼす可能性がある。当行が発行したAT 1 及びTier 2 資本証券が普通株式に転換された場合（例えば、当行のCET 1 比率が一定の水準を下回った場合、又は資本商品が転換されなければ、あるいはそれに相当する支援がなければ当行は存続不可能であるとAPRAが判断した場合）、既存の株主は、著しい価値の希薄化に直面する可能性がある。さらに、APRAは、AT 1 資本商品を段階的に廃止する意向を公表している（更なる情報については、本書の第一部 第 1 1「主な変更事項」を参照のこと。）。

	当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存しており、これらの経済又は、又はその他の金融システムにおける重大な下降又はショックが、当行に悪影響を与える可能性がある。	・戦略リスク ・マクロ経済的リスク ・市場の混乱 ・国内外の経済情勢 ・地政学的リスク ・信用リスク
---	--	---

当行の収益及び利益は、国内外の経済活動、景気及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。当行の事業のほとんどは、オーストラリア及びニュージーランドで行われているため、当行の経営成績は、これらの国々における活動の水準及び循環的性質に左右される。金融サービス業界及び資本市場は、ボラティリティー、世界経済の状況（インフレ及び金利の上昇を含む。）、外部事象、地政学的な不安定、政治的变化、サイバー攻撃又は大規模なシステミック・ショックにより悪影響を受けてきており、また、今後も受ける可能性がある。

市場及び経済の混乱が発生した場合（又は、金利が予想よりも長期にわたり高止まりする可能性）、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行の商品及びサービスの需要が減少し、信用損失が増加し、それにより収益が減少する可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先へ悪影響をもたらす可能性がある。逆に、金利が低下する環境は、利鞘を縮小させる可能性があり、収益にも影響を与える可能性がある。

オーストラリアの貿易依存度を考慮すると、オーストラリアの主要貿易相手国の経済成長の減速又は当該国の対外政策（関税や制裁等の貿易保護政策の採用を含む。）に起因することのある政策決定の転換が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行の商品及びサービスに対する需要を減少させ、サプライチェーン、経済活動の水準及び当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。

かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であるが、これらの各要因は、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

	資産市場の低迷が当行の業務又は収益性に悪影響を与える可能性があり、減損及び引当金の増加は当行の業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。	・市場リスク ・資産価格の低下 ・減損 ・信用リスク
---	---	---

株式市場、債券市場、並びに居住用及び商業用不動産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場の低迷が、当行の業務及び収益性に悪影響を与えており、また今後も与える可能性がある。税制の変更や賃料を制限する法律の制定の可能性等による資産価格の低下も、顧客及び取引先、並びに当行が保有する担保（居住用及び商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性がある。これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力が影響を受ける可能性がある。また、これは減損費用及び引当金に影響を与え、ひいては当行の業績、財政状態及び資本水準に影響を与える可能性がある。資産価格の低下は、当行が保有又は管理する有価証券及び／又は資産の価値をベースとする手数料にその収益が部分的に依存しているため、当行の資産管理業務にも影響を及ぼす可能性がある。

当行は、最新の情報及び当行の予想を利用した会計基準に基づき、信用減損に対する引当金を積んでいる。当行の予想を超えて経済状況が悪化した場合、顧客及び／又は取引先の一部がより大きな財務上の圧力を経験する可能性があり、減損、債務不履行及び償却が増加し、引当金が増額される可能性がある。困難な状況にある顧客の扱いに関する監督機関の期待の変化は、減損の増加及び／又は引当金の増加につながる可能性がある。かかる事態は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、清算及び決済契約、並びにその他の機関及び政府機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。これらについては、国際金融市場における経済状況により、その財政状態が様々な形で影響を受ける可能性がある。

	ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。	・ソブリン・リスク ・不履行
--	-------------------------------------	---

潜在的なソブリンの契約不履行、ソブリン・デフォルト及び政府が経済の一部（（当行のような）金融機関の資産を含む。）を国有化するリスクにより、当行が保有する資産の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性もある。

	当行の信用格付を維持できない場合、当行が悪影響を受ける可能性がある。	・資金調達の利用可否 ・資金調達のコスト ・信用格付の引き下げ
---	---	---

信用格付は、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付は、当行の資金調達のコスト及び利用の可否に影響する場合があります、また投資家、一定の機関投資家である顧客及び取引先が当行グループへの投資、当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要となる可能性がある。

格付の引下げは、オーストラリアのソブリン信用格下げ、当行の業績の大幅な悪化又は当項目で挙げるリスクのうち一つ若しくは複数又はその他の事象により発生する可能性があり、これには規制変更又は格付機関が信用格付を決定する際に使用する方法の変更も含まれる。格付機関が重大な事象による主要な格付要素への影響について不確実性が非常に高いと考えた場合、信用格付又は格付見通しは引き下げられたり、修正されたりする可能性がある。

当行の信用格付の引下げが生じた場合、当行の資金調達コスト、担保要件、流動性、競争力、資本市場へのアクセス及び当行の財政的安定性が悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付の変更の程度、格付機関の違い（スプリット・レーティング）、及び競合他社又は金融業界も影響を受けているか等の複数の要因に左右される。

	当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に晒されている。	・ 利鞘 ・ 監督機関による監視 ・ 戦略に関するリスク ・ 新規参入者
---	--	--

金融サービス業界では、消費者向け及び商業銀行、投資銀行、その他金融サービス会社、フィンテック企業及び金融サービスに意欲的なその他の業界の企業を含む様々な企業により激しい競争が行われている（同一の資本要件及び規制要件に服していない企業、又は他の市場から多額の収益を得ている企業も含まれ、これらの企業はより柔軟に、より低い資金コストで業務を行うことが可能である場合がある。）。

また新興の競合他社は、既存の事業モデルを断絶させる目的で新規のビジネスモデルを採用し又は最新技術の活用を狙うことにより、競争環境を次々と変えつつある。

競争環境は、部門の監督機関による監視の強化並びに競争を刺激し、顧客の選択を改善し、新規及び既存の企業との競争の増大を促す可能性のあるその他の法改正によっても左右される可能性がある。

当行が事業を運営している様々な市場における競争は、当行の利鞘又は市場のシェアが減少しており、また減少し続ける可能性がある。

預金は、当行の貸借対照表の大部分の資金源であり、これまで比較的安定した資金源であった。当行が預金をめぐる競争で優位に立てなかった場合、当行は、資金調達コストの増加に直面する可能性があり、これにより当行がその他の種類の資金調達の利用を模索するか、又は貸付を縮小する結果をもたらす可能性がある。

当行の競争力は、進化する顧客の志向に合致した商品及びサービスを提供する能力に依存している。変化に対応できなかった場合顧客の喪失につながる可能性があり、これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

詳細については、2024年度有価証券報告書の第一部 第2 3（d）「当行の事業環境」を参照のこと。

	当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被っており、また引き続き被る可能性がある。	・ オペレーショナル・リスク ・ 変更の実行 ・ 記録管理 ・ 非効果的なプロセス及び統制 ・ 不正行為及び詐欺 ・ 第三者 ・ AI
---	---	---

オペレーショナル・リスクとは、不適切な又は不備のある内部プロセス、人及びシステム又は外部事象に起因する損失のリスクをいう。これには、とりわけモデル、データ、オペレーション、変更の実行及び第三者に関するリスクが含まれる。当行は、これらのリスクを管理する方針、プロセス及び統制を備えているが、これらが常に効果的であったとはいえず、また今後も常に効果的であるとは限らない。

プロセス及び統制（当行の業務委託者、代理人、授権代理人及び信用供与取引の代理人によるもの、又はそれらの活動の不適切な監督及び監視を含む。）が効果的でないため、顧客、従業員又は第三者に不利な結果が生じており、また引き続き生じる可能性がある。

外部事象に対応して十分な検証を行わないまま過度に迅速に対策が実施された場合（又は十分に迅速に実施されなかった場合）に、業務上の機能停止が発生する可能性があり、その結果、財務上の損失となる場合、顧客関係の是正を招く場合、監督機関による監視がされる場合、及び監督機関により介入される場合や罰金、罰則及び資本オーバーレイを課される場合があり、不首尾の性質によっては、訴訟（集団訴訟手続を含む。）をもたらす可能性がある。

オペレーショナル・リスクの例として以下が含まれる。

- ・不正行為及び詐欺行為：当行は、詐欺的な貸付金申込み（顧客による虚偽の申告を含む。）、又は不適当若しくは詐欺的な支払及び決済等の不正行為及び詐欺により損失を被っており、また、今後も被る可能性がある。このような損失（追加の顧客補償や制裁金の可能性を含む。）は、規制変更により著しく増加する可能性がある。これには、当行グループが、2025年詐欺防止枠組み法（Cth）により導入された2010年競争・消費者法（Cth）の中の詐欺防止枠組みに定められた義務を遵守しない場合が含まれる。不正行為は、当行のシステム又は顧客の口座にアクセスしようと試みる外部者、ミュール・アカウントの使用、投資詐欺を行うための口座の利用、及び第三者のサイバー・セキュリティ事象により本人確認記録が侵害された場合にも発生する可能性がある。これらのリスクは、リアルタイムの取引機能によって高まっており、また、他の機関に影響を及ぼしたインシデントによる波及リスクにも晒されている。不正行為、詐欺行為又は当行のシステムや顧客の預金口座への不正なアクセスの発生を防止し、管理するシステム、手続及びプロトコルが機能しない場合又は不適切若しくは有効でない場合、それらは、当行の顧客、事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。規制上及びコンプライアンス上の要求事項は、不正行為や詐欺行為を迅速に特定し、対応する能力、又は影響を受ける者と連絡を取る能力を妨げおそれがある。
- ・記録管理：効果的な記録管理に関する方針及びプロセスを適切に実施及び監視することができなかった場合、情報の保護、記録の特定、監督機関からの通知への対応、是正の実施、並びに記録の保持及び破棄義務を果たす当行の能力に影響が及ぶ可能性がある。当行のシステムにおける記録管理ライフサイクルの実施に不備が存在する場合又は当行グループ全体への記録管理の浸透が不十分な場合、これらのリスクはさらに高まる。記録が必要以上に長期間保持される場合、データ漏洩等のサイバー・インシデントやプライバシー・インシデントの影響が拡大する可能性がある。
- ・人工知能（AI）：顧客及び業務をサポートするためのAIの導入がより一層進むにつれて、透明性の欠如、不正確なデータ入力、無意識の偏見、守秘義務及びプライバシー義務の違反、不正確なアウトプット及び決定、又は当行の方針や価値観と矛盾する意図しない結果等、かかるテクノロジーの利用に関連するリスクに晒される可能性がある。さらに、AIを導入することができなかったり、導入に遅延が発生したりすることによって、競争上の不利益につながるか、又はリスクの管理を支援したり、顧客アウトカムを向上させたりする能力を活用できなくなる可能性がある。AIの活用は財務上、規制上、コンダクト、レピュテーション及び顧客に影響を与える可能性がある。

- ・ 第三者：当行は、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における第三者に依存している。これらの第三者（当行の授權代理人及び信用供与取引の代理人を含む。）が要求に応じた、並びに法規制及び監督機関による期待に基づくサービスを提供できない場合、当行の商品及びサービス提供能力に混乱が生じ、また、当行の顧客、業務、業績又はレピュテーションに悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、当行は、現金輸送、現金取扱い及び現金保管サービスの提供について、第三者に依存している。現金需要の減少によりキャッシュ・イン・トランジット（CIT）業界に圧力がかかっており、当行は、当行に代わってCITプロバイダーが保有する多額の現金の損失（又は現金へのアクセスの遅延）リスク（当行は現在、2025年7月に終了する主要な業界関係者との取決めに基づいて業界向けに商業用現金分配を提供しているため、当該リスクは当行にとってさらに深刻である。）、システム全般における現金の利用可能性の低下リスク（これは取り付け騒動につながる可能性がある。）、潜在的なコストの増加リスク（例えば、当行又は第三者プロバイダーが規制要件を満たすため、又は裁判所命令に応じられるようにするため）、及び当行又は当行の顧客がCITサービスの途絶により損失又は損害を被った場合の関連する結果リスク等のオペレーショナル・リスクに晒されている。
- ・ 変更の実行：当行は、テクノロジー・プログラム及びその他の変更プログラムの提供においてリスクに直面している。これには、変更プログラムが望ましい成果を達成できなかったり、変革の実現に関連する課題の削減、未然防止、軽減及び管理ができなかったりするリスクが含まれる。その結果、事業の途絶及び遅延、技術的な課題、財務上の損失、又は監督機関による更なる監視につながるリスクがある。当行のテクノロジー・システム又は金融インフラが正常に動作しなかった場合、当行又はその顧客が損失又は損害を被るリスクもある。これは当行のシステムの複雑性、及びそれらのシステム間の相互作用から生じる可能性もある。これには、例えば、システム上の問題によって誤った手数料や料金が顧客に適用されることや、その他の不適切な顧客アウトカムが含まれる。これは潜在的に、財務上の損失となる場合、顧客関係の是正を招く場合、監督機関による監視がされる場合、及び監督機関により介入される場合や罰金、罰則及び資本オーバーレイを課される場合があり、不首尾の性質によっては、訴訟（集団訴訟手続を含む。）をもたらす可能性がある。
- ・ 保険の適用範囲：当行が晒される可能性のあるリスクに対して、適切な再保険及び／又は保険に今後加入できず、現在も加入していないリスクもある。これは、利用可能な保険又は適切な保険がないこと、保険料の増加、又は保険業者の不履行が原因である可能性がある。保険証券が利用不能である場合又は損失に対応しない場合、当行は保険証券からかかる損失を取り戻す能力を有しない。

	当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある。	・ 市場リスク ・ 地政学的リスク ・ ボラティリティー及び混乱 ・ 信用リスク
---	---------------------------------------	--

市場リスクとは、外国為替相場、商品価格、株価、信用スプレッド及び金利等の市場要因の変動により、当行グループの業績、財政状態、資本及び流動性に悪影響が及ぶリスクである。市場リスクは、銀行勘定及びトレーディング勘定の両方において存在する。当行は、当行の金融市場業務、資産及び負債の管理、当行が保有する流動資産の有価証券、資本市場へのアクセスに対する依存度並びに当行の確定給付制度を要因として市場リスクに晒されている。

市場要因の変動は、経済的混乱、地政学的事象、貿易摩擦、市場流動性又は主要な市場参加者若しくはセクターに関連する懸念を含む様々な出来事によって引き起こされる。その結果生じる市場のボラティリティーは、損失につながる可能性があり、当行の業績及び資本状況に悪影響が及ぶことがある。

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。かかるリスクをその他の者に対してシンジケート化又は売却により解消することができない場合、当行は損失を被る可能性がある。このリスクは、市場のボラティリティーが上昇しているときにより顕著になる。

	質の悪いデータが、当行の事業及び業務に悪影響を及ぼす可能性がある。	・ オペレーショナル・リスク ・ データ品質 ・ 不十分な顧客及びリスク成果
---	--	--

正確、完全かつ信頼性の高いデータを保有することは、適切なデータの管理、保持及び破棄の方法、並びに内部の枠組み及びプロセスによって支えられており、当行の事業を効果的に運営するために必要不可欠である。データは、当行の顧客への商品やサービスの提供方法、当行のシステム及びリスク管理の枠組みの有効性、戦略的計画並びに効果的な決定を行う当行の能力を見極めるために重要な役割を果たしている。

当行の事業の一部では、質の悪いデータ及び／又は制限されたデータの利用可能性の影響を受けており、今後も引き続き受ける可能性がある。これは、システム、プロセス及び方針全体における不備、データ管理の枠組みの効果的でない導入を含め、様々な要因による。

このことは、顧客サービスの成果の低下、リスク管理の不利な結果、並びにシステム出力及びプロセスの欠陥につながる可能性がある。これは、データの品質が不十分であると、情報に基づいたビジネス上の意思決定を支援する当該データの信頼性が損なわれるためである。内部システム及びプロセスの欠陥は、顧客に対する信用供与及び信用枠の提供条件などの分野において、当行の意思決定に悪影響を及ぼす可能性がある。正確なデータの作成は、財務報告及びその他の報告（内部及び外部）等、当行グループ全体のその他の機能にとっても重要である。

データの品質及び可用性の低下は、当行が、当行グループ全体にわたって運営を効果的に監視・管理し、文書作成通知（production notice）を遵守し、監督機関からの通知に対応し、訴訟に対して防御及び対応し、是正活動を行う当行の能力に影響を与えている。データの保持又は破棄の義務に対する違反は、当該リスクを高める可能性がある。

質の悪いデータ及び／又は質の悪いデータの保持／破棄方法、並びに統制上の弱点や脆弱性をもたらす不十分な統制は、当行のコンプライアンス義務（監督機関に対する報告義務を含む。）を履行する当行の能力にも悪影響を与える可能性がある。以前には、これが監督機関による調査や不利な調査結果、当行グループに対する措置につながったことがあり、当行が許容範囲のデータ品質水準及び効果的な監督慣行を維持しなければ、かかるリスクは今後も続く。

当行のデータ品質及びデータ管理慣行が適切で、目的に適合し、持続可能であることを確保するために当行のデータ関連の枠組み及びプロセスは、継続的に見直され、必要に応じて改善されなければならない。これは、時代遅れ又は持続不可能な慣行が、非効率なデータ管理慣行及び／又は質の悪いデータにつながる可能性があるためである。

質の悪いデータの保持及び／又はデータの監督・統制が不十分であることによりもたらされる可能性のある結果には、当行グループがその既存事業を効果的に運営する能力、第三者から有望な事業を獲得する能力、並びに当行グループのレピュテーション、業績及び財務状態に及ぶ悪影響が含まれる。

	一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。	・ 戦略に関するリスク ・ 保証及び補償 ・ 売却及び買収 ・ 導入リスク
---	---	---

当行は、当行の事業や製品の簡素化・効率化、多様化、革新化を図ることが可能な分野を含め、戦略的な決断、優先事項及び目標について検討しており、またこれを実施している。これらの活動は複雑かつ高コストである可能性があり、計画通りに進行しない可能性がある。例えば、当行は、特定の取引、事業の分離若しくは統合を予定された期間内に完了すること、あるいは完了すること自体が困難となったり、業務が中断されたり、経営資源の流用又は予想を上回る取引費用に直面したり、第三者が影響を受けたり、戦略的な選択に関する市場の見解に相違があったりする可能性があり、その結果、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

事業を首尾よく売却できなかった場合、当行はより高い業務コスト及びそれらの事業に内在するより高いリスクに晒される可能性がある。事業の維持を決定することにより、当行は、それらの事業に内在するより高いリスクに晒される可能性もある。例えば、当行の太平洋地域の事業は、当行の顧客、事業、見通し、レピュテーション、業績又は財務状態に悪影響を及ぼす可能性のあるオペレーション、ソブリン、金融犯罪及び為替管理に関するリスクを含む複数のリスクに直面している。事業の売却について、当行は特定の完了前の事項に関して相手方に保証及び補償、並びにその他特定の誓約（移行サービスに関連するものを含む。）を提供した（また、将来の処分において提供する可能性がある。）。これらは、かかる義務が効力を有している間は、当該相手方に対して多額の支払を行う責任を負う結果となる可能性がある。売却に伴う行動や顧客救済に関連するリスクを管理するために、当行は、APRAが公表したガイダンスに従い、オペレーショナル・リスクの追加資本を保有している。これらの偶発債務は、本書の第一部 第6章 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記13に記載されている。

事業の取得や事業への投資もまた、業績不振、未知で未計上の負債、規制上のリスク、又は対象事業の過大評価を含むリスク及びコストを伴う。

当行と買収した事業の間の業務、文化、ガバナンス、コンプライアンス及びリスク選好度の違いは、統合の長期化及びコストの増大につながる可能性がある。

内部要因（例えば、不適切な資金調達、資源調達、取引能力又は経営モデル等）、又は外部の経営環境の変化（経済、地政学、規制、消費者心理、技術、環境、社会及び競争関連の要因を含む。）を特定、理解又は効果的に対応できないリスクは、戦略の適切な実行を妨げる可能性がある。これは、市場シェアを拡大又は維持する当行の能力や、利鞘及び手数料が圧力を受ける結果を含む、当行に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

これらのリスクは、当行の事業、成長見通し、レピュテーション、監督機関との約束、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

その他のリスク

- ・ 当行が主要な役員、従業員及び取締役の採用及び維持ができない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態は悪影響を受ける可能性がある。低失業率、移住者数の制限、業務のオンショアリング及び競争の激しい人材市場等のマクロ環境要因は、当行グループの専門的なスキルを有する人材の確保に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ （本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記1に概説された）重要な会計上の仮定及び見積りに関する変更により、当行グループは予想又は認識された金額を上回る損失を被る可能性があり、これは、当行の業績、財政状態及びレピュテーションに悪影響を及ぼすおそれがある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績等の概要

非AAS財務指標

当行の法定業績は、オーストラリアの会計基準（「AAS」）に従って作成され、国際財務報告基準（「IFRS」）にも準拠している。

当行の業績及び事業セグメントの業績を評価するにあたり、当行は、以下において記載するとおり、多数の財務指標（非AASベースで表示される金額、指標及び比率を含む。）を使用している。

非AAS財務指標及び比率は、AASに基づく標準化された意味を有しない。したがって、これらを他の会社が表示する類似の指標と直接比較できる可能性は低く、これらをAASの業績と切り離して、あるいはAASに基づく業績に代わるものとみなすべきではない。

当行の非AAS財務指標は、以下のカテゴリーに分類される。

指標 / 比率	内容	参照先
重要項目の影響を除く業績指標	本書に記載の純利息収益、利息以外の収益、業務費用及びセグメント報告は、重要項目（notable items）を除く業績指標を含む。 重要項目は、経営陣が当行の継続事業の業績を反映していないと考える項目である。重要項目の詳細は、本書の第一部 第3 3の「重要項目の影響」に含まれている。 これらの項目の1つ以上につき調整が行われた業績指標には、以下のものが含まれる。 ・純利息収益 ・利息以外の収益（純手数料収益、資産管理業務による純収益、トレーディング収益及びその他の収益を含む。） ・純業務収益 ・業務費用（人件費、賃借費用、テクノロジー費用及びその他の費用を含む。） ・引当金考慮前利益 ・純利益 / （損失） ・WBC所有者に帰属する当期純利益 ・平均普通株主資本利益率 ・平均有形自己資本利益率 これらの指標は、当行の継続事業の業績を反映した見解を提供するものであることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部 第3 3（1）「業績等の概要」及び第一部 第3 3（3）i「当行グループの業績の検討」
引当金考慮前利益	引当金考慮前利益は、信用減損（費用） / 戻入れ、及び法人税等（費用） / 還付を除く純利益 / （損失）である。 これは、純利息収益に利息以外の収益を付加し、業務費用を差し引いて算出される。これには、予想信用損失以外の引当金及び減損に関する（費用） / 戻入れが含まれる。 この指標は、当行の事業成績に関する見解を読者に提供するものであることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部 第3 3（1）の「非AAS財務指標に関する追加情報」、「業績の要約」及び「セグメント報告」の項

基本的１株当たり利益（重要項目を除く。）及び希薄化後１株当たり利益（重要項目を除く。）	基本的１株当たり利益（重要項目を除く。）は、重要項目を除くWBC所有者に帰属する当期純利益（制限株式制度（「RSP」）の配当金につき調整後）を期間中の普通株式の加重平均発行株式数（自己株式調整後）で除して算出される。 希薄化後１株当たり利益は、基本的１株当たり利益（重要項目を除く。）を、希薄化効果のある潜在的普通株式がすべて転換されたものと仮定して調整することにより算出される。 これらの指標は、当行の継続事業の業績に基づく基本的及び希薄化後１株当たり利益に関する見解を提供するものであることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部第３３（１）の「非AAS財務指標に関する追加情報」の項
コア純利息収益及びコア純利鞘	コア純利息収益は、重要項目並びに財務部門及びマーケット部門の収益を除く純利息収益として算出される。 コア純利鞘は、コア純利息収益（該当する場合は年額換算される。）を平均利付資産で除して算出される。 これらの指標は、貸付け、預金及び大口資金調達に係る当行の純利息収益及び利鞘の基礎となる業績に関する見解を提供するものであることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部第３３（３）iの「純利息収益」及び「純利鞘」の項
配当性向（重要項目を除く。）	発行済株式（自己株式控除後）に係る普通株式配当金の支払額／宣言額を重要項目を除くWBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金につき調整後）で除して算出される。 この指標は、当行の継続事業の業績に基づく配当性向に関する見解を提供するものであることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部第３３（１）の「非AAS財務指標に関する追加情報」及び第一部第３３（３）iの「配当」の項
費用収益比率（重要項目を除く。）	重要項目を除く業務費用を、重要項目を除く純業務収益で除して算出される。 この指標は、当行の継続事業の業績の効率性に関する見解を提供するものであることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部第３３（１）の「非AAS財務指標に関する追加情報」及び第一部第３３（３）iの「業務費用」の項
平均普通株主有形自己資本及び平均普通株主有形自己資本利益率（ROTE）	平均普通株主有形自己資本は、平均普通株主資本から平均のれん及びその他の無形資産（資産計上されたソフトウェアを除く。）を差し引いて算出される。 平均普通株主有形自己資本利益率は、WBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金につき調整後）（該当する場合は年額換算される。）を平均普通株主有形自己資本で除して算出される。 これらの指標は、当行の株主持分の充当状況を評価する際に、当行、投資家、アナリスト、その他の人々によって業績の指標として一般的に使用されることから、経営陣は、当該情報が有用であると考えている。	本書の第一部第３３（１）の「非AAS財務指標に関する追加情報」の項

表示の変更

比較可能性を高めるため、当上半期の表示方法の変更に合わせて比較情報の一部も適宜修正している。

非AAS財務指標に関する追加情報

非AAS財務指標の計算

本項以外で開示されていない非AAS財務指標の計算の詳細は、以下のとおりである。

費用収益比率（重要項目を除く）

	2025年 3 月に 終了した 6 か月間	2024年 9 月に 終了した 6 か月間	2024年 3 月に 終了した 6 か月間
（単位：百万豪ドル）			
業務費用	5,698	5,549	5,395
差引：重要項目（業務費用）	-	-	-
重要項目を除く業務費用	5,698	5,549	5,395
純業務収益	10,793	10,998	10,590
加算／（差引）：重要項目（純利息収益）	218	(61)	224
加算／（差引）：重要項目（利息以外の収益）	(18)	10	2
重要項目を除く純業務収益	10,993	10,947	10,816
費用収益比率（重要項目を除く）	51.83%	50.69%	49.88%

平均普通株主有形自己資本及び平均普通株主有形自己資本利益率（ROTE）

	2025年 3 月に 終了した 6 か月間	2024年 9 月に 終了した 6 か月間	2024年 3 月に 終了した 6 か月間
（単位：百万豪ドル）			
WBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金について調整済） ^a	3,314	3,643	3,340
平均普通株主資本	70,584	71,145	71,841
差引：無形資産（平均）	(10,646)	(10,698)	(10,818)
加算：コンピューター・ソフトウェア（平均）	2,581	2,630	2,730
平均普通株主有形自己資本	62,519	63,077	63,753
平均普通株主有形自己資本利益率（ROTE）	10.63%	11.55%	10.48%

a 当該利益指標の算出については、本書の第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記7を参照のこと。

重要項目を除くWBC所有者に帰属する当期純利益（RSP株式について調整済）

	2025年 3 月に 終了した 6 か月間	2024年 9 月に 終了した 6 か月間	2024年 3 月に 終了した 6 か月間
（単位：百万豪ドル）			
WBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金について調整済）	3,314	3,643	3,340
加算／（差引）：重要項目（税引後）	140	(41)	164
重要項目を除くWBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金について調整済）	3,454	3,602	3,504

ROE（重要項目を除く）及びROTE（重要項目を除く）

	2025年3月に 終了した 6か月間	2024年9月に 終了した 6か月間	2024年3月に 終了した 6か月間
（単位：百万豪ドル）			
重要項目を除くWBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金について調整済）	3,454	3,602	3,504
平均普通株主資本	70,584	71,145	71,841
平均普通株主有形自己資本	62,519	63,077	63,753
平均普通株主資本利益率（重要項目を除く）	9.81%	10.13%	9.75%
平均普通株主有形自己資本利益率（重要項目を除く）	11.08%	11.42%	10.99%

引当金考慮前利益

	2025年3月に 終了した 6か月間	2024年9月に 終了した 6か月間	2024年3月に 終了した 6か月間
（単位：百万豪ドル）			
純利息収益	9,351	9,626	9,127
利息以外の収益	1,442	1,372	1,463
業務費用	(5,698)	(5,549)	(5,395)
引当金考慮前利益	5,095	5,449	5,195

配当性向（重要項目を除く）

	2025年3月に 終了した 6か月間	2024年9月に 終了した 6か月間	2024年3月に 終了した 6か月間
（単位：百万豪ドル）			
発行済株式（自己株式控除後）に係る普通株式配当金の支払額／宣言額	2,598	2,608	2,600
除：重要項目を除くWBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金について調整済）	3,454	3,602	3,504
配当性向（重要項目を除く） ^a	75.22%	72.41%	74.19%

a 計算に使用した配当金は四捨五入されていない。

重要項目を除く、セグメント別引当金考慮前利益

	コンシューマー	ビジネス・ア ンド・ウェル ス	ウエストパッ ク・インス ティテュー ショナル・バ ンク	ウエストパッ ク・ニュー ジーランド （豪ドル）	当行 グループ 事業	当行 グループ
（単位：百万豪ドル）						
2025年3月に終了した6か月間						
引当金考慮前利益／（損失）	1,712	1,725	1,005	691	(38)	5,095
加算／（差引）：重要項目	-	-	-	1	199	200
重要項目を除く引当金考慮前利益／（損失）	1,712	1,725	1,005	692	161	5,295
2024年9月に終了した6か月間						
引当金考慮前利益／（損失）	1,712	1,741	993	734	269	5,449
加算／（差引）：重要項目	-	-	-	2	(53)	(51)
重要項目を除く引当金考慮前利益／（損失）	1,712	1,741	993	736	216	5,398
2024年3月に終了した6か月間						
引当金考慮前利益／（損失）	1,661	1,769	1,047	641	77	5,195
加算／（差引）：重要項目	-	-	-	6	220	226
重要項目を除く引当金考慮前利益／（損失）	1,661	1,769	1,047	647	297	5,421

普通株式 1 株当たり利益（重要項目を除く）

	2025年 3 月に終了した 6 か月間		2024年 9 月に終了した 6 か月間		2024年 3 月に終了した 6 か月間	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
WBC所有者に帰属する当期純利益（RSPの配当金について調整済）（単位：百万豪ドル）	3,314	3,546	3,643	3,889	3,340	3,577
加算／（差引）：重要項目（単位：百万豪ドル）	140	140	(41)	(41)	164	164
WBC所有者に帰属する調整後当期純利益（RSPの配当金について調整済）（重要項目を除く）（単位：百万豪ドル）	3,454	3,686	3,602	3,848	3,504	3,741
調整後加重平均普通株式数（単位：百万豪ドル）	3,428	3,695	3,457	3,794	3,494	3,905
普通株式 1 株当たり利益（重要項目を除く）（単位：豪セント）	100.8	99.8	104.2	101.4	100.3	95.8

業績の概要¹

財務ハイライト



2025年度上半期の業績の概要

純利益は前期比 9 パーセント減の3,317百万豪ドルであった。重要項目²を除くと、純利益は 4 パーセント減の 3,457百万豪ドルであった。重要項目を除くROTEは、34ベース・ポイント低下して11.1パーセントとなった。

法人向け及び機関投資家向け銀行業務への戦略的な注力は、消費者向け銀行業務のリターン改善への注力とともに、成長とリターンを両立させる当行のアプローチを支えている。

普通株式中間配当は 1 株当たり76豪セントであった。配当性向は75パーセント³で、持続可能な配当性向の範囲である65パーセント乃至75パーセントの最高値に相当する。

2025年度上半期には、傑出した顧客サービスに重点を置くことで、当行のフランチャイズを引き続き強化した。

- ・受賞歴もあるバンキング・アプリに追加機能を追加し、法人によるキャッシュ・フローと費用の管理を支援する新たなデジタル・ツールを導入した。
- ・市場トップクラスの詐欺防止技術への投資を継続し、顧客が新規の取引をブロックし、潜在的な金銭的損失を防止できるようにする「セーフブロック」を発表した。

- ・法人への支援として、運転資本へのアクセスを改善し、より迅速かつシンプルな融資決定のためのプラットフォームであるBizEdgeを導入した。AIを活用した法人向け貸付バーチャル・アシスタントも試験的に導入している。
- ・機関投資家顧客向けには、Westpac Oneへの投資により、リアルタイムの財務管理、FX、取引、貸付けと、クラウド・テクノロジーによる強力なデータ・インサイトの統合を実現している。
- ・人材とプレゼンスへの投資を継続し、ビジネス部門とWIB部門でバンカーを増員し、ターゲット・セクター及びセグメントの成長を推進している。また、消費者向けのバンキング・サービスと法人向けのバンキング・サービスの統合により地域社会を支援する、新たなリージョナル・サービス・センターの計画も発表した。

革新とは、規模のメリットを引き出し、優れた顧客満足度と従業員満足度をもたらすための鍵である。当行は、組織全体のイニシアチブと、事業主体で、かつ、テクノロジーに支えられた簡素化プログラムであるUNITEを通じて、変革アジェンダを推進している。

- ・60件のイニシアチブのうち、4件が完了し、41件が進行中である。2025年度上半期の実績には、新規消費者顧客の本人確認手続の合理化や、抵当権付住宅ローンの適格利用者について複数の相殺口座の利用を可能にすることが含まれる。
- ・コンシューマー部門及びビジネス部門の約2万人の従業員に恩恵をもたらすべく、単一のバンカー・プラットフォームであるデジタル・バンカーの展開を拡大している。当該ポータルでは顧客とのやり取りやニーズがすべて把握され、顧客とバンカーのインサイトと経験が改善される。
- ・抵当権付住宅ローンの商品、手続及び申請を一元で管理することにより、抵当権付住宅ローンをエンド・ツー・エンドで簡素化している。これは、顧客との関係を強化し、自己勘定融資比率を向上させるという戦略的重点事項を支えるものである。

- 1 別段の記載のない限り、すべての数値は2025年3月31日に終了した6か月間に関するものであり、2024年9月30日に終了した6か月間の数値と比較されている。
- 2 重要項目については、本書の第一部 第3 3(1)の「重要項目の影響」及び「業績等の概要」において議論されている。
- 3 重要項目を除く。



引当金考慮前利益は前期比で6パーセント減少した。重要項目を除くと、純業務収益が安定し、かつ業務費用が3パーセントの増加であったことから、引当金考慮前利益は2パーセント減の5,295百万豪ドルであった。

- ・ **純利息収益**は3パーセント減の9,351百万豪ドルであった。重要項目を除くと、特に抵当権付住宅ローンの利鞘と貸出高の増加のバランスを反映し、純利息収益は、9,569百万豪ドルと安定した。コア純利鞘の3ベース・ポイントの縮小は、平均利付資産の2パーセントの増加により相殺された。
- ・ **純利鞘**は1.88パーセントであり、以下から構成された。
 - コア純利鞘は1.80パーセントであり、預金利幅の縮小や利鞘の小さい貯蓄預金口座への預金構成の変化に加え、貸付けをめぐる競争による貸付金の利幅の縮小から3ベース・ポイント縮小した。ヘッジ対象預金及び資本の収益が増加し、当該縮小を相殺した。
 - 財務部門及びマーケット部門の収益による12ベース・ポイント（1ベース・ポイント縮小）。
 - ターム・ファンディングの経済的ヘッジに関連する重要項目による、純利鞘の4ベース・ポイントの縮小。
- ・ **利息以外の収益**は5パーセント増の1,442百万豪ドルであった。重要項目を除くと、利息以外の収益は、マーケット部門の収益の増加により3パーセント増の1,424百万豪ドルであった。
- ・ **業務費用**は、UNITEにつき想定された投資の強化、給与・賃金の増加、及びソフトウェアの償却の増加を反映し、3パーセント増の5,698百万豪ドルであった。コスト・リセット措置とその他の投資費用の季節的な減少により、業務費用の増加が一部相殺された。
- ・ **減損費用**の割合は6ベース・ポイントであり、慎重な貸付慣行と、家計及び法人双方の顧客のレジリエンスを反映している。

堅調なバランスシート

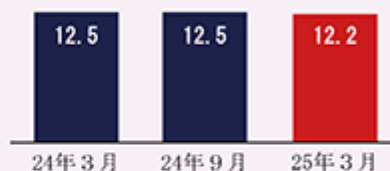
自己資本比率、資金調達比率、流動性比率のすべてが規制上の最低値を上回り、強固な財務基盤が維持された。

資本

CET 1 資本比率は、25ベース・ポイント低下し12.2パーセントであった。これには、以下による影響が反映されている。

- ・ 純利益による74ベース・ポイントの上昇。
- ・ 配当金による58ベース・ポイントの低下。
- ・ リスク調整後資産（「RWA」）の増加による31ベース・ポイントの低下。
- ・ 資本控除及びその他の項目（FXを含む。）による3ベース・ポイントの上昇。
- ・ 市場での581百万豪ドルの株式買戻しによる13ベース・ポイントの低下。

レベル 2 CET 1 資本比率 (%)



資金調達及び流動性

2025年3月に終了した四半期の平均流動性カバレッジ比率（「LCR」）は135パーセント、安定調達比率（「NSFR」）は115パーセントで、いずれも規制上の最低値を十分に上回った。

当上半期中において、預金の増加が貸付金の増加の全額を賄ってなお余りあるものであったことから、預貸率は84.5パーセントに上昇した。

当行グループは当上半期中に150億豪ドルの新規長期大口資金調達を行った。

135%

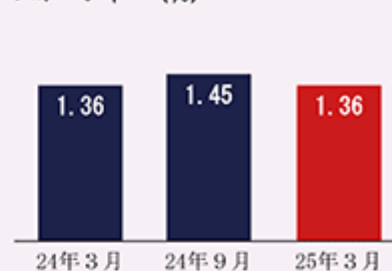
規制上の最低要件の100%を上回るLCR

信用度は安定

信用減損引当金は5,072百万豪ドルと、ベースケースの経済シナリオの予想損失を17億豪ドル上回り、適切な引当を維持している。

- 信用度の指標の改善は、抵当権付住宅ローンの90日以上債務不履行の減少と、個々の顧客の状況改善を反映している。コミットド・エクスポージャー合計（「TCE」）に対するストレスを受けたエクスポージャーは、9ベース・ポイント低下して1.36パーセントであった。
- 信用減損引当金は5,072百万豪ドルで、一括評価引当金（「CAP」）の減少が個別評価引当金（「IAP」）の増加で相殺されたことにより、安定していた。信用RWAに対するCAPの割合は4ベース・ポイント低下して1.26パーセントとなった。

TCEに対するストレスを受けたエクスポージャー（%）

**貸付金及び顧客預金**

貸付金は全セグメントで増加し、全体で2パーセント増加した。

RAMSを除くオーストラリアの住宅ローンは2パーセントの増加（APRAシステム¹の0.9倍）となり、主に居住用抵当権付住宅ローンが伸びた。オーストラリアの抵当権付住宅ローン市場の競争は依然として激しいものである。

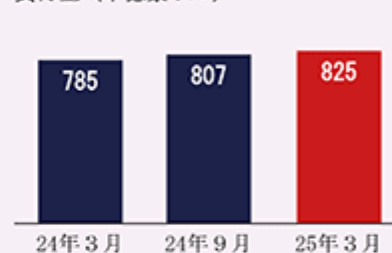
オーストラリアの法人向け貸付は、5パーセント増加した。ビジネス・セグメントにおける増加は、中小企業に加え、農業、医療、専門サービスのターゲット・セクターにおいて堅調な増加がみられ、多角的に進んだ。既存顧客との関係を深め、海外顧客向けの貸付けの拡大を目指したため、WIBにおいて貸付金が堅調に増加した。

顧客預金は3パーセント増加した。

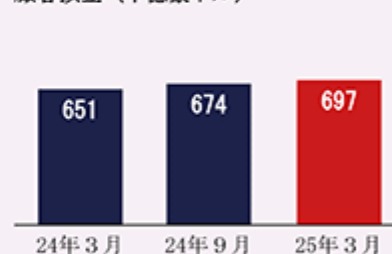
個人預金の増加はAPRAのシステムの1.0倍で、当行の消費者フランチャイズの健全性を実証している。オーストラリアの消費者向け貯蓄預金口座の増加は、受賞歴もある当行アプリに後押しされており、同アプリは2年連続で銀行アプリの第1位²にランクインした。同アプリは、日常生活に必要な、バンキングと資金管理のツールを提供している。

ニュージーランドの預金は主に貯蓄預金口座において2パーセント増加したが、これは顧客がさらなる柔軟性を選好したことによる。

貸付金（十億豪ドル）



顧客預金（十億豪ドル）

**株主利益**

純利益の減少により、ROTEは10.6パーセントに低下した。重要項目を除くと、ROTEは34ベース・ポイント低下となる11.1パーセント、普通株式1株当たり利益は3パーセント減となる100.8豪セントであった。

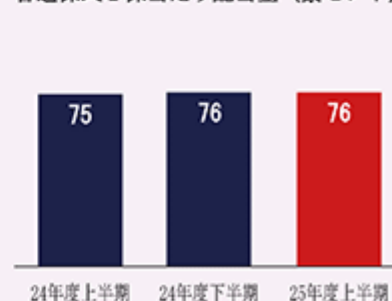
2025年度上半期には、市場において6億豪ドル相当の株式買戻しを実施し、株主は全額フランキング済の中間配当を通じて26億豪ドルを受領する。中間配当は1株当たり76豪セントであった。

配当性向は純利益ベースで78パーセント、重要項目を除くと75パーセントである。

中間配当には配当金株式再投資制度（「DRP」）が適用される。DRPへの参加を選択した株主には割引は適用されない。DRPの充足のため、市場で株式が購入される予定である。

普通株式1株当たり純有形固定資産額は1パーセント増の17.97豪ドルであった。

普通株式1株当たり配当金（豪セント）



1 増加倍率は、APRAが月次ADI統計で公表しているADIシステムに基づいている。

2 フォレスター・デジタル・エクスペリエンス・レビュー（Forrester Digital Experience Review）：オーストラリアのモバイルバンキング・アプリ、2024年度第3四半期。

見通し

オーストラリア経済は、2024年度最終四半期において、長期にわたる1人当たりの経済的低迷(per capita recession)から脱却した。多くの家計と企業が困難に直面していた時期においては、堅調な人口増加によってその影響が一部緩和された。民間需要が公共部門を上回り、活動の主な原動力となることで、2024年度には1.2パーセントであった経済成長率は、2025年度には1.9パーセントに回復するものと予想される。貿易摩擦の激化や地政学的緊張の継続により、見通しは一層不確実性を増している。

インフレの緩和と減税の実施に伴い、2024年度以降、家計は生活コストの負担から解放され始めた。金利は2020年11月から2023年11月の間に0.10パーセントから4.35パーセントまで上昇したが、2025年度上半期末にRBAがほぼ5年ぶりに利下げを実施し、ようやく安堵感が広がった。住宅融資の増加率は、金利がピークに達した直後に回復した。2025年度の住宅融資増加率は約5パーセントと予想される。

人口増加、エネルギー転換、テクノロジーとイノベーションに対する需要の高まりへの対応として経済能力を拡大する必要があることから、オーストラリアの企業投資は底堅く推移している。熟練労働者不足や購入サービス等に伴うコスト圧力は緩和されつつあるものの、依然として課題である。民間投資は鈍化しているものの、借入需要は底堅く推移しており、2025年度には約6パーセントの増加が見込まれる。

ニュージーランド経済は緩やかな景気後退から脱した。複数回にわたる利下げ(5.50パーセントから3.5パーセント)による財政状態の緩和と、軟調であった商品価格の回復が相まって、2025年度中の経済活動の改善が後押しされることが期待されている。

過去数十年間にわたって構築されてきたグローバルな取引形態やサプライチェーンが大きく阻害され、世界経済は困難な局面を迎えている。オーストラリアとニュージーランド経済のファンダメンタルズでは、両国が潜在的なショックを吸収する上で、他の大多数の国々よりも有利な立場にあることが示唆されている。当行の堅調な財務基盤は、余剰資本、安定的な資金調達、強固な流動性と信用供与によって支えられている。これは、地政学的な不確実性に耐え、顧客をサポートするための柔軟性をもたらすものである。

優先事項

卓越した顧客サービスの提供と、顧客にとってナンバーワンの銀行となり、生涯を通じてパートナーでありたいという野心の実現を目指している。

これを達成し、株主に長期的な価値を提供するために、当行は人材に投資し、リスク慣行を強化し、革新と変革を推進している。当行の優先事項は以下の5つである。

顧客 - 「銀行全体から顧客全体へ」というアプローチを採用し、顧客サービス・ナンバーワンを目指す。

人材 - 当行の人材に投資し、説明責任と権限委譲の文化を育み、最高の職場を創造する。

リスク - CORE移行を完了し、顧客を保護し、戦略的優位性としてのリスク管理を適用する。

革新 - テクノロジーを簡素化し、「ワン・ベスト・ウェイ」というアプローチを採用することで、顧客と従業員の満足度と業務効率を向上させる。

パフォーマンス - 同業他社と比較して、有形自己資本利益率（「ROTE」）と費用収益率を改善するとともに、市場における地位を強化する。



業績の要約

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月に終了した 6か月間	2024年 9月に終了した 6か月間	2024年 3月に終了した 6か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%) ^a	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
純利息収益	9,351	9,626	9,127	(3)	2
利息以外の収益	1,442	1,372	1,463	5	(1)
純業務収益	10,793	10,998	10,590	(2)	2
業務費用	(5,698)	(5,549)	(5,395)	3	6
引当金考慮前利益	5,095	5,449	5,195	(6)	(2)
減損(費用)/戻入れ	(250)	(175)	(362)	43	(31)
税引前利益	4,845	5,274	4,833	(8)	-
法人税等	(1,520)	(1,626)	(1,491)	(7)	2
税引後利益	3,325	3,648	3,342	(9)	(1)
非支配株主持分(「NCI」)に帰属する利益	(8)	-	-	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	3,317	3,648	3,342	(9)	(1)
重要項目	(140)	41	(164)	大	(15)
実効税率	31.37%	30.83%	30.85%	54bps	52bps

a 本書において、「大」とは、a) 前期比で200パーセントを超える金額の変動があったこと、b) 前期比で400パーセントを超える割合の変動があったこと、又はc) 前期比で符号がプラスからマイナスに転じたこと若しくはその反対のいずれかを意味している。

重要項目を除く業績の要約

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月に終了した 6か月間	2024年 9月に終了した 6か月間	2024年 3月に終了した 6か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
純利息収益	9,569	9,565	9,351	-	2
利息以外の収益	1,424	1,382	1,465	3	(3)
純業務収益	10,993	10,947	10,816	-	2
業務費用	(5,698)	(5,549)	(5,395)	3	6
引当金考慮前利益	5,295	5,398	5,421	(2)	(2)
減損(費用)/戻入れ	(250)	(175)	(362)	43	(31)
税引前利益	5,045	5,223	5,059	(3)	-
法人税等	(1,580)	(1,616)	(1,553)	(2)	2
税引後利益	3,465	3,607	3,506	(4)	(1)
NCI	(8)	-	-	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	3,457	3,607	3,506	(4)	(1)

重要項目の影響

当行の業績説明の一助として、当行は、重要項目（当行の継続事業の業績を反映していないと考えられる特定の項目）を報告する。

重要項目とは、概ね以下のカテゴリーに該当するものをいう。

- ・ヘッジ会計として適格ではない経済的ヘッジの未実現公正価値利益 / （損失）
- ・適格ヘッジに係る非有効部分純額
- ・当行グループの通常事業を反映しない金額的に重要な項目。個別の報告期間において、金額的に重要な項目には以下のものが含まれることがある。
 - 是正措置、訴訟、罰金及び罰則に係る引当金
 - 資産の売却及び再評価の影響
 - 資産（のれん及び資産計上されたソフトウェアを含む。）の評価減
 - 事業再編費用

配当金を決定する際、通常、重要項目の影響は除外される。

2025年度上半期の重要項目（税引後）の影響は、純利益の140百万豪ドルの減少であり（2024年度下半期：41百万豪ドルの増加、2024年度上半期：164百万豪ドルの減少）、経済的ヘッジ及びヘッジの非有効部分のみに関連するものであった。

2025年度上半期の業績に影響を与えた重要項目（税引後）の内容は、以下のとおりである。

カテゴリー	2025年度上半期の純利益への影響	内容
ヘッジ会計として適格ではない経済的ヘッジの未実現公正価値損益	92百万豪ドルの減少	・発生主義に基づくターム・ファンディング取引のヘッジに係る未実現公正価値利益 / （損失）は、当上半期において92百万豪ドルであった。これは、法定業績のタイミングの差を表すものであるが、ヘッジの有効期間を通じて当行グループの利益に影響を与えるものではない。
適格ヘッジに係る非有効部分純額	48百万豪ドルの減少	・当上半期における適格ヘッジの48百万豪ドルの非有効部分純額は、これらのヘッジの公正価額の変動（時間の経過とともに戻し入れられ、長期的には当行グループの利益に影響を与えるものではない。）から生じる。

2024年度通年の重要項目の説明については、2024年度有価証券報告書を参照のこと。

(単位：百万豪ドル)	経済的 ヘッジ	ヘッジの 非有効性	合計
2025年3月に終了した6か月間			
純利息収益	(149)	(69)	(218)
利息以外の収益	18	-	18
純業務収益	(131)	(69)	(200)
業務費用	-	-	-
引当金考慮前利益	(131)	(69)	(200)
法人税等（費用）／還付及びNCI	39	21	60
純利益／（損失）	(92)	(48)	(140)
2024年9月に終了した6か月間			
純利息収益	52	9	61
利息以外の収益	(10)	-	(10)
純業務収益	42	9	51
業務費用	-	-	-
引当金考慮前利益	42	9	51
法人税等（費用）／還付及びNCI	(7)	(3)	(10)
純利益／（損失）	35	6	41
2024年3月に終了した6か月間			
純利息収益	(223)	(1)	(224)
利息以外の収益	(2)	-	(2)
純業務収益	(225)	(1)	(226)
業務費用	-	-	-
引当金考慮前利益	(225)	(1)	(226)
法人税等（費用）／還付及びNCI	62	-	62
純利益／（損失）	(163)	(1)	(164)

セグメント報告

報告の目的上、当行は、収益と費用に関する重要項目の影響を特定し、「引当金考慮前利益」という小計を含めている。引当金考慮前利益は、減損費用及び法人税等控除前利益を表している。

(単位：百万豪ドル)	コンシューマー	ビジネス・ウェルネス	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	ウエストパック・ニュージーランド ^a	当行グループ事業	当行グループ
2025年3月に終了した6か月間						
純利息収益	3,852	2,697	1,177	1,236	607	9,569
利息以外の収益	280	396	619	121	8	1,424
重要項目	-	-	-	(1)	(199)	(200)
純業務収益	4,132	3,093	1,796	1,356	416	10,793
業務費用	(2,420)	(1,368)	(791)	(665)	(454)	(5,698)
業務費用合計	(2,420)	(1,368)	(791)	(665)	(454)	(5,698)
引当金考慮前利益	1,712	1,725	1,005	691	(38)	5,095
減損(費用)/戻入れ	(142)	(117)	39	(30)	-	(250)
法人税等(費用)/還付前利益	1,570	1,608	1,044	661	(38)	4,845
法人税等(費用)/還付及びNCI ^b	(482)	(490)	(286)	(185)	(85)	(1,528)
純利益/(損失)	1,088	1,118	758	476	(123)	3,317
純利益は、以下の影響を含む：						
重要項目(税引後) ^b	-	-	-	(1)	(139)	(140)
2024年9月に終了した6か月間						
純利息収益	3,861	2,722	1,150	1,217	615	9,565
利息以外の収益	273	389	599	135	(14)	1,382
重要項目	-	-	-	(2)	53	51
純業務収益	4,134	3,111	1,749	1,350	654	10,998
業務費用	(2,422)	(1,370)	(756)	(616)	(385)	(5,549)
業務費用合計	(2,422)	(1,370)	(756)	(616)	(385)	(5,549)
引当金考慮前利益	1,712	1,741	993	734	269	5,449
減損(費用)/戻入れ	(104)	(47)	(19)	(3)	(2)	(175)
法人税等(費用)/還付前利益	1,608	1,694	974	731	267	5,274
法人税等(費用)/還付及びNCI ^b	(482)	(513)	(288)	(203)	(140)	(1,626)
純利益/(損失)	1,126	1,181	686	528	127	3,648
純利益は、以下の影響を含む：						
重要項目(税引後) ^b	-	-	-	(2)	43	41

a 詳細については、本書の第一部 第3 3(1)「業績等の概要」のウエストパック・ニュージーランドのニュージーランド・ドル建てのセグメント報告を参照のこと。

b 2025年度上半期の重要項目に係る税還付60百万豪ドルを含む(2024年度下半期：10百万豪ドルの費用)。

(単位：百万豪ドル)	コンシューマー	ビジネス・ウェルネス	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	ウエストパック・ニュージーランド ^a	当行グループ事業	当行グループ
2024年3月に終了した6か月間						
純利息収益	3,771	2,616	1,090	1,171	703	9,351
利息以外の収益	255	409	666	122	13	1,465
重要項目	-	-	-	(6)	(220)	(226)
純業務収益	4,026	3,025	1,756	1,287	496	10,590
業務費用	(2,365)	(1,256)	(709)	(646)	(419)	(5,395)
業務費用合計	(2,365)	(1,256)	(709)	(646)	(419)	(5,395)
引当金考慮前利益	1,661	1,769	1,047	641	77	5,195
減損(費用)/戻入れ	(144)	(95)	(101)	(22)	-	(362)
法人税等(費用)/還付前利益	1,517	1,674	946	619	77	4,833
法人税等(費用)/還付及びNCI ^b	(459)	(499)	(265)	(174)	(94)	(1,491)
純利益/(損失)	1,058	1,175	681	445	(17)	3,342
純利益は、以下の影響を含む：						
重要項目(税引後) ^b	-	-	-	(4)	(160)	(164)

a 詳細については、本書の第一部 第3 3(1)「業績等の概要」のウエストパック・ニュージーランドのニュージーランド・ドル建てのセグメント報告を参照のこと。

b 重要項目に係る税還付62百万豪ドルを含む。

コンシューマー

コンシューマー・セグメントは、バンキングの商品及びサービスをオーストラリアの顧客に提供する。商品及びサービスは、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー及びバンク・オブ・メルボルンから成るブランド・ポートフォリオを通じて、デジタル販売網、コールセンター、モバイル・バンカー、支店及び第三者のブローカーを用いて提供されている。同セグメントには、新規事業を廃止したRAMS事業も含まれる。

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2025年3月 の増減率 (%)	2025年3月 の増減率 (%)
純利息収益	3,852	3,861	3,771	-	2
利息以外の収益	280	273	255	3	10
純業務収益	4,132	4,134	4,026	-	3
業務費用	(2,420)	(2,422)	(2,365)	-	2
業務費用合計	(2,420)	(2,422)	(2,365)	-	2
引当金考慮前利益	1,712	1,712	1,661	-	3
減損(費用)/戻入れ	(142)	(104)	(144)	37	(1)
税引前利益	1,570	1,608	1,517	(2)	3
法人税等及びNCI	(482)	(482)	(459)	-	5
純利益	1,088	1,126	1,058	(3)	3
費用収益比率	58.57%	58.59%	58.74%	(2bps)	(17bps)
純利鞘	1.70%	1.70%	1.69%	-	1bps

2024年 9 月 2024年 3 月

2025年 3 月 2025年 3 月

の増減率 の増減率
(%) (%)

(単位：十億豪ドル)

	2025年 3 月 31日現在	2024年 9 月 30日現在	2024年 3 月 31日現在	の増減率 (%)	の増減率 (%)
顧客預金					
取引口座	46.3	46.6	47.4	(1)	(2)
貯蓄預金	170.5	159.0	148.0	7	15
定期預金	66.2	65.6	66.0	1	-
住宅ローン相殺	68.0	63.3	59.9	7	14
顧客預金合計	351.0	334.5	321.3	5	9
貸付金					
住宅	484.6	473.5	461.9	2	5
RAMS（廃止手続中）	25.6	29.8	33.3	(14)	(23)
その他	8.8	8.8	9.0	-	(2)
引当金	(1.8)	(1.8)	(1.8)	-	-
貸付金合計	517.2	510.3	502.4	1	3
預貸率	67.86%	65.54%	63.95%	232bps	391bps
資産合計	529.0	521.8	514.7	1	3
TCE	600.6	594.2	586.4	1	2
リスク調整後資産	165.1	174.4	174.8	(5)	(6)
平均利付資産	454.9	453.7	446.1	-	2
平均割当資本	23.3	24.0	24.0	(3)	(3)
信用度					
平均貸付金に対する減損費用 /（戻入れ）	0.06%	0.04%	0.06%	2bps	-
抵当権付住宅ローン90日以上 of 債務不履行	0.86%	1.12%	1.06%	(26bps)	(20bps)
その他の消費者向けローンの90日以上 of 債務不履行	1.28%	1.23%	1.17%	5bps	11bps
TCEに対するストレスを受けたエクスポージャー合計	0.99%	1.10%	1.04%	(11bps)	(5bps)

2025年度上半期 - 2024年度下半期

純利益は3パーセント減の1,088百万豪ドルであった。

引当金考慮前利益は、1,712百万豪ドルと安定していた。業務収益が純利鞘の安定を反映して横ばいとなった一方、業務費用は、不動産の専有面積の縮小による費用の減少及び投資費用の季節的な減少（UNITE投資の強化を含む給与・賃金及びテクノロジー費用の増加により相殺された。）を反映して横ばいとなった。

純利息収益は横ばいであった。	・純利鞘は1.70パーセントと安定していた。主な要因には以下のものが含まれる。 - 顧客が利幅の小さい固定金利の抵当権付住宅ローンから利幅の大きい変動金利の抵当権付住宅ローンに切り替えたことで貸付けの利幅が拡大したことにより、抵当権付住宅ローンの顧客の維持及び新規勧誘のための貸付競争が一部相殺されたこと。 - 高金利かつ利鞘の小さい貯蓄預金口座への預金構成の変化（ヘッジ対象預金の利益の増加により相殺された。）。 - 銀行間取引金利とオーバーナイト・インデックス・スワップ金利の間の利幅拡大による資金調達コストの増加。 - ヘッジ対象資本の利益の増加による、利鞘への恩恵。 ・貸付金純額は1パーセント増の5,172億豪ドルであった。RAMSの新規事業の廃止を決定したことを反映して、抵当権付住宅ローンの増加率は1パーセントとなり、APRAの住宅ローン・システムの増加率を下回った。この影響を除くと、抵当権付住宅ローンは2パーセント増加し、システムの0.9倍の増加となった。 ・預金は5パーセント増の3,510億豪ドルであり、APRAの個人預金システムの増加の1.0倍となった。貯蓄預金は、顧客がより高利回りのフレキシブルな商品を選好するようになったため、115億豪ドル増加した。住宅ローン相殺口座残高は、顧客が引き続き相殺口座の利点を認識していたことから、7パーセント増の680億豪ドルとなった。 ・顧客預金の増加が貸付けの増加を上回り、主たる新規資金調達源となったため、預貸率は232ベース・ポイント改善した。
利息以外の収益は3パーセント増加した。	・利息以外の収益は、クレジットカード手数料の増加により3パーセント増加したが、口座管理手数料及び決済手数料の減少により一部相殺された。
費用は横ばいであった。	・業務費用は、以下を反映して横ばいであった。 - より簡素な業務モデルと、支店やATMを含む不動産の専有面積の縮小による恩恵。 - 他の投資費用の季節的な減少による、UNITEの費用増加の一部相殺。 - 需要の増加への対応と新機能の提供に伴う給与・賃金及びテクノロジー費用の増加。 - RAMSの新規事業廃止に関連する費用の、2024年度下半期比での減少。
減損費用は142百万豪ドルであった。	・減損費用が平均貸付金に占める割合は6ベース・ポイントと、前期から2ベース・ポイント上昇した。当該費用は、ダウンスайдのシナリオのウェイトの増加、並びにカード及び個人向け貸付における貸倒償却額の増加を反映しているが、債務不履行件数の減少により一部相殺された。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、顧客の継続的なレジリエンスを反映し、11ベース・ポイント改善して0.99パーセントとなった。抵当権付住宅ローンの90日以上債務不履行は、財務的困難が減少し、返済能力の取扱いが変更されたため、26ベース・ポイント減の0.86パーセントとなった。その他の消費者向けローンの90日以上債務不履行は、5ベース・ポイント増加して1.28パーセントとなった。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

純利益は3パーセント増の1,088百万豪ドルであった。

業務収益の3パーセントの増加及び業務費用の2パーセントの増加により、引当金考慮前利益は3パーセント増の1,712百万豪ドルであった。業務収益の改善は、バランスシートの堅調な拡大と純利鞘の1ペーシス・ポイントの拡大によるものであった。業務費用の増加は、給与・賃金の増加及びテクノロジー費用の増加（UNITE費用の増額が含まれる。）を反映したものであり、生産性向上の恩恵により一部相殺された。

純利息収益は2パーセント増加した。	・純利鞘は1ペーシス・ポイント拡大した。主な要因には以下のものが含まれる。 - 抵当権付住宅ローン顧客の維持及び新規顧客の獲得競争により貸付けの利幅が縮小したが、顧客が利幅の小さい固定金利の抵当権付住宅ローンから利幅の大きい変動金利の抵当権付住宅ローンに切り替えたことにより一部相殺されたこと。 - より高金利で利鞘の小さい貯蓄預金口座への預金構成の変化が、ヘッジ対象預金の利益の増加によって相殺されたため、預金の利幅が横ばいとなったこと。 - 主に、銀行間取引金利とオーバーナイト・インデックス・スワップ金利の間の利幅が拡大したこと、及び満期を迎えたTFFがより割高な大口資金調達に切り替わったことにより、資金調達コストが増加したこと。 - ヘッジ対象資本残高の利益の増加による恩恵。 ・貸付金純額は3パーセント増の5,172億豪ドルであった。RAMSを除く抵当権付住宅ローンは5パーセント増加したが、その大半は変動金利の居住用抵当権付住宅ローンで達成された。満期を迎えた466億豪ドルの固定金利ローンの大半が維持されて変動金利に変更され、新規ローンのほぼすべてが変動金利であったことから、変動金利の抵当権付住宅ローンの割合は、ポートフォリオの85パーセントから95パーセントに増加した。 ・預金は9パーセント増の3,510億豪ドルであった。増加の大半は貯蓄預金におけるものであり、顧客がより高利回りの商品への移行を継続したため、貯蓄預金が225億豪ドル増加した。多くの顧客が同程度の金利の貯蓄預金口座の柔軟性を選好したことから、定期預金は横ばいであった。ほぼすべての新規貸付が変動金利の相殺機能付き抵当権付住宅ローンであったため、住宅ローン相殺口座の残高は、14パーセント増の680億豪ドルとなった。 ・預金の増加が引き続き貸付金の増加を上回ったため、預貸率は391ペーシス・ポイント改善し、67.9パーセントとなった。
利息以外の収益は10パーセント増加した。	・利息以外の収益は、海外カード利用額の増加による為替手数料の増加とクレジットカード年会費の増加により、10パーセント増の280百万豪ドルとなった。
費用は2パーセント増加した。	・業務費用は2パーセント増の2,420百万豪ドルであった。主な要因には以下のものが含まれる。 - 需要の増加への対応と新機能の提供に伴う給与・賃金及びテクノロジー費用の増加。 - 前年度同期に投資が完了したことによる、UNITEの投資費用の増加の一部相殺。 ・業務モデルの簡素化と、支店やATMを含む不動産の専有面積の縮小の恩恵により、費用の増加は一部相殺された。
減損費用は142百万豪ドルであった。	・減損費用が平均貸付金に占める割合は、6ペーシス・ポイントと、前年度同期比で横ばいであった。当該費用は、ダウンサイドのシナリオのウェイトの増加、並びにカード及び個人向け貸付における貸倒償却額の増加を反映している。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、5ペーシス・ポイント改善して0.99パーセントであった。抵当権付住宅ローンの90日以上債務不履行は、財務的困難につき支援が必要な顧客が減少し、返済能力の取扱いが変更されたことを反映して、20ペーシス・ポイント減少した。その他の消費者向けローンの90日以上債務不履行は11ペーシス・ポイント増加した。

ビジネス・アンド・ウェルス

ビジネス・アンド・ウェルス・セグメントは、ビジネス・バンキング、資産管理業務、個人向け資産管理業務及びウエストパック・パシフィックにおける顧客にバンキングのサービス及び商品を提供する。ビジネス・バンキングは、エクスポージャーが最大で概ね200百万豪ドルの貸付け、eコマース・ソリューションを利用したマーチャント・サービスとトランザクション・バンキング・サービスを提供する。顧客は、商業企業、中小企業及びアグリビジネスに分類される。同セグメントは、富裕層の個人のニーズをサポートする個人向け資産管理業務、及び資産管理業務プラットフォーム・サービスを提供するBTファイナンシャル・グループを含む。また、同セグメントは、ウエストパック・パシフィックのほか、対象となる期間については廃止手続中であり、2025年3月に売却されたオートファイナンス・ポートフォリオも含む。同セグメントは、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTの各ブランドの下で事業を行っている。

2024年9月 2024年3月

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2025年3月 の増減率 (%)	2025年3月 の増減率 (%)
純利息収益	2,697	2,722	2,616	(1)	3
利息以外の収益	396	389	409	2	(3)
純業務収益	3,093	3,111	3,025	(1)	2
業務費用	(1,368)	(1,370)	(1,256)	-	9
業務費用合計	(1,368)	(1,370)	(1,256)	-	9
引当金考慮前利益	1,725	1,741	1,769	(1)	(2)
減損(費用)/戻入れ	(117)	(47)	(95)	149	23
税引前利益	1,608	1,694	1,674	(5)	(4)
法人税等及びNCI	(490)	(513)	(499)	(4)	(2)
純利益	1,118	1,181	1,175	(5)	(5)
費用収益比率	44.23%	44.04%	41.52%	19bps	271bps
純利鞘	5.09%	5.37%	5.34%	(28bps)	(25bps)

2024年 9 月 2024年 3 月

- -

2025年 3 月 2025年 3 月

の増減率 の増減率

(%) (%)

(単位：十億豪ドル)

顧客預金

取引口座	65.6	65.2	62.9	1	4
貯蓄預金	30.5	29.1	30.1	5	1
定期預金	52.1	50.0	47.6	4	9

顧客預金合計**148.2 144.3 140.6 3 5****貸付金**

法人向け / 中小企業	105.8	99.1	93.0	7	14
パシフィック	1.5	1.3	1.3	15	15
法人向け貸付	107.3	100.4	94.3	7	14
その他	1.4	1.4	1.4	-	-
オートファイナンス ^a	-	2.1	3.1	(100)	(100)
引当金	(1.9)	(1.9)	(1.9)	-	-

貸付金合計**106.8 102.0 96.9 5 10**

預貸率	138.74%	141.48%	145.10%	(274bps)	大
資産合計	112.1	107.1	102.4	5	9
TCE	141.9	137.8	131.2	3	8
リスク調整後資産	91.3	92.9	89.1	(2)	2
平均利付資産	106.2	101.3	98.0	5	8
平均割当資本	12.0	11.7	11.5	3	4
ファンド合計	152.1	150.8	147.0	1	3

信用度

平均貸付金に対する減損費用 / (戻入れ)	0.22%	0.09%	0.20%	13bps	2bps
TCEに対する減損エクスポージャー	0.57%	0.68%	0.54%	(11bps)	3bps
TCEに対するストレスを受けたエクスポージャー合計	5.26%	5.56%	5.52%	(30bps)	(26bps)

a ポートフォリオは、2025年 3 月に売却された。残高には、個人向け及び法人向けのオートファイナンス・ローンが含まれる。

2025年度上半期 - 2024年度下半期

純利益は5パーセント減の1,118百万豪ドルであった。

引当金考慮前利益は、業務収益の1パーセントの減少と横ばいとなった業務費用を反映して、1パーセント減の1,725百万豪ドルであった。2024年度下半期の引当金戻入を除くと、業務収益は、貸付の5パーセントの増加に後押しされて1パーセント増加したが、純利鞘の28ベシス・ポイントの縮小によりその大部分が相殺された。業務費用については、UNITE費用の増加が訴訟費用及び事業再編費用の減少によって相殺された。

純利息収益は1パーセント減少した。	・純利鞘は28ベシス・ポイント縮小した。これには、前期の引当金戻入及び2025年度上半期のオートファイナンス・ポートフォリオの売却完了の影響が含まれる。これらの項目は6ベシス・ポイントの縮小の要因となった。これらの項目を除く縮小の要因は、影響の大きい順に以下のとおりであった。 - 貸付けの増加が預金の増加を上回ったことで預貸率が低下したことによる、ポートフォリオ構成の悪化。 - 利鞘の小さい定期預金への預金構成の変化と、より高利回りの口座に切り替える顧客の増加。ヘッジ対象預金の利益の増加により、これらの影響は一部相殺された。 - 競争の著しい市場の動向を反映した貸付け利幅の縮小。 - ヘッジ対象資本残高の利益の増加による、利鞘への恩恵。 ・貸付金純額は5パーセント増の1,068億豪ドルであった。法人向け貸付は7パーセント増加し、ほとんどのセクターで増加した。医療、専門サービス、農業のターゲット・セクターはいずれも好調で、8パーセント乃至12パーセントの増加を示した。これは、21億豪ドルのオートファイナンス・ポートフォリオの縮小及びその後の売却により一部相殺された。 ・預金は3パーセント増の1,482億豪ドルであった。法人預金は定期預金、通知預金ともに残高が増加し、定期預金は21億豪ドル、通知預金は18億豪ドル増加した。ビジネス・セグメントでは、商業、個人向け資産管理業務、中小企業において増加した。小企業の残高は、経済及び取引環境の軟化により若干減少した。
利息以外の収益は2パーセント増加した。	・利息以外の収益は2パーセント増加したが、これにはオートファイナンス・ポートフォリオの売却純損失8百万豪ドルが含まれる。当該影響を除くと、利息以外の収益は、プラットフォーム収益及び貸付件数の増加を反映して4パーセント増加したが、顧客消費額の減少を反映した加盟店収益の減少により一部相殺された。
費用は横ばいであった。	・業務費用は、以下を反映して横ばいであった。 - 訴訟費用及び事業再編費用の減少。 - 他のプロジェクトにおける投資費用の季節的な減少による、UNITE投資の強化の一部相殺。 - 成長とカバレッジを促進するための73名のビジネス・バンカーへの投資を含む、給与・賃金の増加。
減損費用は117百万豪ドルであった。	・減損費用が平均貸付金に占める割合は、前期の9ベシス・ポイントに対し22ベシス・ポイントであった。当該費用は、貿易及び不動産サービス・セクターにおける新規IAP、ダウンサイドのシナリオのウェイトの増加による小額のCAP及びオーバーレイの増加を反映した。 ・信用度の指標は改善し、ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、主に不動産セクターと小売セクターにおいて、30ベシス・ポイント低下して5.26パーセントとなった。減損貸付金がTCEに占める割合は11ベシス・ポイント低下して0.57パーセントとなった。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

純利益は5パーセント減の1,118百万豪ドルであった。

業務費用の9パーセントの増加が業務収益の2パーセントの増加を相殺してなお余りあるものであったことにより、引当金考慮前利益は2パーセント減の1,725百万豪ドルであった。UNITEに係る投資費用の増加、賃金及び第三者のテクノロジー費用の増加、バンカー119名の増員を反映し、業務費用は増加した。貸付けの堅調な増加による業務収益の増加は、純利鞘の縮小によって抑制された。

純利息収益は3パーセント増加した。	・純利鞘は25ベシス・ポイント縮小した。縮小の要因は、影響の大きい順に以下のとおりであった。 - 貸付けの増加が預金の増加を上回ったことで預貸率が低下したことによる、ポートフォリオ構成の悪化。 - 利鞘の小さい定期預金への預金構成の変化と、より高利回りの口座に切り替える顧客の増加。ヘッジ対象預金の利益の増加は、これらの影響を一部相殺した。 - 競争の著しい市場の動向及び利鞘の大きいオートファイナンス・ポートフォリオの廃止手続を反映した、貸付け利幅の縮小。 - ヘッジ対象資本残高の利益の増加による利鞘への恩恵。 ・貸付金純額は、10パーセント増の1,068億豪ドルであった。法人向け貸付は14パーセント増加したが、医療、専門サービス、農業、中小企業の重点分野において堅調な増加がみられ、多角的が進んだ。これは、オートファイナンス・ポートフォリオの縮小とその後の売却による廃止手続で一部相殺された。 ・法人預金が定期預金残高と通知預金残高の両方で増加したため、預金は5パーセント増の1,482億豪ドルとなった。ビジネス・セグメントでは、商業、個人向け資産管理業務、中小企業において増加した。小企業の残高は、経済及び取引環境の軟化により若干減少した。
利息以外の収益は3パーセント減少した。	・利息以外の収益は3パーセント減少した。オートファイナンス・ポートフォリオの売却損の影響を除くと、顧客利用額の減少を反映した加盟店収益の減少（プラットフォーム収益の増加により一部相殺された。）により、収益は1パーセント減少した。
費用は9パーセント増加した。	・業務費用は、以下を反映して9パーセント増加した。 - UNITE投資の強化。 - 給与・賃金及び第三者技術ベンダー費用の増加。 - 成長とカバレッジを促進するための、ビジネス・バンカー119名の増員に対する投資。
減損費用は117百万豪ドルであった。	・減損費用が平均貸付金に占める割合は、前年度同期比で2ベシス・ポイント上昇し、22ベシス・ポイントであった。当該費用は、貿易及び不動産サービス・セクターの新規IAP、ダウンスайдのシナリオのウェイトの増加による小額のCAP費用及びオーバーレイの増加を反映している。 ・信用度の指標は改善し、ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は26ベシス・ポイント低下して5.26パーセントとなったが、これは主にポートフォリオの拡大によるものであった。減損貸付金がTCEに占める割合は3ベシス・ポイントベシス・ポイント上昇して0.57パーセントとなった。

プラットフォーム及び投資

BT及び法個人向け資産管理のプラットフォームの管理対象ファンドは、株式市場の高騰を反映し、当上半期において1パーセント増の1,521億豪ドルとなった。

ウエストバック・インスティテューショナル・バンク

ウエストバック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）は、コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング（「CIB」）、グローバル・トランザクション・サービス（「GTS」）及びファイナンス・マーケット（「FM」）の3つの専門分野を通じて、主に、コーポレート顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対してサービスを提供している。CIBは、顧客の融資のニーズをサポートするにあたり、業界関係・専門家向け商品の特別チームを利用する。GTSは、WIBの顧客に対する決済及び流動性管理ソリューション、並びに当行の国内外の決済インフラを提供する。FMは、WIBの顧客向けのリスク管理、投資及び債券資本市場に関する幅広いソリューション、並びに消費者・法人顧客向けの金融市場商品へのアクセスを提供する。顧客は、オーストラリア全域で、またニュージーランド、ニューヨーク、ロンドン、フランクフルト及びシンガポールにおける支店及び子会社を通じてサポートを受けている。

2024年9月 2024年3月

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2025年3月 の増減率 (%)	2024年3月 の増減率 (%)
純利息収益	1,177	1,150	1,090	2	8
利息以外の収益	619	599	666	3	(7)
純業務収益	1,796	1,749	1,756	3	2
業務費用	(791)	(756)	(709)	5	12
業務費用合計	(791)	(756)	(709)	5	12
引当金考慮前利益	1,005	993	1,047	1	(4)
減損(費用)/戻入れ	39	(19)	(101)	大	大
税引前利益	1,044	974	946	7	10
法人税等及びNCI	(286)	(288)	(265)	(1)	8
純利益	758	686	681	10	11
費用収益比率	44.04%	43.22%	40.38%	82bps	366bps
純利鞘	1.76%	1.82%	1.85%	(6bps)	(9bps)

2024年 9 月 2024年 3 月

-

2025年 3 月 2025年 3 月
の増減率 の増減率
(%) (%)

(単位：十億豪ドル)

	2025年 3 月 31日現在	2024年 9 月 30日現在	2024年 3 月 31日現在	2025年 3 月 の増減率 (%)	2025年 3 月 の増減率 (%)
顧客預金					
取引口座及びその他	66.5	64.2	66.2	4	-
貯蓄預金	10.0	10.4	9.8	(4)	2
定期預金	45.8	45.2	39.3	1	17
顧客預金合計	122.3	119.8	115.3	2	6
貸付金					
貸付金	107.5	101.0	93.4	6	15
引当金	(0.5)	(0.4)	(0.4)	25	25
貸付金合計	107.0	100.6	93.0	6	15
預貸率	114.35%	119.10%	124.00%	大	大
資産合計	140.6	137.2	123.1	2	14
TCE	231.0	216.2	215.7	7	7
リスク調整後資産	86.7	83.0	81.0	4	7
平均利付資産	134.2	126.6	117.9	6	14
平均割当資本	10.3	9.7	9.6	6	7
信用度					
平均貸付金に対する減損費用 / (戻入れ)	(0.07%)	0.04%	0.22%	大	大
TCEに対する減損エクスポージャー	0.12%	0.05%	0.05%	7bps	7bps
TCEに対するストレスを受けたエクスポージャー合計	0.78%	0.76%	0.63%	2bps	15bps

純業務収益への寄与¹

(単位：百万豪ドル)	2025年 3 月 に終了した 6 か月間	2024年 9 月 に終了した 6 か月間	2024年 3 月 に終了した 6 か月間	2024年 9 月 - 2025年 3 月の 増減率 (%)	2024年 3 月 - 2025年 3 月の 増減率 (%)
貸付け及び預金収益	1,296	1,289	1,272	1	2
販売及びリスク管理収益	421	391	455	8	(7)
デリバティブ評価調整 (「DVA」)	(19)	4	(12)	大	58
その他 ^a	98	65	41	51	139
純業務収益への寄与	1,796	1,749	1,756	3	2

a 資本からの収益と銀行税を含む。

1 DVAには、資金調達評価調整 (「FVA」) 及び信用評価調整 (「CVA」) が含まれる。販売及びリスク管理収益には、顧客収益及び非顧客収益の両方が含まれる。

2025年度上半期 - 2024年度下半期

純利益は10パーセント増の758百万豪ドルであった。

引当金考慮前利益は1パーセント増の1,005百万豪ドルであったが、これは業務収益の3パーセントの増加（業務費用の5パーセントの増加により一部相殺された。）を反映したものであった。業務収益の増加は、純利鞘の縮小により貸付けの増加と資本利益の増加が一部相殺されたことを反映している。業務費用の5パーセントの増加は、成長支援のための人件費及び第三者ベンダー費用の増加に加え、投資費用とソフトウェアの償却が増加したことによる。

純利息収益は2パーセント増加した。	・純利鞘は、マーケット部門のトレーディング目的有価証券の減少による恩恵を含め、6 ベーシス・ポイント縮小した。これを除くと、純利鞘は11ベーシス・ポイント縮小したが、当該縮小は、貸付けの増加が預金の増加を上回ったことで預貸率が低下して資金調達コストが増加したこと、及び競争の著しい市場の動向により貸付金の利幅が縮小したことを反映している。これはヘッジ対象資本の利益の増加により一部相殺された。 ・貸付金純額は、主にエネルギー、インフラ、不動産セクターを中心とする既存顧客との関係強化により、6パーセント増の1,070億豪ドルであった。 ・預金は、取引口座と定期預金の増加により、2パーセント増の1,223億豪ドルであった。当該増加は、公共部門における強みを維持し、顧客との関係を深めるという重点戦略を反映している。
利息以外の収益は3パーセント増加した。	・利息以外の収益は3パーセント増の619百万豪ドルであった。主な要因には以下のものが含まれる。 - 外国為替を含む販売及びリスク管理収益の増加。 - 引受業務の増加及び貸付金残高の拡大による手数料収益の増加。 - DVAによる21百万豪ドルの減少。
費用は5パーセント増加した。	・費用は5パーセント増の791百万豪ドルであった。変動は以下を反映した。 - 給与・賃金及び第三者技術ベンダー費用の増加。 - 先行投資（特に決済）による投資費用及びソフトウェア償却費用の増加。
減損費用は39百万豪ドルであった。	・減損損失戻入れが平均貸付金に占める割合は7ベーシス・ポイントであった（前期においては、減損費用が平均貸付金に占める割合が4ベーシス・ポイントであった。）。当該戻入益は、経済予測の修正と顧客リスク格付けの格上げによるものであった。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、不動産セクターにおける監視対象エクスポージャーの増加を反映し、2ベーシス・ポイント上昇して0.78パーセントであった。減損エクスポージャーがTCEに占める割合は7ベーシス・ポイント上昇し0.12パーセントとなったが、その大半はサービス・セクターにおけるものであった。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

純利益は11パーセント増の758百万豪ドルであった。

引当金考慮前利益は4パーセント減の1,005百万豪ドルとなったが、これは業務費用の12パーセントの増加が業務収益の2パーセントの増加を相殺してなお余りあるものであったことによる。業務収益の増加は、貸付け及び預金の増加、並びに資本利益の増加を反映している。業務費用の増加は、投資費用及びソフトウェア償却費の増加、並びに成長支援のための第一線のバンカーの増員を含む賃金費用の増加を反映している。

純利息収益は8パーセント増加した。	・純利鞘は、マーケット部門の顧客活動を支援するためのトレーディング目的有価証券の増加による影響を含め、9ベース・ポイント縮小した。これを除くと、貸付けの増加が預金の増加を上回ったことで預貸率が低下し、資金調達コストが増加したことを反映し、純利鞘は6ベース・ポイント縮小した。これは、ヘッジ対象資本の利益の増加の恩恵により一部相殺された。 ・貸付純金額は、主にエネルギー、インフラ、不動産、産業セクターを中心とする既存顧客との関係強化により、15パーセント増の1,070億豪ドルとなった。オーストラリア又はニュージーランドとの関連性が明確なオフショア貸付も増加に寄与した。 ・預金は、顧客との関係を強化する戦略を反映した定期預金の増加により、6パーセント増の1,223億豪ドルとなった。取引口座及び貯蓄預金口座は微増となった。
利息以外の収益は7パーセント減少した。	・利息以外の収益は7パーセント減の619百万豪ドルであった。主な要因には以下のものが含まれる。 - 債券取引の減少による販売及びリスク管理収益の減少。 - DVAによる12百万豪ドルの減少。
費用は12パーセント増加した。	・費用は、以下を反映して12パーセント増の791百万豪ドルであった。 - 技術簡素化を含む投資費用の増加、及び前年度の投資によるソフトウェアの償却費の増加。 - 関係強化と貸付けの増加を支援するための第一線の従業員の37名の増員を含む、給与・賃金コストの増加。
減損損失戻入益は39百万豪ドルであった。	・減損損失戻入益が平均貸付金に占める割合は7ベース・ポイントであった（前年度同期においては、減損費用が平均貸付金に占める割合が22ベース・ポイントであった。）。当該戻入益は、経済見通しの修正及び顧客リスク評価の格上げによるものであった。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は15ベース・ポイント上昇して0.78パーセントとなったが、これは主に貿易セクターにおける基準以下のエクスポージャーの増加によるものであった。減損エクスポージャーがTCEに占める割合は7ベース・ポイント上昇したが、その大部分はサービス・セクターにおけるものであった。

ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、法人及び機関投資家顧客に対し、バンキング及び資産管理の商品及びサービスを提供する。

別段の記載のない限り、すべての金額はニュージーランド・ドル建てで表示されている。

2024年9月 2024年3月

(単位：百万ニュージーランド・ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2025年3月 の増減率 (%)	2025年3月 の増減率 (%)
純利息収益	1,365	1,332	1,258	2	9
利息以外の収益	133	148	131	(10)	2
重要項目	(1)	(3)	(6)	(67)	(83)
純業務収益	1,497	1,477	1,383	1	8
業務費用	(734)	(674)	(695)	9	6
業務費用合計	(734)	(674)	(695)	9	6
引当金考慮前利益	763	803	688	(5)	11
減損(費用)/戻入れ	(33)	(4)	(23)	大	43
税引前利益	730	799	665	(9)	10
法人税等及びNCI	(205)	(221)	(188)	(7)	9
純利益	525	578	477	(9)	10
重要項目(税引後)	(1)	(1)	(5)	-	(80)
費用収益比率(重要項目を除く)	49.00%	45.54%	50.04%	346bps	(104bps)
純利鞘(重要項目を除く)	2.26%	2.23%	2.11%	3bps	15bps

2024年 9 月 2024年 3 月

2025年 3 月 2025年 3 月

の増減率 の増減率

(%) (%)

(単位：十億ニュージーランド・ドル)

	2025年 3 月 31日現在	2024年 9 月 30日現在	2024年 3 月 31日現在	2025年 3 月 の増減率 (%)	2025年 3 月 の増減率 (%)
顧客預金					
取引口座及びその他	21.4	20.8	21.0	3	2
貯蓄預金	20.7	19.4	20.1	7	3
定期預金	38.8	39.5	37.7	(2)	3
顧客預金合計	80.9	79.7	78.8	2	3
貸付金					
抵当権付住宅ローン	69.5	68.0	67.4	2	3
法人	33.0	33.4	32.7	(1)	1
その他	1.2	1.2	1.2	-	-
引当金	(0.5)	(0.5)	(0.5)	-	-
貸付金合計	103.2	102.1	100.8	1	2
預貸率	78.39%	78.06%	78.17%	33bps	22bps
資産合計	125.3	123.5	123.5	1	1
TCE	153.0	147.3	148.1	4	3
リスク調整後資産	61.1	62.0	60.1	(1)	2
流動性資産	17.9	17.8	18.6	1	(4)
平均利付資産	121.3	119.4	119.1	2	2
平均割当資本	8.4	8.2	8.1	2	4
ファンド合計	13.3	13.2	12.6	1	6
信用度					
平均貸付金に対する減損費用 / (戻入れ)	0.06%	0.01%	0.05%	5bps	1bps
抵当権付住宅ローンの90日以上 of 債務不履行	0.54%	0.49%	0.47%	5bps	7bps
その他の消費者向けローンの90日以上 of 債務不履行	0.95%	0.87%	0.96%	8bps	(1bps)
TCEに対する減損エクスポージャー	0.17%	0.16%	0.12%	1bps	5bps
TCEに対するストレスを受けたエクスポージャー合計	1.63%	1.73%	1.55%	(10bps)	8bps

2025年度上半期 - 2024年度下半期

純利益は9パーセント減の525百万ニュージーランド・ドルであった。

引当金考慮前利益は5パーセント減の763百万ニュージーランド・ドルであったが、これは業務費用の9パーセントの増加が業務収益の1パーセントの増加を相殺してなお余りあるものであったことによる。業務収益が貸付残高の1パーセントの小幅な増加と純利鞘の3ベシス・ポイントの拡大を反映したものであった一方、業務費用は、ソフトウェアの償却や投資費用を含む人件費及びテクノロジー費用の増加によって増加した。

純利息収益は2パーセント増加した。	・純利鞘は、貸付けの利幅の拡大と、資本残高に対する過去の金利引上げの恩恵の継続を反映して、3ベシス・ポイント拡大した。これは定期預金をめぐる競争により一部相殺された。 ・貸付金純額は1パーセント増の1,032億ニュージーランド・ドルであり、増加全体が抵当権付住宅ローンによるものであった。システムの増加率は、借入需要を減退させる厳しいマクロ経済環境を反映して鈍化した。主な要因には以下のものが含まれる。 - 抵当権付住宅ローンの増加率は2パーセントであり、RBNZの住宅システムの増加率の0.9倍に相当した。RBNZが金利引下げを継続するとの期待から、顧客はより短期の固定金利期間や変動金利ローンを選択するようになった。 - 法人向け貸付は、厳しいマクロ経済情勢と景況感の低迷を反映して1パーセント減少した。農業向け貸付は、記録的な乳価を受けて農家がレバレッジを削減していることから3パーセント減少した。 ・預金は2パーセント増の809億ニュージーランド・ドルであり、主に貯蓄預金口座が増加した。不透明な経済環境を受けて顧客が一定の柔軟性を維持することを選択したことから、定期預金は減少した。増加は主に個人預金におけるものであり、法人預金は横ばいであった。
利息以外の収益は10パーセント減少した。	・利息以外の収益は、カード収益の減少及び事業活動の低迷を反映し、10パーセント減の133百万ニュージーランド・ドルとなった。
費用は9パーセント増加した。	・業務費用は、以下を反映し9パーセント増の734百万ニュージーランド・ドルであった。 - 人件費及び第三者技術ベンダー費用の増加。 - 中核インフラとデジタル能力を強化するためのテクノロジー投資の強化。 - ソフトウェア償却の増加。
減損費用は33百万ニュージーランド・ドルであった。	・減損費用が平均貸付金に占める割合は、5ベシス・ポイント上昇して6ベシス・ポイントとなったが、これは、ダウンスайдシナリオのウェイトの増加と、経済見通しの悪化に関連した小額のCAP費用によるものであった。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、10ベシス・ポイント低下して1.63パーセントとなったが、これは主に監視対象エクスポージャーの減少によるものであった。減損エクスポージャーがTCEに占める割合は、1ベシス・ポイント上昇して0.17パーセントとなった。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

純利益は10パーセント増の525百万ニュージーランド・ドルであった。

引当金考慮前利益は、業務収益の8パーセントの増加を反映して11パーセント増の763百万ニュージーランド・ドルであったが、業務費用の6パーセントの増加を相殺してなお余りあるものであった。業務収益は純利鞘の拡大により恩恵を受けたが、業務費用はソフトウェアの償却を含む人件費及びテクノロジー費用の増加により増加した。

純利息収益は9パーセント増加した。	・純利鞘は、貸付の利幅の拡大と、より利鞘の大きい変動金利貸付けへの貸付構成の変化による恩恵を反映して、15ベシス・ポイント拡大した。従前の金利引上げの影響による資本残高の利益の増加も恩恵をもたらした。これは、より高利回りの定期預金の獲得競争や顧客による定期預金への切替えによって一部相殺された。 ・貸付金純額は2パーセント増の1,032億ニュージーランド・ドルとなった。主な要因には以下のものが含まれる。 - 抵当権付住宅ローンは3パーセント増加し、その大部分が居住用であった。RBNZの金利引下げ継続への期待から、顧客は、短期の固定金利期間や変動金利ローンを選好するようになった。 - 法人向け貸付は1パーセント増加したが、これは主に企業向け貸付の増加によるものであった。農業向け貸付は、記録的な乳価を受けて農家がレバレッジを削減しているため、3パーセント減少した。 ・預金は3パーセント増の809億ニュージーランド・ドルであった。顧客がより高利回りの口座を選好するようになったため、主に定期預金と貯蓄預金口座が増加した。定期預金の増加はすべて2024年度下半期におけるものであったが、2025年度上半期には定期預金の金利引下げにより、貯蓄預金口座が増加した。
利息以外の収益は2パーセント増加した。	・利息以外の収益は、投資収益及び法人手数料の増加（カード収益の減少により一部相殺された。）により2パーセント増の133百万ニュージーランド・ドルであった。
費用は6パーセント増加した。	・業務費用は以下の要因によって6パーセント増の734百万ニュージーランド・ドルとなった。 - デジタル機能強化のための人件費及び第三者技術ベンダー費用の増加。 - ソフトウェアの償却の増加。
減損費用は33百万ニュージーランド・ドルであった。	・減損費用が平均貸付金に占める割合は、1ベシス・ポイント上昇して6ベシス・ポイントとなったが、これはダウンスайдのシナリオのウェイトの増加と経済見通しの悪化に関連した小額のCAP費用によるものであった。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、8ベシス・ポイント上昇して1.63パーセントとなったが、これは主に、小売セクター及び製造セクターの不稼働エクスポージャーが増加したことによる。減損エクスポージャーがTCEに占める割合は5ベシス・ポイント上昇して0.17パーセントとなった。

ウエストバック・ニュージーランド・セグメントの業績（豪ドル換算）

業績は、各報告期間の平均為替レートで豪ドルに換算されており、2025年度上半期については1豪ドル＝1.1042ニュージーランド・ドルである（2024年度下半期：1豪ドル＝1.0932ニュージーランド・ドル、2024年度上半期：1豪ドル＝1.0759ニュージーランド・ドル）。別段の記載がない限り、資産及び負債は、各期間の末日現在のスポットレートで換算されており、2025年3月31日現在においては1豪ドル＝1.1001ニュージーランド・ドルである（2024年9月30日：1豪ドル＝1.0885ニュージーランド・ドル、2024年3月31日：1豪ドル＝1.0892ニュージーランド・ドル）。

	2024年9月		2024年3月		
	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2025年3月 の増減率 (%)	2025年3月 の増減率 (%)
（単位：百万豪ドル）					
純利息収益	1,236	1,217	1,171	2	6
利息以外の収益	121	135	122	(10)	(1)
重要項目	(1)	(2)	(6)	(50)	(83)
純業務収益	1,356	1,350	1,287	-	5
業務費用	(665)	(616)	(646)	8	3
業務費用合計	(665)	(616)	(646)	8	3
引当金考慮前利益	691	734	641	(6)	8
減損(費用)/戻入れ	(30)	(3)	(22)	大	36
税引前利益	661	731	619	(10)	7
法人税等及びNCI	(185)	(203)	(174)	(9)	6
純利益	476	528	445	(10)	7
重要項目（税引後）	(1)	(2)	(4)	(50)	(75)
費用収益比率（重要項目を除く） ^a	49.00%	45.54%	50.04%	346bps	(104bps)
純利鞘（重要項目を除く） ^a	2.26%	2.23%	2.11%	3bps	15bps

a 比率は、ニュージーランド・ドルを用いて算出されている。

	2024年9月		2024年3月		
	2025年3月 31日現在	2024年9月 30日現在	2024年3月 31日現在	2025年3月 の増減率 (%)	2025年3月 の増減率 (%)
（単位：十億豪ドル）					
顧客預金	73.6	73.2	72.4	1	2
貸付金	93.8	93.8	92.6	-	1
預貸率 ^a	78.39%	78.06%	78.17%	33bps	22bps
資産合計	113.9	113.5	113.4	-	-
TCE	139.0	135.3	136.0	3	2
リスク調整後資産	55.6	56.9	55.1	(2)	1
流動性資産	16.2	16.3	17.0	(1)	(5)
平均利付資産 ^b	109.7	109.3	110.7	-	(1)
平均割当資本 ^b	7.7	7.5	7.5	3	3
ファンド合計	12.0	12.1	11.5	(1)	4

a 比率は、ニュージーランド・ドルを用いて算出されている。

b 平均は、適用ある平均レートで換算されている。

当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行のバランスシート（大口資金調達、資本及び流動性を含む。）の管理について責任を負う財務部門。財務部門は、大口資金調達に関連する金利リスク及び為替リスクの管理も行う。
- ・セグメントに割り当てられない資本に係る利益、特定のグループ間取引、資産の売却損益、当行のフィンテック投資に関連する利益及びコストを含む、エンタープライズ・サービス。
- ・セグメントに直接帰属しないその他の費用には、法人事務及びUNITEに関連する過年度の企業テクノロジー費用の一部、特定の顧客関係の是正措置費用並びに企業引当金等が含まれる。

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
純利息収益	607	615	703	(1)	(14)
利息以外の収益	8	(14)	13	大	(38)
重要項目	(199)	53	(220)	大	(10)
純業務収益	416	654	496	(36)	(16)
業務費用	(454)	(385)	(419)	18	8
業務費用合計	(454)	(385)	(419)	18	8
引当金考慮前利益	(38)	269	77	大	大
減損(費用)/戻入れ	-	(2)	-	(100)	-
税引前利益	(38)	267	77	大	大
法人税等及びNCI	(85)	(140)	(94)	(39)	(10)
純利益/(損失)	(123)	127	(17)	大	大
重要項目(税引後)	(139)	43	(160)	大	(13)

財務部門

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
純利息収益	502	500	554	-	(9)
利息以外の収益	6	7	13	(14)	(54)
重要項目	(217)	62	(220)	大	(1)
純業務収益	291	569	347	(49)	(16)
純利益	117	316	168	(63)	(30)

2025年度上半期 - 2024年度下半期

純損失は123百万豪ドル（前期は127百万豪ドルの利益）であった。

引当金考慮前損失は、前期の269百万豪ドルの引当金考慮前利益に対し、38百万豪ドルであった。重要項目を除くと、引当金考慮前利益は、前期の216百万豪ドルに対し、161百万豪ドルであった。

純業務収益は36パーセント減少した。	・重要項目を除くと、収益は2パーセント（14百万豪ドル）増加した。
費用は18パーセント増加した。	・業務費用は、従業員費用及び是正措置費用の増加により18パーセント（69百万豪ドル）増加したが、すべての費用が部門に配分されるようになったため、UNITE費用の減少により一部相殺された。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

前年度同期の17百万豪ドルの損失に対し、123百万豪ドルの純損失となった。

引当金考慮前損失は38百万豪ドルであり、前年度同期の77百万豪ドルの利益を下回った。重要項目を除くと、引当金考慮前利益は、前年度同期の297百万豪ドルに対し161百万豪ドルであった。

純業務収益は16パーセント減少した。	・重要項目を除くと、収益は14パーセント（101百万豪ドル）減少した。変動には以下のものが含まれる。 - 2024年度上半期の金利のボラティリティのポジショニングが2025年度上半期を上回っていたこと。 - 株式買戻しと特別配当に伴い未割当残高が減少したため、資本利益が減少したこと。
費用は8パーセント増加した。	・業務費用は、主に従業員費用及び是正措置費用の増加により8パーセント（35百万豪ドル）増加したが、すべての費用が部門に配分されるようになったため、UNITE費用の減少により一部相殺された。

（2）生産、受注及び販売の状況

上記第一部 第3 3 （1）「業績等の概要」を参照。

[次へ](#)

(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

・ 当行グループの業績の検討

純利息収益

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
純利息収益					
純利息収益	9,351	9,626	9,127	(3)	2
コア純利息収益	8,960	8,940	8,668	-	3
重要項目	(218)	61	(224)	大	(3)
財務部門 ^a	495	496	560	-	(12)
マーケット部門	114	129	123	(12)	(7)
平均利付資産					
貸付	755,530	739,728	725,592	2	4
住宅 ^b	505,748	504,205	496,471	-	2
個人向け	10,900	11,423	12,085	(5)	(10)
法人向け	238,882	224,100	217,036	7	10
流動性資産	209,408	204,192	208,340	3	1
その他の利付資産	31,763	31,482	30,776	1	3
平均利付資産	996,701	975,402	964,708	2	3
純利鞘(%)					
純利鞘	1.88%	1.97%	1.89%	(9bps)	(1bps)
コア純利鞘	1.80%	1.83%	1.80%	(3bps)	-
純利鞘に対する財務部門及 びマーケット部門の影響	0.12%	0.13%	0.14%	(1bps)	(2bps)
純利鞘に対する重要項目の 影響 ^a	(0.04%)	0.01%	(0.05%)	大	1bps

a 財務部門の純利息収益は、現金給付を除外している。

b 抵当権付住宅ローン相殺平均残高控除後。

2025年度上半期—2024年度下半期

純利息収益は、3パーセント減の9,351百万豪ドルであった。その主な要因には、以下のものが含まれる。

- ・純利鞘の減少により資産の増加の大部分が相殺され、安定したコア純利息収益は8,960百万豪ドルであった。
- ・財務部門及びマーケット部門の収益は、3パーセント減の609百万豪ドルであった。これは、安定した財務部門の収益及びマーケット部門の収益の12パーセントの減少によるものである。
- ・重要項目は、前期の61百万豪ドルの増加に対し、収益を218百万豪ドル減少させた。

平均利付資産は、法人向け貸付が7パーセント増、流動性資産が3パーセント増となり、2パーセント増の9,967億豪ドルであった。これは、個人向け貸付の減少、RAMS住宅ローンの廃止手続並びにオートファイナンス・ポートフォリオの廃止手続及びその後の売却によって一部相殺された。平均住宅ローンは安定していた。RAMSを除くと、平均住宅ローンは1パーセント増加した。

2025年度上半期—2024年度上半期

純利息収益は、2パーセント増の9,351百万豪ドルであった。その主な要因には、以下のものが含まれる。

- ・純利鞘が横ばいであったことによる資産の増加により、コア純利息収益は、3パーセント増の8,960百万豪ドルであった。
- ・財務部門及びマーケット部門の収益は、11パーセント減の609百万豪ドルであった。これは、前年度同期に財務部門が金利のポジショニングによって業績を改善させたためである。
- ・重要項目は、前年度同期の224百万豪ドルの減少に対し、収益を218百万豪ドル減少させた。

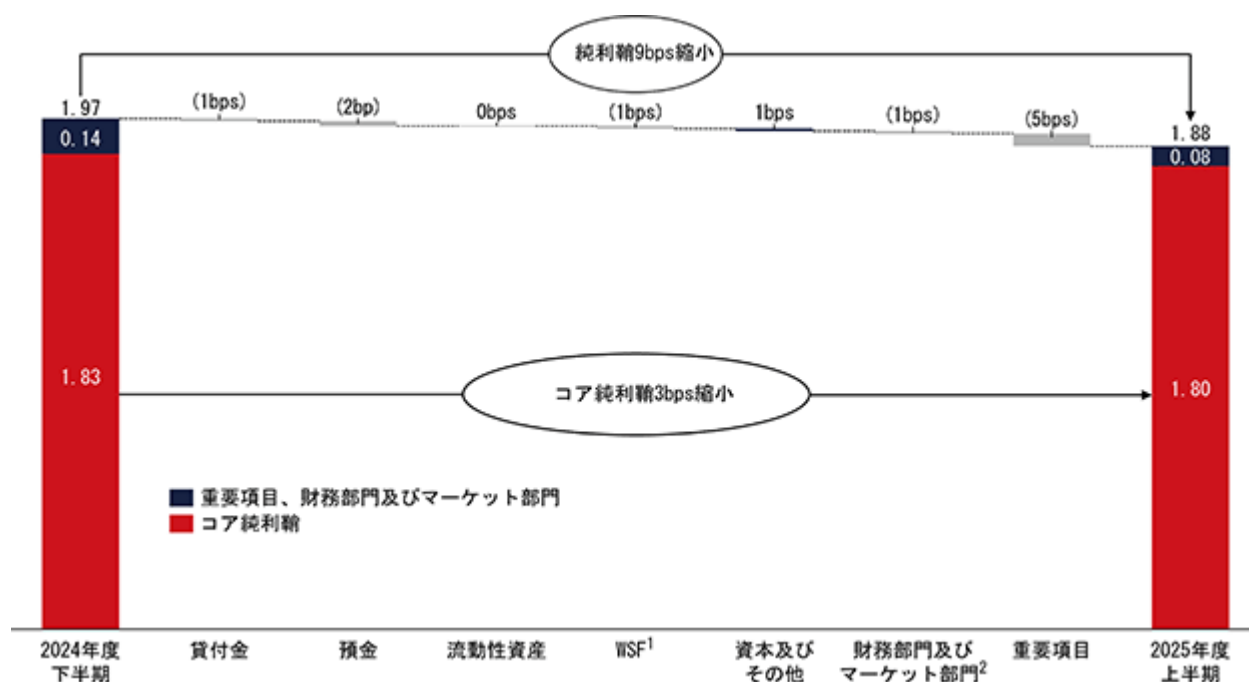
平均利付資産は、3パーセント増の9,967億豪ドルであった。平均貸付金の4パーセントの増加は、法人向け貸付の10パーセントの増加及び住宅ローンの2パーセントの増加を反映している。これは、個人向け貸付の減少、RAMS住宅ローンの廃止手続並びにオートファイナンス・ポートフォリオの廃止手続及びその後の売却によって一部相殺された。平均流動性資産は1パーセント増加した。その他の利付資産は、顧客活動を促進するためのトレーディング目的有価証券の増加により、3パーセント増加した。

純利鞘

2025年度上半期—2024年度下半期

純利鞘の変動(%)

2025年度上半期—2024年度下半期



1 大口資金調達コスト

2 財務部門及びマーケット部門の寄与

純利鞘は、9 ベーシス・ポイント縮小の1.88パーセントであった。純利鞘は、以下によって構成される。

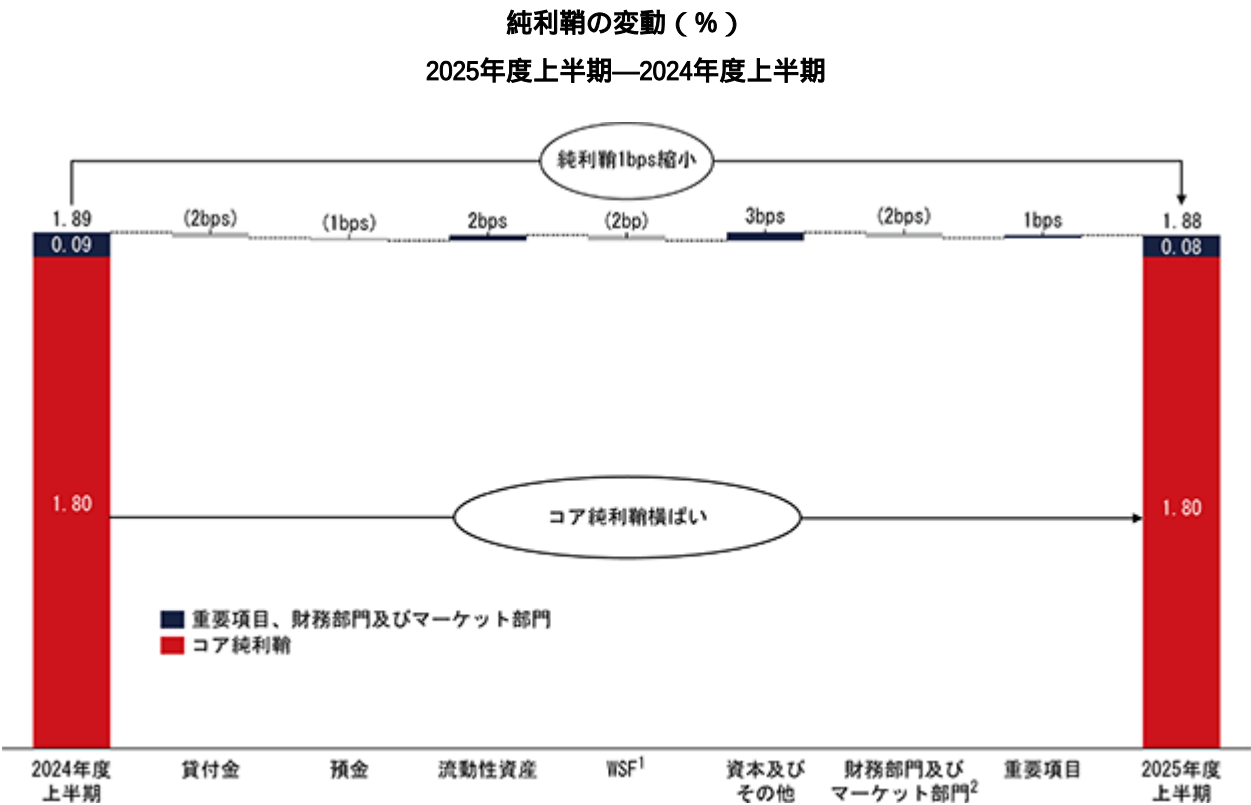
- ・コア純利鞘は、以下の主な要因により3 ベーシス・ポイント縮小して1.80パーセントであった。
- ・財務部門及びマーケット部門の寄与は、マーケット部門の収益の減少により1 ベーシス・ポイント縮小して12ベーシス・ポイントであった。
- ・ターム・ファンディングの経済的ヘッジに関する未実現再評価による重要項目は、前期の1 ベーシス・ポイントの利益に対し、4 ベーシス・ポイント縮小した。

コア純利鞘が3 ベーシス・ポイント縮小したのは、以下によるものである。

- ・貸付の利幅：競争による法人向け、機関投資家向け及びオーストラリアにおける抵当権付住宅ローンの利幅の縮小により、1 ベーシス・ポイント縮小した。ニュージーランドにおける住宅ローンの利幅の拡大及びオーストラリアにおける利幅の低い固定金利住宅ローンから利幅の高い変動金利住宅ローンへの切替えが利益をもたらした。

- ・ 預金の利幅：2 ベーシス・ポイントの縮小は、利幅の縮小及び利鞘の低い貯蓄口座への移行を反映している。ヘッジ対象預金の利益は増加した。
- ・ 大口資金調達：2024年度下半期に満期を迎えた最終的なターム・ファンディング・ファシリティ（TFF）の減少による資金調達コストの増加により 1 ベーシス・ポイント縮小した。
- ・ 資本及びその他：1 ベーシス・ポイント拡大した。これには、ヘッジされた資本残高に係る利益の増加が含まれるが、これは、残高の減少によるヘッジされていない資本収益の減少及び前期における 1 ベーシス・ポイントの是正に係る引当金の戻入れが行われなかったことによって一部相殺された。

2025年度上半期—2024年度上半期



1 大口資金調達コスト
2 財務部門及びマーケット部門の寄与

純利鞘は、1 ベーシス・ポイント縮小の1.88パーセントであった。当行グループの純利鞘は、以下によって構成される。

- ・コア純利鞘は、以下の主な要因により安定しており、1.80パーセントであった。
- ・財務部門及びマーケット部門の寄与は、主に前年度同期における財務部門の寄与の増加により、2 ベーシス・ポイント縮小して12ベーシス・ポイントであった。
- ・ターム・ファンディングの経済的ヘッジに関する未実現公正価値の再評価による重要項目は、前年度同期の5 ベーシス・ポイントに対し、4 ベーシス・ポイント縮小した。

安定したコア純利鞘は以下によるものである。

- ・貸付の利幅：競争による法人向け、機関投資家向け及びオーストラリアにおける抵当権付住宅ローンの利幅の縮小により、2 ベーシス・ポイント縮小した。ニュージーランドにおける抵当権付住宅ローンの利幅の拡大及びオーストラリアにおける利幅の低い固定金利住宅ローンから利幅の高い変動金利住宅ローンへの切替えが利益をもたらした。
- ・預金の利幅：1 ベーシス・ポイントの縮小は、利幅の縮小及び利鞘の低い貯蓄預金口座への移行を反映している。ヘッジ対象預金の利益は増加した。
- ・流動性資産：平均流動性資産の増加が平均貸付資産を下回ったため、2 ベーシス・ポイント拡大した。
- ・大口資金調達：新規長期大口資金調達の利幅が満期を迎える融資枠（TFFの満期を含む。）の利幅を上回ったため、2 ベーシス・ポイント縮小した。
- ・資本及びその他：3 ベーシス・ポイント拡大した。これには、ヘッジされた資本残高に係る利益の増加が含まれるが、これは、残高の減少によるヘッジされていない資本収益の減少によって一部相殺された。

貸付金

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
オーストラリア	720,195	704,907	685,810	2	5
住宅	484,582	473,435	461,743	2	5
RAMS(廃止手続中)	25,600	29,836	33,315	(14)	(23)
個人向け	9,365	9,403	9,707	-	(4)
法人向け	204,642	194,138	181,985	5	12
オートファイナンス ^a	-	2,116	3,054	(100)	(100)
引当金	(3,994)	(4,021)	(3,994)	(1)	-
ニュージーランド (単位：百万豪ドル)	94,187	94,137	92,887	-	1
ニュージーランド (単位：百万ニュージーランド ・ドル)	103,614	102,463	101,175	1	2
住宅	69,515	68,011	67,378	2	3
個人向け	1,175	1,151	1,178	2	-
法人向け	33,457	33,802	33,143	(1)	1
引当金	(533)	(501)	(524)	6	2
その他海外 (単位：百万豪ドル)	10,426	7,723	6,142	35	70
貸付金合計	824,808	806,767	784,839	2	5

a ポートフォリオは2025年3月に売却された。残高には、個人向け及び法人向けオートファイナンスが含まれている。

2025年度上半期—2024年度下半期

貸付金は、2パーセント増の8,248億豪ドルとなり、その内訳は以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローン(RAMSを除く。)は、主に変動金利型の居住用抵当権付住宅ローンにおいて、2パーセント増(APRAシステムの0.9倍)の4,846億豪ドルであった。融資比率が80パーセント未満の新規貸付は、同セグメントの成長を目標に掲げた結果、2ポイント増の83パーセントとなった。
- ・RAMSの住宅ローンは、このポートフォリオが新規法人向けの受付を終了したため、14パーセント減の256億豪ドルであった。
- ・オーストラリアの個人向け貸付は横ばいであった。
- ・オーストラリアの法人向け貸付は、5パーセント増の2,046億豪ドルであった。WIB部門の貸付金残高は、エネルギー、インフラ及び機関投資家向け不動産セクターの増加に伴い増加した。ビジネス部門では、医療、専門サービス及び農業の各分野が好調で、多角的な伸びを示した。
- ・2025年3月にオートファイナンス・ポートフォリオの売却が完了し、貸付金が21億豪ドル減少した。
- ・ニュージーランドの貸付は、居住用抵当権付住宅ローンの増加により、1パーセント増の1,036億ニュージーランド・ドルであった。
- ・その他海外の貸付金残高は、35パーセント増の104億豪ドルであった。これは、オーストラリア又はニュージーランドとつながりのある米国及びアジアの顧客への貸付の増加を反映している。

2025年度上半期—2024年度上半期

貸付金は、5パーセント増の8,248億豪ドルとなり、その内訳は以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローン（RAMSを除く。）は、主に変動金利型の居住用抵当権付住宅ローンにおいて、5パーセント増（APRAシステムの0.9倍）の4,846億豪ドルであった。
- ・RAMSの住宅ローンは、このポートフォリオの新規法人向けの受付が終了したため、23パーセント減の256億豪ドルであった。
- ・オーストラリアの個人向け貸付は、一部返済の増加と新規貸付の低迷により、4パーセント減の94億豪ドルであった。
- ・オーストラリアの法人向け貸付は、12パーセント増の2,046億豪ドルであった。WIB部門の貸付金残高の増加は、エネルギー、インフラ、機関投資家向け不動産及び産業セクターの活動を反映している。ビジネス部門では、医療、専門サービス及び農業の各分野が好調で、多角的な伸びを示した。
- ・2025年3月のオートファイナンス・ポートフォリオの縮小及び売却により、貸付金が31億豪ドル減少した。
- ・ニュージーランドの貸付は、居住用抵当権付住宅ローンの増加により、2パーセント増の1,036億ニュージーランド・ドルであった。
- ・その他海外の貸付金残高は、70パーセント減の104億豪ドルであった。これは、オーストラリア又はニュージーランドとつながりのある米国及びアジアの顧客への貸付の増加を反映している。

預金及びその他の借入金

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
顧客預金					
オーストラリア	614,458	593,795	570,488	3	8
取引口座	113,433	110,393	114,120	3	(1)
貯蓄預金	209,035	197,415	186,945	6	12
定期預金	158,944	157,282	148,110	1	7
無利息	133,046	128,705	121,313	3	10
ニュージーランド (単位：百万豪ドル)	73,586	73,201	72,378	1	2
ニュージーランド (単位：百万ニュージーランド・ドル)	80,950	79,676	78,837	2	3
取引口座	9,412	9,595	9,133	(2)	3
貯蓄預金	20,674	19,433	20,103	6	3
定期預金	38,836	39,451	37,685	(2)	3
無利息	12,028	11,197	11,916	7	1
その他の海外 (単位：百万豪ドル)	8,718	6,619	8,080	32	8
顧客預金合計	696,762	673,615	650,946	3	7
譲渡性預金証書	42,488	46,874	51,280	(9)	(17)
オーストラリア	27,777	33,215	35,727	(16)	(22)
ニュージーランド (単位：百万豪ドル)	1,887	1,711	2,414	10	(22)
その他の海外 (単位：百万豪ドル)	12,824	11,948	13,139	7	(2)
預金及びその他の借入金合計	739,250	720,489	702,226	3	5

2025年度上半期—2024年度下半期

顧客預金は、3パーセント増の6,968億豪ドルであった。顧客預金の変動は、以下の変動で構成される。

- ・オーストラリアの預金は、主に貯蓄預金及び無利息預金が増加し、3パーセント増の6,145億豪ドルであった。貯蓄預金の増加は、主にコンシューマー・セグメントにおけるものであった。無利息預金は、住宅ローン相殺口座残高の増加によって、7パーセント増の680億豪ドルであった。
- ・ニュージーランドの預金は、不透明な経済・金利環境を踏まえ、顧客がある程度の柔軟性を維持することを選択したため、主に貯蓄口座において2パーセント増の809億ニュージーランド・ドルであった。
- ・その他の海外預金は、主にWIBにおいて、オフショア定期預金の増加により、32パーセント増の87億豪ドルであった。

預貸率は84.5パーセントと、2024年9月30日を上回り、預金の増加が貸付の増加を上回った。

2025年度上半期—2024年度上半期

顧客預金は、7パーセント増の6,968億豪ドルであった。顧客預金の増加は、以下の変動で構成される。

- ・オーストラリアの預金は、貯蓄預金、無利息預金及び定期預金が増加し、8パーセント増の6,145億豪ドルであった。貯蓄預金の増加は、主にコンシューマー・セグメントにおけるものであり、定期預金の増加は、主にWIBにおけるものであった。無利息預金は、住宅ローン相殺口座残高の増加によって、13パーセント増の680億豪ドルであった。
- ・ニュージーランドの預金は、顧客の選好が高利回り口座に移行したことにより、主に定期預金及び貯蓄預金が増加し、3パーセント増の809億ニュージーランド・ドルであった。
- ・その他の海外預金は、主にWIBにおいて、オフショア定期預金の増加により、8パーセント増の87億豪ドルであった。

預貸率は、過去12か月間にわたり預金の増加が貸付の増加を上回ったため、2024年3月31日現在の82.9パーセントから84.5パーセントに上昇した。

貸付及び預金の市場シェア及びシステム別の指標

	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在
市場シェア			
オーストラリア			
ADIシステム（APRA）			
住宅融資	21%	21%	21%
個人向けクレジットカード	22%	21%	21%
法人融資 ^a	16%	16%	15%
個人預金	21%	21%	21%
企業預金 ^b	18%	18%	18%
ニュージーランド（RBNZ） ^c			
消費者向け貸付	18%	18%	18%
法人向け貸付	16%	16%	16%
預金	17%	17%	18%

	2025年3月 に終了した 6か月	2024年9月 に終了した 6か月	2024年3月 に終了した 6か月
システム別の指標			
オーストラリア			
ADIシステム（APRA）			
住宅融資	0.5	0.7	1.2
個人向けクレジットカード ^d	該当なし	0.6	1.0
法人融資 ^a	1.4	1.7	0.4
個人預金	1.0	1.1	1.1
企業預金 ^{b、d}	0.9	大	1.1
ニュージーランド（RBNZ）^c			
消費者向け貸付	0.9	0.4	1.3
法人向け貸付 ^d	該当なし	大	該当なし
預金 ^d	0.5	0.7	該当なし

a 当行グループの法人融資の成長率及び指標は、APRAの月次ADI統計に公表されているADIシステムに基づいている。法人融資には、あらゆるセグメントにおける非金融企業及び社会奉仕団体に対する貸付が含まれる。比較数値は、公表されたシステム統計の修正を反映するために、以前報告された数値と異なる場合がある。

b 当行グループの企業預金の成長率及び指標は、APRAの月次ADI統計に公表されているADIシステムに基づいている。企業預金には、あらゆるセグメントにおける非金融企業及び社会奉仕団体からの預金が含まれる。

c ニュージーランドは、ニュージーランドの銀行業務で構成されている。

d 該当なしは、システムの増加又は当行の増加がマイナスであることを示している。

利息以外の収益

（単位：百万豪ドル）	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率（％）	2024年3月 - 2025年3月の 増減率（％）
純手数料収益	840	830	842	1	-
資産管理による純収益	239	223	218	7	10
トレーディング及びその他の収益	363	319	403	14	(10)
利息以外の収益合計	1,442	1,372	1,463	5	(1)

利息以外の収益は、以下によって構成される。

（単位：百万豪ドル）	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率（％）	2024年3月 - 2025年3月の 増減率（％）
利息以外の収益（重要項目を除く）					
純手数料収益	840	830	842	1	-
資産管理による純収益	239	223	218	7	10
トレーディング及びその他の収益	345	329	405	5	(15)
利息以外の収益（重要項目を除く）合計	1,424	1,382	1,465	3	(3)
重要項目					
トレーディング及びその他の収益	18	(10)	(2)	大	大
利息以外の収益合計 - 重要項目	18	(10)	(2)	大	大
利息以外の収益合計	1,442	1,372	1,463	5	(1)

2025年度上半期 - 2024年度下半期

利息以外の収益は、5パーセント増の1,442百万豪ドルであった。重要項目を除くと、利息以外の収益は、3パーセント増の1,424百万豪ドルであった。

純手数料収益は、1パーセント増の840百万豪ドルであった。主な変動には、以下のものが含まれる。

- ・引受業務の増加による機関投資家の貸付手数料の19百万豪ドルの増加及び平均貸付残高の増加による手数料収益の増加。
- ・クレジットカード及びスキームの年間手数料の増加を反映して、カード収益が17百万豪ドル増加。
- ・カードスキーム及びローン申込手数料の減少を反映して、ニュージーランドの手数料が15百万ニュージーランド・ドル減少。
- ・主に取引量の減少により、オーストラリアのマーチャント収益が8百万豪ドル減少。

資産管理による純収益は、7パーセント増の239百万豪ドルであった。管理対象ファンドの増加は、プラットフォームの利鞘の縮小により一部相殺された。

トレーディング及びその他の収益は、14パーセント増の363百万豪ドルであった。重要項目を除くと、トレーディング及びその他の収益は、5パーセント増の345百万豪ドルであった。これは、主に外国為替（「FX」）における信用販売及びリスク管理収益の増加によるものであった。かかる増加は、DVAのマイナス及びオートファイナンス・ポートフォリオの売却に係る8百万豪ドルの純損失により一部相殺された。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

利息以外の収益は、1パーセント減の1,442百万豪ドルであった。重要項目を除くと、利息以外の収益は、3パーセント減の1,424百万豪ドルであった。

純手数料収益は、横ばいで840百万豪ドルであった。主な変動には、以下のものが含まれる。

- ・国際的な支出及び年間カード手数料の増加を反映した為替換算手数料の増加により、カード手数料が17百万豪ドル増加。
- ・主に貸付金残高の増加の影響により、機関投資家の貸付手数料が8百万豪ドル増加。
- ・主に取引量の減少により、オーストラリアのマーチャント収益が24百万豪ドル減少。

資産管理による純収益は、10パーセント増の239百万豪ドルであった。これは、是正措置費用の減少及び管理対象ファンドの増加によるものであるが、プラットフォームの利鞘の縮小により一部相殺された。

トレーディング及びその他の収益は、10パーセント減の363百万豪ドルであった。重要項目を除くと、トレーディング及びその他の収益は、販売及びリスク管理収益の減少、DVAの減少及びオートファイナンス・ポートフォリオの売却に係る純損失を反映して、15パーセント減の345百万豪ドルであった。

市場関連の収益¹

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
純利息収益	114	129	123	(12)	(7)
利息以外の収益	336	310	367	8	(8)
市場収益	450	439	490	3	(8)
販売及びリスク管理収益	469	435	502	8	(7)
デリバティブ評価調整 ^a	(19)	4	(12)	大	58
市場収益	450	439	490	3	(8)

1 市場収益は、WIB部門、ビジネス・アンド・ウェルス及びウエストパック・ニュージーランドによる金融市場収益を含む。

a 信用評価調整及び調達評価調整の影響を含む。

市場収益は、当行の顧客に対するリスク管理商品の創造、価格設定及び配布から生じる販売及びリスク管理収益により構成される。特定関係者である専門家は、これらの顧客が、その金利、外国為替、コモディティ、信用及び組成された商品へのエクスポージャーを管理する支援を行うために商品ソリューションを提供している。

2025年度上半期 - 2024年度下半期

市場収益は、3パーセント増の450百万豪ドルであった。

販売及びリスク管理収益は、8パーセント増の469百万豪ドルであった。これは主に、FXトレーディング収益の増加によるものであった。

デリバティブ評価調整は、前期の4百万豪ドルの寄与に対し、19百万豪ドルのマイナスであった。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

市場収益は、8パーセント減の450百万豪ドルであった。

販売及びリスク管理収益は、7パーセント減の469百万豪ドルであった。これは、債券商品のトレーディング収益の減少によるものであるが、売上高の増加により一部相殺された。

デリバティブ評価調整は、前年度同期の12百万豪ドルのマイナスに対し、19百万豪ドルのマイナスであった。

業務費用

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
人件費	(3,115)	(2,968)	(2,931)	5	6
賃借費用	(318)	(348)	(352)	(9)	(10)
テクノロジー費用	(1,480)	(1,441)	(1,323)	3	12
その他の費用	(785)	(792)	(789)	(1)	(1)
業務費用合計	(5,698)	(5,549)	(5,395)	3	6
費用収益比率(重要項目を除く)	51.83%	50.69%	49.88%	114bps	195bps

フルタイム相当従業員(FTE)

フルタイム相当従業員数	2025年3月31日 現在	2024年9月30日 現在	2024年3月31日 現在	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
常勤従業員	34,168	33,583	33,395	2	2
非常勤従業員	1,801	1,657	1,953	9	-8
フルタイム相当従業員	35,969	35,240	35,348	2	2
フルタイム相当従業員の平均	35,522	35,171	35,337	1	1

2025年度上半期 - 2024年度下半期

業務費用合計は、UNITE投資の強化、給与・賃金の増加及びソフトウェアの償却の増加を反映して、3パーセント増の5,698百万豪ドルであった。これは、コスト・リセット措置及び他の投資全体での季節要因による支出の減少により一部相殺された。

人件費は、5パーセント増の3,115百万豪ドルであった。主な変動には、以下のものが含まれる。

- ・賃金の増加及び退職年金拠出金率の11.5パーセントへの上昇
- ・UNITE及び銀行への投資を支援するために1パーセント増加したフルタイム相当従業員の平均の増加
- ・コスト・リセット措置による恩恵

賃借費用は、当行グループの拠点の削減を反映して、9パーセント減の318百万豪ドルであった。

テクノロジー費用は、UNITE及び主要プロジェクトの完了に伴うソフトウェアの償却に関連する費用の増加により、3パーセント増の1,480百万豪ドルであった。これは、他の投資全体での季節要因による支出の減少により一部相殺された。

その他の費用は、訴訟費用及び是正措置費用の減少により、1パーセント減の785百万豪ドルであった。RAMSの閉鎖や新規事業に関連する追加費用は、2024年度下半期を下回った。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

業務費用合計は、6パーセント増の5,698百万豪ドルであった。かかる増加は、UNITE投資の強化、給与・賃金の増加、第三者技術ベンダーの費用の増加及びソフトウェアの償却費の増加を反映している。これは、コスト・リセット措置並びにリスク及び規制の投資費用の減少により一部相殺された。

人件費は、6パーセント増の3,115百万豪ドルであった。主な変動には、以下のものが含まれる。

- ・賃金の増加及び退職年金拠出金率の11.5パーセントへの上昇
- ・UNITE及び銀行への投資を支援するために1パーセント増加したフルタイム相当従業員の平均の増加
- ・コスト・リセット措置による恩恵

質借費用は、10パーセント減の318百万豪ドルであった。これは、当行グループの拠点の削減を反映している。

テクノロジー費用は、12パーセント増の1,480百万豪ドルであった。これは、第三者ベンダー費用の増加、UNITE投資の強化及び主要プロジェクトの完了に伴うソフトウェアの償却の増加によるものであるが、リスク及び規制の投資費用の減少により一部相殺された。

その他の費用は、1パーセント（4百万豪ドル）減の785百万豪ドルであった。

投資費用

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
費用計上	521	578	414	(10)	26
資産計上されたソフトウェア、 固定資産及び前払い	327	442	322	(26)	2
合計	848	1,020	736	(17)	15
UNITE	251	114	33	120	大
成長・生産性	244	339	211	(28)	16
リスク及び規制	353	567	492	(38)	(28)
合計	848	1,020	736	(17)	15

投資費用合計は、前年度同期から15パーセント増加し、848百万豪ドルであった。かかる増加は、主にUNITEへの投資の増加によるものであった。季節性とリスク及び規制プロジェクトの完了が前期比17パーセントの減少の主な要因である。

投資費用のうち、61パーセントが2025年度上半期に計上されたのに対し、前期は57パーセント、前年度同期は56パーセントであった。投資費用のうち、UNITEプロジェクトは29パーセントを占め、成長・生産性イニシアチブは29パーセントを占め、リスク及び規制活動は42パーセントを占めた。

UNITEの投資費用は、251百万豪ドルへと増加し、77パーセントが2025年度上半期に支出された。60のイニシアチブのうち、4つが完了し、41が進行中である。

主な成果には、以下のものが含まれる。

- ・ 20の消費者本人確認プロセスを1つに統合。
- ・ 対象となるすべての住宅ローン顧客に複数の相殺口座を導入し、顧客により多くの選択肢と財務管理を提供。
- ・ アジア・バンクトレードの2つのバージョンを1つの最良のシステムに統合し、プロセスを簡素化すると同時にリスクと複雑性を軽減。

当期における支出は、以下を含む優先イニシアチブに重点を置いていた。

- ・ 抵当権付住宅ローンを単一の商品、プロセス及びアプリケーションに簡素化。
- ・ キャッシュ・バンキング及びトランザクション・バンキングの顧客の預金開設ルートを統合。
- ・ デジタル・バンカーの機能をすべての銀行に拡大。
- ・ 7つの徴収システムを1つのシステムに統合。
- ・ 4つのワークフロー・システムから1つのソリューションへ不正行為対策を合理化。

成長・生産性への投資には、以下のものが含まれた。

- ・ 2025年3月に当行のビジネス・バンカー向けに初回展開した、統合法人向け貸付オリジネーション・プラットフォームであるBizEdgeの継続的な開発。
- ・ 当行のOne Coreトランザクション・バンキング・プラットフォームは、リアルタイムの財務管理の提供に向けた大きな進展を示す、新決済プラットフォーム（NPPA）認証を取得。
- ・ 法人顧客のキャッシュ・フロー管理を支援する、新たなデジタル請求書金融ソリューションの開始。
- ・ ウエストパック・アプリの新機能の導入及びウエストパック・ニュージーランドのオンライン・バンキング・アプリの改良。
- ・ トランザクション・バンキング及びマーチャント・サービス・エクスペリエンスの向上。
- ・ リレーションシップ・バンカー・アシスタント、FMバーチャル・アシスタント及びフィナンシャル・クライム・コワーカースの導入によるAIプラットフォームの継続的な開発。

リスク及び規制関連の支出には、以下のものが含まれた。

- ・ 2025年銀行取引準則（BCOP）を遵守し、中小企業顧客、保証人、脆弱な顧客及び追加的支援を必要とする顧客に対する追加的保護を提供。
- ・ 顧客保護を強化するための詐欺防止機能の継続的な拡大。
- ・ 老朽化したコア・プラットフォームをアップグレードし、国内の高額決済をより高度な機能を備えた新たなアプリケーションに移行。
- ・ 高額決済におけるISO 20022準拠の達成。
- ・ 健全性基準CPS 230「オペレーショナル・リスク管理」に準拠するための変更を実施。この新基準により、事業体はオペレーショナル・リスクの管理を強化し、事業中断に対応することを求められる。
- ・ 記録管理システム及びプロセスの継続的な強化。

資産計上されたソフトウェア

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
期首残高	2,675	2,658	2,797	1	(4)
増加の合計	347	463	329	(25)	5
償却費用	(485)	(447)	(442)	9	10
減損費用	-	-	(19)	-	(100)
為替変動	(5)	1	(7)	大	(29)
期末残高	2,532	2,675	2,658	(5)	(5)
平均償却期間(年)	2.8	3.0	3.2	(0.2)年	(0.4)年

資産計上されたソフトウェアは、前期及び前年度同期の両方において5パーセント減の2,532百万豪ドルであった。かかる減少は、ワン・バンキング・プラットフォーム等の主要プロジェクトの完了及びRBNZの外部委託に関するポリシーBS11の遵守のための支払及び投資による償却額の増加を反映している。増加には、決済システム及びUNITEへの継続的な投資が含まれた。平均償却期間は、2024年度上半期から0.4年の短縮、2024年度下半期から0.2年の短縮の2.8年であった。

信用減損費用

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
個別評価引当金					
新規個別評価引当金	(251)	(210)	(213)	20	18
戻入れ	89	63	30	41	197
回収	115	100	90	15	28
個別評価引当金、戻入れ及び回収の合計	(47)	(47)	(93)	-	(49)
一括評価引当金					
直接償却	(279)	(275)	(211)	1	32
一括評価引当金のその他の変動	76	147	(58)	(48)	大
一括評価引当金合計	(203)	(128)	(269)	59	(25)
信用減損(費用)/戻入れ合計	(250)	(175)	(362)	43	(31)
平均貸付金に対する減損費用/戻入れ	6bps	4bps	9bps	2bps	(3bps)
貸倒償却額(純額)が平均総貸付金価額に占める割合	6bps	6bps	5bps	-	1bps

2025年度上半期 - 2024年度下半期

信用減損費用は250百万豪ドルと歴史的な低水準を維持し、平均貸付の6 ベーシス・ポイントに相当する（4 ベーシス・ポイントからの増加）。ダウンスайдのシナリオのウェイトの増加が費用の増加の主な要因である。

203百万豪ドルの一括評価引当金の費用には、279百万豪ドルの直接償却が含まれるが、一括評価引当金のその他の変動における戻入れにより一部相殺された。一括評価引当金のその他の変動は、以下によるものであった。

- ・建設セクターのオーバーレイの戻入れ及びオーストラリアの抵当権付住宅ローンのオーバーレイの減少により、49百万豪ドルのポートフォリオのオーバーレイの減少。
- ・商業用不動産価格及び金利の見通しの改善による減少。
- ・国際貿易関係の悪化を含む地政学的不安定性の高まりを反映したダウンスайдのシナリオのウェイトの2.5 パーセントの増加。

47百万豪ドルの個別評価引当金の費用は、以下により構成される。

- ・主にサービス業及び貿易業における251百万豪ドルの新規個別評価引当金。
- ・主にクレジットカード及び個人向け貸付のポートフォリオにおける115百万豪ドルの回収。
- ・89百万豪ドルの戻入れ。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

信用減損費用は250百万豪ドルであり、平均貸付の6 ベーシス・ポイントに相当する（9 ベーシス・ポイントからの減少）。減損費用の減少は、一括評価引当金の費用の25パーセントの減少及び信用度の指標の改善による個別評価引当金の費用の49パーセントの減少によるものである。

法人税等

2025年度上半期 - 2024年度下半期

2025年度上半期の31.4パーセントの実効税率は、2024年度下半期の30.8パーセントの実効税率から上昇した。かかる増加の主な要因は、前期の税金調整であった。

2025年度上半期 - 2024年度上半期

2025年度上半期の31.4パーセントの実効税率は、2024年度上半期の30.9パーセントの実効税率から上昇した。かかる増加は、主に前期の税金調整の影響及び2025年度上半期における非控除費用の増加によるものである。主にハイブリッド資本証券について支払われた分配金が控除対象外であることにより、実効税率は、オーストラリアの法人税率である30パーセントを上回っている。

信用度

信用度の主要な指標

	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在
ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合 (信用度別)			
減損	0.16%	0.16%	0.12%
不良債権(延滞期間が90日以上)	0.37%	0.47%	0.46%
不良債権(延滞期間が90日未満)	0.28%	0.23%	0.24%
監視対象及び基準以下	0.55%	0.59%	0.54%
ストレスを受けたエクスポージャー合計	1.36%	1.45%	1.36%
企業及び機関投資家の減損エクスポージャー総額がTCEに 占める割合			
オーストラリア企業	0.54%	0.65%	0.47%
ニュージーランド企業	0.31%	0.32%	0.38%
機関投資家	0.07%	0.04%	0.03%
抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行			
当行グループ全体	0.83%	1.05%	1.00%
オーストラリア	0.86%	1.12%	1.06%
ニュージーランド	0.54%	0.49%	0.47%
その他消費者向け貸付の90日以上の債務不履行			
当行グループ全体	1.26%	1.40%	1.40%
オーストラリア	1.30%	1.47%	1.45%
ニュージーランド	0.95%	0.87%	0.96%
その他			
減損エクスポージャー総額が総貸付金価額に占める割合	0.25%	0.24%	0.19%
減損エクスポージャー引当金総額が減損エクスポージャー総額 に占める割合	40.88%	41.28%	46.60%
貸付引当金合計が総貸付金価額に占める割合	61bps	63bps	65bps
一括評価引当金が信用リスク調整後資産に占める割合 ^a	126bps	130bps	136bps
引当金合計が信用リスク調整後資産に占める割合 ^a	144bps	145bps	149bps

a 比較数値は、当期の表示に一致させるため修正再表示されている。

減損エクスポージャー総額の推移

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
期首残高	1,955	1,500	1,302	30	50
個人による運用 (新規分及び増加分)	418	417	284	-	47
貸倒償却額	(364)	(343)	(277)	6	31
正常債権に戻ったもの又は 返済済み	(128)	(166)	(122)	(23)	5
ポートフォリオによる運用(新規 分/増加分/正常化/返済済み)	217	552	318	(61)	(32)
為替レート及びその他調整	-	(5)	(5)	(100)	(100)
期末残高	2,098	1,955	1,500	7	40

2025年度上半期 - 2024年度下半期

コミットド・エクスポージャー合計に対するストレスを受けたエクスポージャーの割合は、9ベース・ポイント低下して、1.36パーセントであった。

ストレスを受けたエクスポージャーの構成及び要因は、以下のとおりであった。

- ・16ベース・ポイントの減損エクスポージャー：2024年9月30日時点と比較して変動はない。
- ・37ベース・ポイントの不良債権（延滞期間が90日以上）で減損が生じていないもの：抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行の減少を反映し、10ベース・ポイント減少した。
- ・28ベース・ポイントの不良債権（延滞期間が90日以上でないもの）で減損が生じていないもの：延滞期間が90日以上となった不良債権に分類された抵当権付住宅ローンの増加を反映し、5ベース・ポイント増加した。
- ・55ベース・ポイントの監視対象及び基準以下のエクスポージャー：主に鉱業セクター及び貿易セクター内において4ベース・ポイント減少した。

減損エクスポージャー総額が総貸付金に占める割合は、オーストラリアの事業における減損エクスポージャーの減少が、主にサービス・セクター内の1顧客によるWIBの増加によって相殺されてなお余りある結果となったことにより、1ベース・ポイント上昇して0.25パーセントとなった。減損ポートフォリオの引当金カバレッジは、41パーセントと安定して推移した。減損エクスポージャーには、適切な水準の引当金が設定されている。

ポートフォリオ・セグメント 2025年度上半期 - 2024年度下半期

WIBのストレスを受けたエクスポージャーは、不動産セクターの監視対象エクスポージャーの増加により、2 ベーシス・ポイント増加し、0.78パーセントとなった。減損エクスポージャーは、主にサービス・セクター内の7 ベーシス・ポイントの増加によりTCEの0.12パーセントと低調のままであった。

オーストラリアの事業セグメントにおけるストレスを受けたエクスポージャーは、不動産セクター及び貿易セクターの監視対象エクスポージャーの減少により、25ベーシス・ポイント減少し、TCEの4.99パーセントとなった。減損エクスポージャーがTCEに占める割合は、サービス・セクター及び農業セクターの改善に伴い、11ベーシス・ポイント低下し、0.54パーセントとなった。

オーストラリアの抵当権付住宅ローンの90日以上 の債務不履行は、財務的困難の軽減及び返済能力の取扱いの変更により、26ベーシス・ポイント減少し、0.86パーセントとなった。

保有物件は176物件であり、差し押さえられる不動産物件の減少及び堅調な市場の影響により在庫の売却が順調に進んだことを反映して、2024年9月30日時点と比較して25物件減少した。

オーストラリアのその他消費者向け貸付の90日以上 の債務不履行は、オートファイナンス・ポートフォリオの売却に起因して、17ベーシス・ポイント減少し、1.30パーセントとなった。売却の影響を除くと、その他消費者向け貸付の90日以上 の債務不履行は、7 ベーシス・ポイント増加したが、その大部分は、クレジットカード・ポートフォリオ内のものであった。

ニュージーランドでは、ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合は、10ベーシス・ポイント低下して、1.63パーセントとなった。これは主に、鉱業セクターでの監視対象エクスポージャーの減少によるものである。

ニュージーランドの抵当権付住宅ローンの90日以上 の債務不履行は、5 ベーシス・ポイント増加して、0.54パーセントとなった。その他消費者向け貸付の90日以上 の債務不履行は、8 ベーシス・ポイント増加して、0.95パーセントとなった。これは、高金利、インフレ及び労働市場の低迷による遅行効果を反映している。

引当金 2025年度上半期 - 2024年度下半期

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
貸付金及び信用コミットメントの 予想信用損失(ECL)に対する引当 金					
一括評価引当金					
モデル化された引当金	4,321	4,369	4,400	(1)	(2)
オーバーレイ	130	179	260	(27)	(50)
一括評価引当金合計	4,451	4,548	4,660	(2)	(4)
個別評価引当金	611	536	461	14	33
貸付金及び信用コミットメントの ECLに対する引当金合計	5,062	5,084	5,121	-	(1)
償却原価で測定する負債証券の ECLに対する引当金	4	6	8	(33)	(50)
FVOCIで測定する負債証券のECLに 対する引当金 ^a	6	6	6	-	-
ECLに対する引当金合計	5,072	5,096	5,135	-	(1)

a FVOCIとは、その他の包括利益を通じた公正価値をいう。

5,072百万豪ドルの引当金合計は安定に推移しており、一括評価引当金は97百万豪ドル減少したが、これは個別評価引当金の増加により相殺された。

モデル化された一括評価引当金の48百万豪ドルの減少は、以下によるものであった。

- ・オートファイナンス・ポートフォリオの売却。
- ・商業用不動産価格及び金利の見通しの改善。

これは、国際的な貿易関係の悪化を含む地政学的な不安定性の増大を反映して、ダウンサイドのシナリオのウェイトが2.5パーセント増加したことで、一部相殺された。

オーバーレイは、49百万豪ドル減少した。主要な変動は、以下のとおりである。

- ・予測されたリスクが顕在化しなかった又はモデル化された実績に反映されるようになったことによる、建設セクターのオーバーレイの解除及びオーストラリアの抵当権付住宅ローンのオーバーレイの削減。
- ・特定の州における宿泊及び貿易セクターのリスクに対応するための新しいオーバーレイ。

極端な気象事象の影響に関連する70百万豪ドルのオーバーレイについては、熱帯低気圧アルフレッド及びクイーンズランド州における洪水を受けて見直されたが、変更はなかった。

個別評価引当金の75百万豪ドルの増加は、主にサービス・セクターの新しい個別評価引当金1件によるものであった。

シナリオのウェイト(%)	2025年3月31日現在	2024年9月30日現在	2024年3月31日現在
アップサイド	5.0	5.0	5.0
ベース	50.0	52.5	52.5
ダウンサイド	45.0	42.5	42.5

貸借対照表及び資金調達

貸借対照表

	2025年 3月31日 現在	2024年 9月30日 現在	2024年 3月31日 現在	2024年9月 - 2025年3月 の 増減率 (%)	2024年3月 - 2025年3月 の 増減率 (%)
(単位：百万豪ドル)					
資産					
貸付金	824,808	806,767	784,839	2	5
住宅	573,711	566,081	557,263	1	3
個人向け	10,440	11,238	11,951	(7)	(13)
法人向け	245,235	234,016	220,207	5	11
予想信用損失に対する引当金	(4,578)	(4,568)	(4,582)	-	-
流動性資産	204,249	200,682	201,364	2	1
その他すべての資産	69,836	70,095	66,458	-	5
資産合計	1,098,893	1,077,544	1,052,661	2	4
負債					
顧客預金	696,762	673,615	650,946	3	7
取引口座	123,096	119,944	123,354	3	-
貯蓄預金	228,929	216,256	206,391	6	11
定期預金	199,612	197,230	187,625	1	6
無利息	145,125	140,185	133,576	4	9
譲渡性預金証書	42,488	46,874	51,280	(9)	(17)
発行済債券	171,864	169,284	159,781	2	8
中央銀行からのターム・ファンディング	2,740	2,777	12,507	(1)	(78)
借入資本	40,703	37,883	37,280	7	9
その他すべての負債	71,983	75,059	68,307	(4)	5
負債合計	1,026,540	1,005,492	980,101	2	5
株主持分					
ウエストバック・バンキング・コーポレーション(WBC)所有者に帰属する株主持分合計	72,015	71,705	72,522	-	(1)
非支配株主持分	338	347	38	(3)	大
株主持分合計	72,353	72,052	72,560	-	-

資金調達及び流動性リスクの管理

流動性リスクは、銀行が資産の資金調達及び満期を迎えた債務の履行を行うことができないリスクである。このリスクは、預金者と借り手の間の仲介者として、すべての銀行に内在するものである。当行は、あらゆる市況及びシナリオにおいて、そのキャッシュ・フロー債務を確実に履行し、LCR及びNSFRの要件を満たすことを目指し、流動性リスク管理の枠組みを有している。

流動性リスク管理の枠組みは、取締役会により承認され、資金調達及び流動性のリスク選好を定めている。また、資金調達及び流動性のリスク、リスク報告並びに管理プロセスを管理する主要な人々の役割及び責任を決定する。さらに、大口資金調達の限度、流動性リスクの限度及びストレス・テストを含む、当行の貸借対照表の管理に使用される限度及び目標を定めている。

預金残高は堅調に伸び、主要な比率も規制要件を大幅に上回ったことから、当上半期中、強力な流動性ポジション及び保守的な資金調達プロファイルは引き続き良好に推移した。これは、現在の市場環境を踏まえると適切であると当行グループは考えている。

LCR

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月に 終了した 3か月間	2024年 9月に 終了した 3か月間	2024年 3月に 終了した 3か月間	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
質の高い流動性資産(HQLA)	182,824	172,722	181,530	6	1
LCR流動性資産合計	182,824	172,722	181,530	6	1
APRAが定義する30日間の モデル・ストレス・シナ リオにおけるキャッシ ュ・アウトフロー					
顧客預金	97,841	95,133	95,017	3	3
大口資金調達	12,264	8,715	13,521	41	(9)
その他フロー ^a	24,825	26,067	28,570	(5)	(13)
合計	134,930	129,915	137,108	4	(2)
LCR	135%	133%	132%	255bps	310bps

a その他フローは、信用及び流動性ファシリティ、担保アウトフロー、顧客からのインフロー並びにTFFの満期が含まれる。

LCRは、監督機関によって定義されるストレス・シナリオの下、30暦日の間、その流動性需要に耐えうるレベルの質の高い流動性資産(「HQLA」)を計測することにより、銀行の短期間におけるレジリエンスを高めることを目的とするものである。

2025年3月31日に終了した四半期における平均LCRは、2024年9月30日に終了した四半期と比較して255ベース・ポイント増加し、135パーセントであった。流動性資産の増加は、モデル化された正味キャッシュ・アウトフローの増加の影響を相殺してなお余りあるものとなった。この比率は、2025年度上半期を通じて、規制上の最低値である100パーセントを大きく上回っており、市場の混乱が発生する期間において柔軟性を提供する。

2025年3月に終了した四半期において保有されたHQLAは、1,830億豪ドルであり、これは、LCRの最低値である100パーセントを上回る約480億豪ドルのHQLAを提供するものである。HQLAのポートフォリオは、規制要件を満たすだけでなく、流動性のストレス期間に対するバッファを提供する。HQLAには、現金、中央銀行預金、政府証券及び準政府証券が含まれており、LCRの計算上、時価で計上される。

流動性資産ポートフォリオの金利リスクをヘッジし、公正価値の変動エクスポージャーを軽減するために、デリバティブは利用されている。流動性資産の公正価値の変動は、関連する資本準備金を通じてその他の包括利益に計上される。

当行はまた、一定の条件の下で中央銀行による買戻しの対象となり、かつ追加の流動性資源を提供する非HQLA及びその他の資産を利用することができる。これらの資産には、民間証券及び自社発行AAA格付抵当権付き住宅ローン証券が含まれる。

NSFR

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年9月- 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月- 2025年3月の 増減率(%)
利用可能な安定調達額	767,463	736,202	720,483	4	7
所要安定調達額	666,726	654,798	632,775	2	5
安定調達比率	115%	112%	114%	268bps	125bps

NSFRは、より長期にわたる銀行による資金調達のレジリエンスを高めることを目的とするものである。これを遵守するため、銀行は、常時100パーセント以上のNSFRを維持することを義務付けられている。2025年3月31日現在のNSFRは、最低値の100パーセント及び当行グループの通常の運用範囲を大きく上回り、115パーセントであった。当行の流動性リスク又は構造的な期間特性は、ほとんど変化していない。

この比率は、2024年9月30日現在の112パーセントから上昇した。顧客預金の増加により、利用可能な安定調達額は、310億豪ドル増加した。これは、顧客貸付による所要安定調達額の増加額である120億豪ドルを上回っていた。

資金調達

資金調達リスク選好並びにLCR及びNSFR双方の規制上の要件を遵守するため、当行グループの資金調達の構成及び安定性は監視されている。当上半期において、保守的な資金調達環境が維持され、預金が新規貸付の伸びに対する主要な資金源となった。また大口資金調達市場における活動では、大口資金調達の満期のリファイナンスに重点を置きつつ、貸借対照表のニーズに応じた対応を維持した。

残存期間別資金調達

	2025年3月31日現在		2024年9月30日現在		2024年3月31日現在	
	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)
顧客預金	696,762	67.5	673,615	66.9	650,946	65.9
大口資金調達						
短期	82,066	7.9	82,590	8.2	80,289	8.1
長期 - 残存期間1年以下 ^a	29,390	2.8	31,790	3.2	44,145	4.5
長期 - 残存期間1年超 ^a	145,480	14.2	140,458	13.9	133,895	13.5
証券化	6,502	0.6	5,539	0.6	6,097	0.7
大口資金調達合計	263,438	25.5	260,377	25.9	264,426	26.8
株主持分 ^b	72,131	7.0	72,052	7.2	72,407	7.3
資金調達合計	1,032,331	100.0	1,006,044	100.0	987,779	100.0

a 比較数値は、当期の表示に一致させるため修正再表示されている。

b 株式資本総額、株式報酬に関する積立金及び利益剰余金を含む。

長期大口資金調達

残存期間が12か月を超える長期資金調達は、為替レートの変動により、2024年9月30日時点の13.9パーセントから増加し、2025年3月31日時点は資金調達総額の14.2パーセントであった。これに加えて、証券化による資金調達は、資金調達総額の0.6パーセントを占めた。

2025年度上半期には、ウエストバック・ニュージールランド・リミテッドが発行した12億豪ドルを含め、総額153億豪ドルの長期大口資金調達が行われた。なお、2024年度上半期の長期大口資金調達は198億豪ドルであった。個人預金の増加と、大口資金調達の満期が短くなったことで、2025年度上半期における銀行の長期大口資金調達ニーズは減少した。

新規ターム発行は、シニア債及び無担保債、RMBS並びにTier 2 資本証券を含んでおり、様々な期間及び通貨により調達された。

短期大口資金調達

短期大口資金調達は、2025年3月31日時点の資金調達総額の7.9パーセントであり、2024年9月30日時点の8.2パーセントから減少した。残存期間が1年未満の長期資金調達は、2024年9月30日時点の3.2パーセントから、2025年3月31日時点では2.8パーセントに減少した。この短期大口資金調達のポートフォリオ（残存期間が1年未満の長期資金調達を含む。）の満期までの加重平均残存期間は、2024年9月30日時点の151日から増加し、157日であった。

預貸率

	2025年 3月31日現在		2024年 9月30日現在		2024年 3月31日現在	
	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)
顧客預金	696,762		673,615		650,946	
貸付金額	824,808	84.48	806,767	83.50	784,839	82.94

顧客預金

顧客預金は、2024年 9月30日時点の66.9パーセントに対して、2025年 3月31日時点の資金調達総額の67.5パーセントを占めた。2025年度上半期中、顧客預金は、231億豪ドル（3パーセント）増加し、新規貸付の主な資金源となった。貸付金は、180億豪ドル（2パーセント）増加し、その結果、預貸率は84.5パーセントに上昇し、当行グループにとって過去最高となった。

株主持分

株主持分による資金調達は、2024年 9月30日時点の7.2パーセントと比較して、2025年 3月31日時点の資金調達総額の7.0パーセントであった。これは、2025年度上半期に行われた市場内での株式の買戻しの影響を反映したものである。

資本及び配当

	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年 9月 - 2025年 3月の 増減率(%)	2024年 3月 - 2025年 3月の 増減率(%)
レベル2 規制資本構造					
控除後の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 (百万豪ドル)	55,007	54,648	55,764	1	(1)
リスク調整後資産 (RWA) (百万豪ドル)	449,495	437,430	444,417	3	1
CET 1 資本比率	12.24%	12.49%	12.55%	(25bps)	(31bps)
その他Tier 1 資本比率	2.31%	2.33%	2.46%	(2bps)	(15bps)
Tier 1 資本比率	14.55%	14.82%	15.01%	(27bps)	(46bps)
Tier 2 資本比率	7.06%	6.56%	6.42%	50bps	64bps
規制資本比率合計	21.61%	21.38%	21.43%	23bps	18bps
APRAレバレッジ比率	5.20%	5.30%	5.49%	(10bps)	(29bps)
レベル1 規制資本構造					
控除後のCET 1 資本 (百万豪ドル)	51,087	50,454	51,999	1	(2)
リスク調整後資産 (百万豪ドル)	408,792	397,719	406,397	3	1
レベル1 CET 1 資本比率	12.50%	12.69%	12.80%	(19bps)	(30bps)

資本管理戦略

当行の資本管理戦略は、毎年の自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）を通じたものを含み、継続的に見直されており、その重要な考慮事項は以下のとおりである。

- ・規制資本の最低値並びに資本保全バッファ及びカウンターシクリカル資本バッファは、CET 1 全要件の合計を構成する。国内のシステム上重要な銀行（「D-SIBs」）（当行を含む。）に課されるCET 1 全要件の合計は、最低10.25パーセントである¹。
- ・戦略、事業構成及び運営並びに不測の事態への対応計画。
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家等の外部の利害関係者の観点。
- ・様々な不利な経済シナリオの下で当行のレジリエンスを検証するストレス・テストの枠組み。

取締役会は、通常の営業条件において、CET 1 の運転資本を11.0パーセントから11.5パーセントの範囲とすることを決定した。

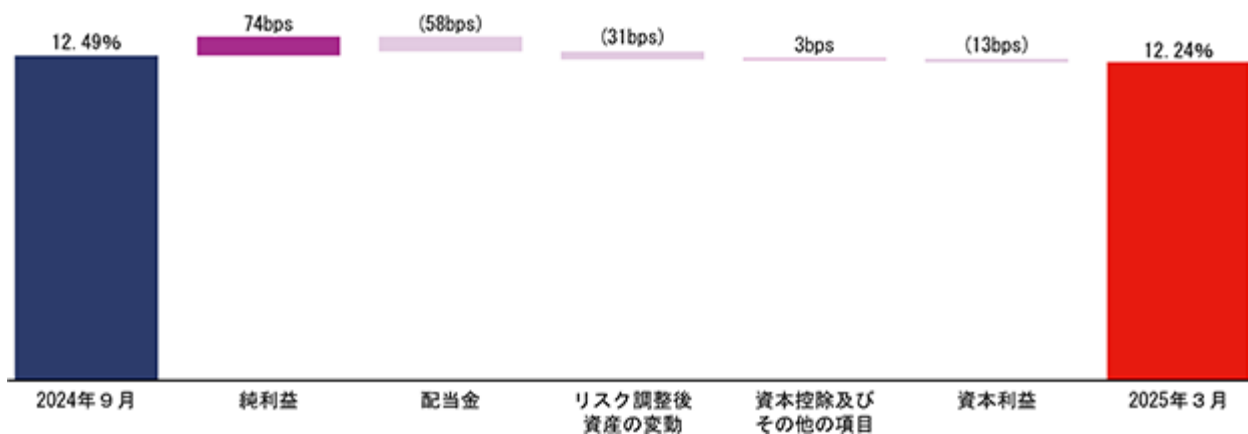
APRAは、適格な銀行資本としてのその他Tier 1（「AT 1」）資本を、段階的に廃止することを発表した。

2024年12月9日、APRAは、銀行の健全性規制枠組みからAT 1 資本商品を段階的に廃止することを確認した。APRAが提案するアプローチによれば、当行のような国際的に事業を展開する大手銀行は、1.5パーセントのAT 1 資本を1.25パーセントのTier 2 資本及び0.25パーセントのCET 1 資本に置き換える予定である。この変更により、規制バッファを含むCET 1 全要件は、10.25パーセントから10.50パーセントに引き上げられる。

APRAは、2025年度末までに関連する健全性基準の変更を最終決定し、2027年1月1日から更新された枠組みを施行する予定である。さらに、この日以降、既存のAT 1 資本商品は、最初の予定償還日まで、Tier 2 資本として組み入れることが可能となる。オーストラリアの銀行が発行したすべての既存のAT 1 資本商品は、遅くとも2032年度までに最初の予定償還日に達することになる。

¹ APRAは、各ADIに対しより厳格なCET 1 要件を課す場合がある。

2025年度上半期のレベル2 CET 1 資本比率の変動



2025年3月31日現在のレベル2 CET 1 資本比率は、2024年9月30日より25ベース・ポイント減少し、12.24パーセントであった。主要な変動は、以下のとおりである。

- ・2025年度上半期の純利益（74ベース・ポイントの増加）。
- ・2024年度末の普通株式配当金の支払（58ベース・ポイントの減少）。
- ・リスク調整後資産の変動（非信用リスクに係るリスク調整後資産の増加を主な要因とする、31ベース・ポイントの減少）。
- ・資本控除及びその他の項目（資産計上されたソフトウェア及び資産計上費用残高の減少を主な要因とする3ベース・ポイントの増加）。
- ・資本利益：市場内での株式の買戻し約6億豪ドルで構成される13ベース・ポイントの減少。

レベル1 CET 1 資本比率は、概ねレベル2の動きに一致して、2025年3月31日現在、12.50パーセントであり、2024年9月30日より19ベース・ポイント減少した。

Tier 2

当上半期中、当行は、36億豪ドルのTier 2 資本商品を発行し、24億豪ドルを償還した。これらの取引の影響により、規制資本比率合計は、約25ベース・ポイント増加した。

2026年1月1日から、D-SIBs（当行を含む。）の総資本要件は、18.25パーセントである。当行の規制資本比率合計は、2025年3月31日現在、21.61パーセントであった。

レバレッジ比率

レバレッジ比率は、エクスポージャー指標に対するTier 1 資本の割合を示している¹。2025年3月31日現在の当行のレバレッジ比率は、2024年9月30日から10ベース・ポイント低下し、5.20パーセントとなった。この比率は、APRAの規制上の最低要件である3.5パーセントを大幅に超えている。レバレッジ比率の低下は、主に貸付の増加によるエクスポージャーの合計が348億豪ドル増加したことによるものである。

1 APS110別紙Dの「自己資本比率」の定義に基づく。

国際的に比較可能な自己資本比率

APRAの自己資本比率要件は、パーゼル銀行監督委員会のものより保守的であるため、報告ベースの自己資本比率は国際的な大手銀行のものを下回ることとなる。

国際的に比較可能な自己資本比率は、2023年3月10日に公表されたオーストラリア銀行協会による調査において概説された方法を用いて計算されている。

（単位：％）	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年9月- 2025年3月の ％増減率	2024年3月- 2025年3月の ％増減率
国際的に比較可能な自己資本比率					
CET 1 資本比率	18.22%	18.27%	18.55%	(5bps)	(33bps)
Tier 1 資本比率	21.31%	21.33%	21.83%	(2bps)	(52bps)
規制上の資本比率合計	30.76%	29.93%	30.41%	83bps	35bps
レバレッジ比率	5.66%	5.78%	5.95%	(12bps)	(29bps)

リスク調整後資産（「RWA」）

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在	2024年9月- 2025年3月の 増減率（％）	2024年3月- 2025年3月の 増減率（％）
信用リスク：					
企業	30,140	25,976	25,269	16	19
法人向け貸付	26,373	25,033	23,426	5	13
不動産ファイナンス	31,612	32,196	30,386	(2)	4
大口法人	20,471	21,035	20,558	(3)	-
ソブリン	2,173	2,047	1,919	6	13
金融機関	15,174	13,694	13,088	11	16
住宅ローン	116,954	116,228	115,918	1	1
オーストラリアのクレジット カード	3,523	3,565	3,789	(1)	(7)
その他のリテール	3,395	3,995	4,259	(15)	(20)
中小事業	16,531	17,123	17,378	(3)	(5)
特定貸付	4,588	3,695	3,276	24	40
証券化	8,010	7,821	7,317	2	9
標準貸付	19,951	25,414	26,668	(21)	(25)
ニュージーランド ^a	48,345	48,142	46,490	-	4
その他の資産	5,993	5,760	4,892	4	23
信用リスク合計^b	353,233	351,724	344,633	-	2
市場リスク	8,478	9,555	11,251	(11)	(25)
オペレーショナル・リスク	48,521	48,196	54,934	1	(12)
銀行勘定内の金利リスク (IRRBB)	39,263	27,955	33,599	40	17
リスク調整後資産合計	449,495	437,430	444,417	3	1

a RBNZの健全性要件に基づき規制される信用及び証券化のエクスポージャーを含む。

b カウンターパーティー信用リスク、信用評価調整、バンキング勘定の証券化のエクスポージャー及び決済リスクを含む。比較数値は、その他の資産に関連するリスク調整後資産を含むように修正再表示されている。

リスク調整後資産合計は、主に非信用リスクに係るリスク調整後資産の増加により、当上半期において2.8パーセント増加し、4,495億豪ドルとなった。

信用リスクに係るリスク調整後資産は、15億豪ドル増加した。主な変動は以下のとおりである。

- ・主に企業、法人向け貸付、不動産ファイナンス及び住宅ローンにおける貸付増加による91億豪ドルの増加。
- ・主に外貨換算の影響（主に米ドルに対する豪ドル安）に起因する3億豪ドルの増加。
- ・主に不動産ファイナンス及び住宅ローンに関連するデータの改良による41億豪ドルの減少¹。
- ・カウンターパーティー信用リスク及び信用評価調整による20億豪ドルの減少。
- ・主に住宅ローンの延滞率の改善に起因する11億豪ドルの減少。
- ・オートファイナンス・ポートフォリオの売却による10億豪ドルの減少。

非信用リスクに係るリスク調整後資産は、106億豪ドル増加した。主な変動は以下のとおりである。

- ・IRRBBリスクに係るリスク調整後資産：113億豪ドルの増加。その要因は以下のとおりであった。
 - リプライシング・リスク及びビルド・カーブ・リスク、ベシス・リスク並びにオプションナリティ・リスクの132億豪ドルの増加は、主に、当行グループがコア非金利感応型（NRS）ヘッジの期間を4年から5年に延長したこと²及び基礎となるバンキング勘定のポジションを要因とするリスク調整後資産の88億豪ドルの増加によるものである。
 - 金利の低下による19億豪ドルの減少の結果、規制上の埋込利益は、2024年9月30日時点の13億豪ドルの利益と比較して、2025年3月31日時点で31億豪ドルとなった。
- ・市場リスクに係るリスク調整後資産：主に市場リスクのエクスポージャーの減少による11億豪ドルの減少。

1 これには、非小売エクスポージャーのごく一部について顧客リスクグレードの代替指標の使用に関する修正が保留となっている、10億豪ドルのAPRAのリスク調整後資産のオーバーレイが含まれる。

2 当行は、承認されたプロファイルを4年から5年に移行できるようにするため、改定されたNRSモデルについて、APRAの承認を申請している。APRAの承認が得られれば、この資本は削除される予定である。APRAはこのモデルについて検討中であり、APS117の改訂の実施の一環として、2025年9月以降に対応を行う予定である。

自己資本比率

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在
Tier 1 資本			
CET 1 資本			
払込済普通株式	37,354	37,958	38,944
自己株式	(877)	(815)	(815)
株式報酬	2,116	2,028	1,994
外貨換算積立金	(385)	(471)	(332)
その他の包括利益累計額	(625)	(617)	(238)
非支配持分 - その他	3	8	38
利益剰余金	33,451	32,773	32,179
控除：生命保険及び損害保険会社、 ファンド管理会社並びに証券化会社 における利益剰余金	(387)	(357)	(399)
繰延手数料	356	350	305
CET 1 資本合計	71,006	70,857	71,676
CET 1 資本からの控除			
のれん	(8,066)	(8,071)	(8,050)
繰延税金資産	(2,343)	(2,377)	(2,186)
資産計上費用	(2,289)	(2,349)	(2,333)
資産計上されたソフトウェア	(2,527)	(2,668)	(2,658)
規制上連結されない子会社への投資	(175)	(154)	(136)
証券化	(1)	(9)	(16)
確定給付型退職年金基金の余剰金	(211)	(215)	(146)
エクイティ投資	(219)	(235)	(234)
公正価値ポジションに対する規制上 の調整	(168)	(131)	(153)
CET 1 資本からの控除合計	(15,999)	(16,209)	(15,912)
控除後のCET 1 資本合計	55,007	54,648	55,764
その他Tier 1 資本			
バーゼル に準拠している金融商品	10,413	10,225	10,956
その他Tier 1 資本合計	10,413	10,225	10,956
その他Tier 1 資本からの控除			
自社及び他の金融機関の その他のTier 1 資本商品の保有	(26)	(30)	(26)
その他Tier 1 資本からの控除合計	(26)	(30)	(26)
規制上のその他Tier 1 資本純額	10,387	10,195	10,930
規制上のTier 1 資本純額	65,394	64,843	66,694

(単位：百万豪ドル)	2025年 3月31日現在	2024年 9月30日現在	2024年 3月31日現在
Tier 2 資本			
バーゼル に準拠している金融商品	31,531	28,293	28,067
信用損失に対する適格一般積立金	729	770	896
Tier 2 資本合計	32,260	29,063	28,963
Tier 2 資本からの控除			
自社及び他の金融機関のTier 2 資本 商品の保有	(518)	(368)	(410)
Tier 2 資本からの控除合計	(518)	(368)	(410)
規制上のTier 2 資本純額	31,742	28,695	28,553
規制上の自己資本合計	97,136	93,538	95,247
リスク調整後資産	449,495	437,430	444,417
CET 1 資本比率	12.24%	12.49%	12.55%
その他Tier 1 資本比率	2.31%	2.33%	2.46%
Tier 1 資本比率	14.55%	14.82%	15.01%
Tier 2 資本比率	7.06%	6.56%	6.42%
規制上の自己資本比率合計	21.61%	21.38%	21.43%

配当

	2025年 3月 に終了した 6か月間	2024年 9月 に終了した 6か月間	2024年 3月 に終了した 6か月間	2024年 9月 - 2025年 3月の 増減率(%)	2024年 3月 - 2025年 3月の 増減率(%)
普通株式配当 - 中間 (1株当たり豪セント)	76	-	75	-	1
普通株式配当 - 期末 (1株当たり豪セント)	-	76	-	(100)	-
普通株式配当金合計 (1株当たり豪セント)	76	76	75	-	1
特別配当 (1株当たり豪セント)	-	-	15	-	(100)
普通株式配当性向	78.39%	71.60%	77.83%	大	56 bps
普通株式配当性向 (重要項目を除く)	75.22%	72.41%	74.19%	281 bps	103 bps
調整後フランキング・ クレジット残高(百万豪ドル)	3,522	3,504	3,321	1	6

取締役会は、2025年5月9日を基準日とする株主名簿に記載されている株主に対して2025年6月27日に支払われる、1株当たり76豪セントの2025年度普通株式中間配当(全額フランキング済)を支払うことを決定した。2025年度普通株式中間配当は、78.39パーセントの配当性向を表している。

全額フランキング済であることに加え、2025年度の普通株式中間配当には、ニュージーランドの税法上の居住者が利用できる、0.06ニュージーランド・ドルのニュージーランドの株式帰属方式税額控除が含まれる。

取締役会は、2025年度の普通株式中間配当について、第三者による市場における株式の購入を手配することにより、DRPを満たすことを決定している。DRP参加者に付与される株式数の決定のために使用される市場価格は、2025年5月14日から開始する17取引日の間に設定され、割引は含まれない予定である。

・ キャッシュ・フロー分析

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配事業体

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
利息受取額	27,288	26,849	25,666	2	6
利息支払額	(18,331)	(17,457)	(16,543)	5	11
配当金受取額	1	3	-	(67)	-
利息以外のその他の収益受取額	361	2,377	1,937	(85)	(81)
業務費用支払額	(5,240)	(4,730)	(4,949)	11	6
法人税等支払額	(2,026)	(1,557)	(1,812)	30	12
営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	2,053	5,485	4,299	(63)	(52)
純(増)/減:					
支払担保金	555	(1,882)	(215)	大	大
トレーディング目的有価証券及び FVISで測定する金融資産	(1,394)	(15,530)	(3,464)	(91)	(60)
金融派生商品	8,256	(1,149)	313	大	大
貸付金	(19,357)	(22,346)	(12,737)	(13)	52
その他の金融資産	(269)	(9)	(339)	大	(21)
その他の資産	17	(38)	4	大	大
純増/(減):					
受入担保金	378	653	(971)	(42)	大
預金及びその他の借入金	16,833	19,761	15,482	(15)	9
その他の金融負債	4,895	(10,842)	3,758	大	30
その他の負債	2	5	(5)	(60)	大
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	11,969	(25,892)	6,125	大	95

(単位：百万豪ドル)	2025年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 に終了した 6か月間	2024年3月 に終了した 6か月間	2024年9月 - 2025年3月の 増減率(%)	2024年3月 - 2025年3月の 増減率(%)
投資活動によるキャッシュ・フロー					
投資有価証券による収入	24,663	27,979	19,645	(12)	26
投資有価証券の購入	(34,850)	(40,415)	(32,371)	(14)	8
被支配事業体及びその他の事業の購入	-	(30)	-	(100)	-
関連会社の取得	(10)	(4)	-	150	-
貸付金ポートフォリオ売却による収入 ^a	1,472	-	-	-	-
不動産及び設備の売却による収入	12	40	6	(70)	100
不動産及び設備の購入	(142)	(145)	(90)	(2)	58
無形資産の購入	(347)	(453)	(329)	(23)	5
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	(9,202)	(13,028)	(13,139)	(29)	(30)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
債券発行による収入(発行費用控除後) ^b	34,106	39,606	40,639	(14)	(16)
発行済債券の償還 ^b	(42,508)	(27,226)	(39,874)	56	7
リース債務の元本部分の支払	(200)	(208)	(208)	(4)	(4)
借入資本の発行(発行費用控除後)	3,538	2,740	3,586	29	(1)
借入資本の償還	(2,474)	(1,945)	(12)	27	大
株式の買戻しに係る支払	(565)	(963)	(849)	(41)	(33)
永久優先株式の発行(発行費用控除後)	-	339	-	(100)	-
株式報酬制度に関連する株式の購入	(21)	(23)	(33)	(9)	(36)
自己株式の買戻し(RSP及びEIPの制限株式を含む)	(64)	-	(56)	-	14
配当金の支払	(2,614)	(3,125)	(2,527)	(16)	3
非支配株主持分(NCI)に対する配当金の支払	(13)	1	(5)	大	160
NCIからの持分取得	-	(25)	-	(100)	-
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)^b	(10,815)	9,171	661	大	大
現金・預金及び中央銀行預け金の純増/(減)額	(8,048)	(29,749)	(6,353)	(73)	27
現金・預金及び中央銀行預け金の為替相場変動による影響額	733	(491)	(262)	大	大
現金・預金及び中央銀行預け金の期首残高	65,667	95,907	102,522	(32)	(36)
現金・預金及び中央銀行預け金の期末残高	58,352	65,667	95,907	(11)	(39)

a オートファイナンス・ローン・ポートフォリオのレジマック・グループ・リミテッドへの売却は、2025年3月1日に完了した。8百万豪ドルの売却に係る損失は、第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記4の資産の売却に係る純利益/(損失)に含まれている。

b 2024年度上半期の比較数値は、同一期間に発行及び償還された短期債券の発行額及び償還額を純額ベースで報告するため修正再表示されている。

2025年度上半期—2024年度上半期

営業活動によるキャッシュ・インフローは、2024年度上半期の6,125百万豪ドルと比較して5,844百万豪ドル増加し、11,969百万豪ドルとなった。これは主に、デリバティブ金融商品からのインフローの7,943百万豪ドルの増加、トレーディング目的有価証券及び公正価値で測定する金融資産からのアウトフローの2,070百万豪ドルの減少、利息受取額の1,622豪ドルの増加、預金及びその他の借入金からのインフローの1,351百万豪ドルの増加、1,349百万豪ドルの受入担保金からのインフローの改善並びにその他の金融負債からのインフローの1,137百万豪ドルの増加によるものであった。これらは、貸付金からのアウトフローの6,620百万豪ドルの増加、利息支払額の1,788豪ドルの増加及び利息以外のその他の収益受取額の1,576百万豪ドルの減少によって一部相殺された。

投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、2024年度上半期の13,139百万豪ドルと比較して3,937百万豪ドル減少して9,202百万豪ドルとなった。これは主に、投資有価証券による収入によるインフローの5,018百万豪ドルの増加及び1,472百万豪ドルの貸付ポートフォリオの売却によるキャッシュ・インフローによるものであったが、投資有価証券の購入額によるキャッシュ・アウトフローの2,479百万豪ドルの増加によって一部相殺された。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2024年度上半期の661百万豪ドルと比較して、11,476百万豪ドルの改善が影響し、10,815百万豪ドルのキャッシュ・アウトフローとなった。これは主に、債券発行によるインフローの6,533百万豪ドルの減少、債券償還によるアウトフローの2,634百万豪ドルの増加及び株式の買戻しに係る支払によるアウトフローの2,462百万豪ドルの増加によるものであった。

4【経営上の重要な契約等】

2025年3月31日に終了した中間会計期間中、過年度に言及されたもの（本書の第一部 第1 1「主な変更事項」において言及されたものを含む。）のほかに、以下のものに重大な影響を与えた、又は重大な影響を与える可能性がある重要な契約、合意、事象又は状況は発生していない。

- （ ） 当行グループの業務
- （ ） 当行グループの業績
- （ ） 当会計期間における当行グループの営業状況

5【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当行の占有施設は、主にオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域にあり、2025年3月31日現在の支店数は756店（2024年9月30日時点：762店）であった。これには、複数のブランドをサポートするオーストラリア国内の114店（2024年9月30日時点：111店）の併設型支店が含まれる。2店の当行所有支店を除き、オーストラリア及びニュージーランドにおいて占有しているすべての消費者向け施設は、概ね12か月から7年間のリース期間の商用リースに基づき占有している。当行が直接所有する法人向け及び消費者向け施設の帳簿価額は、50百万豪ドル（2024年9月30日時点：45百万豪ドル）であった。

本店は、シドニー市セントストリート275番地ウエストパック・プレイスに所在し、1階から23階までのリース契約があるため、2030年度まで占有することが可能である。また、シドニーのバランガルーにあるインターナショナル・タワー2の1階から28階については、2030年度までのリース契約があり、うち9階分は転貸されている。これらの施設を合わせると、現時点において、ハイブリッドワーク・ベースで、約16,500名のスタッフを収容することができる。

シドニー都市圏では、コガラにある企業オフィスのリース契約は2034年度に満了するが、当該オフィスは、ハイブリッドワーク・ベースで、約2,000名のスタッフを収容することができる。パラマタのパラマタ・スクエア8の8階分のリース契約により、ハイブリッドワーク・ベースで、約3,000名のスタッフを収容することができる。

メルボルン市では、コリンズ・ストリート150番地の大部分について2033年度までのリース契約があり、約2,000名のスタッフを収容することができる。

ウエストパック・オン・タクタイ・スクエアは、ニュージーランドの本店であり、オークランド市のカスタムズ・ストリートに近接するブリトーマート区域東端に位置しており、2棟の建物にまたがって21,904平方メートルのオフィス・スペースを含んでいる。当該施設のリース契約は、2031年度までであるが、2回にわたる6年間の延長オプションが付加されている。

2【設備の新設、除却等の計画】

詳細については、第一部 第4 1「主要な設備の状況」を参照のこと。

第 5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

普通株式の総数（2025年 3 月31日現在）

授権普通株式数	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
無制限 (無額面 ^a)	3,423,699,409株	該当なし

a 法人格の変更に伴い額面株式の概念は当行では適用されなくなっている。

発行済株式（2025年 3 月31日現在）

記名・無記名の別 及び額面・ 無額面の別	種類	普通株式発行数	上場金融商品 取引所名	内容
記名式無額面株式	普通株式	3,423,699,409株	オーストラリア証券 取引所及びニュー ジーランド証券取引 所	すべての当行の普通株式 は、同一の議決権を有す る。

普通株式オプション

当行は、現在、経営責任者・上席役員株式制度の下で、普通株式について一定の株式オプション、新株引受権及び制限株式を発行している。詳細については、以下の「発行済のオプション、新株引受権及び制限株式」を参照のこと。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当なし。

(3) 発行済普通株式総数及び資本金等の状況

年月日	発行済株式 増（減）数	発行済株式総数	増（減）資額 （上段は千豪ドル、 下段は百万円）	資本収支 （上段は千豪ドル、 下段は百万円）	摘要
2024年 9 月30日		3,441,411,361		37,958,041 3,728,842	
	(17,711,952)		(581,187) (54,456)		市場における株式 の買戻し
	(831,513)		(23,275) (1,980)		市場における購入
	831,513				市場における購入 株式は、従業員に 対して無償で提供 された。
2025年 3 月31日		3,423,699,409		37,353,579 3,499,941	

(注) 便宜上、2024年 9 月30日現在の残高は、2024年 9 月30日時点の換算率により日本円に換算されている。当期中の変動及び2025年 3 月31日現在の残高は、2025年 3 月31日時点の換算率により日本円に換算されている。

取締役会による、2025年 5 月 9 日を基準日とする株主名簿に記載された株主に対して2025年 6 月27日に支払われる 1 株当たり76豪セントの2025年度普通株式中間配当（全額フランキング済）に関する決定については、第一部 第 3 3 （3）の「 . 当行グループの業績の検討」の「配当」を参照のこと。

2025年 3 月31日に終了した当該半期中の市場における購入に関する詳細については、本書の第一部 第 6 1 「中間財務書類」の財務書類に対する注記14を参照のこと。

発行済のオプション、新株引受権及び制限株式**従業員持株制度の下で発行されたオプション及び新株引受権**

2025年 3 月31日に終了した当該半期中、当行の従業員持株制度の下で、合計554,195個の業績連動型新株引受権及び529,991個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。新株引受権は、権利確定条件を満たすことにより、対価なしで行使することができる。2025年 3 月31日現在、発行済新株引受権は4,544,826個である。

2025年 3 月31日に終了した当該半期中、オプションは付与されなかった。2025年 3 月31日現在、発行済株式オプションはなかった。

業績連動型新株引受権は、業績期間の終了後、業績要件により行使可能な割合（もしあれば）が決定される。業績要件を課さない新株引受権は、最低勤務要件に服する。

市場における株式購入

	2025年3月期半期 株式数	2025年3月期半期 平均株価 (単位：豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度（ESP）	807,480	31.77
ウエストパック株式インセンティブ制度（EIP） - 制限株式 ^a	1,782,131	32.32
ウエストパック業績連動型制度（WPP） - 行使された新株引受権	10,221	32.82
ウエストパックEIP - 行使された業績要件を課さない新株引受権	13,812	33.65
将来の新株引受権行使及び制限株式割当のための ウエストパック株式の市場での購入 ^b	312,154	31.35
市場において買戻された普通株式の純数	2,925,798	

a EIPに基づき制限株式として従業員に割り当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

b ウエストパック従業員持株制度信託の未割当株式であって自己株式に分類されるもの。

(4) 普通株式分配（2025年3月31日現在）

	株主数	所有普通株式数(A)	普通株式総数に対する (A)の割合(%)
法人	119,086	2,455,971,981	71.73
個人	488,282	937,942,187	27.40
受取名義人	16,933	29,785,241	0.87
合計	624,301	3,423,699,409	100.00

(5) 普通株式の大株主の状況

普通株式の大株主の状況

(2025年3月31日現在)

名 称	住 所	所有株式数	発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	880,795,788	25.73
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・プロプライアタリー・リミテッド (J P Morgan Nominees Australia Pty Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	555,730,348	16.23
シティコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	229,865,741	6.71
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド<エージェンシー・レンディング A/C> (BNP Paribas Nominees Pty Ltd <Agency Lending A/C>)	ニュー・サウス・ウェールズ州ロイヤル・エクスチェンジ	63,359,136	1.85
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	30,146,226	0.88
BNPパリバ・エヌオーエムエス・プロプライアタリー・リミテッド (BNP Paribas NOMS Pty Ltd)	ニュー・サウス・ウェールズ州ロイヤル・エクスチェンジ	25,855,703	0.76
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド<NTコモンウェルス・スーパー・コープ A/C> (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited <NT-Commonwealth Super Corp A/C>)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	24,779,940	0.72
パシフィック・カストディアンズ・プロプライアタリー・リミテッド<WBCプランズCtrl A/C> (Pacific Custodians Pty Limited <WBC Plans Ctrl A/C>)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー・サウス	19,439,277	0.57
ネットウェルス・インベストメンツ・リミテッド<ラップ・サービス A/C> (Netwealth Investments Limited <WRAP Services A/C>)	ビクトリア州サウス・メルボルン	17,516,749	0.51
シティコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド<コロニアル・ファースト・ステート Inv A/C> (Citicorp Nominees Pty Limited <Colonial First State Inv A/C>)	ビクトリア州メルボルン市	16,993,330	0.50
合 計		1,864,482,238	54.46

2【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数：12名、女性の取締役及び業務執行役員の数：8名（女性の取締役及び業務執行役員の割合：40パーセント）。

(1) 新任取締役／役員

- ・ピーター・ハーバート氏は、2024年11月11日付けでビジネス・アンド・ウェルス部門担当最高責任者代理に選任された。
- ・アンソニー・ミラー氏は、ピーター・キング氏の後任として、2024年12月16日付けでマネージング・ディレクター兼最高経営責任者に選任された。
- ・デブラ・ヘーゼルトン氏は、2025年3月4日付けで非業務執行取締役を選任された。
- ・デイビッド・コーエン氏は、2025年4月1日付けで非業務執行取締役を選任された。
- ・キャロリン・ホイ氏は、2025年5月12日付けで顧客及び法人向けサービス担当グループ業務執行役員代理に選任された。
- ・ポール・ファウラー氏は、2025年5月12日付けでビジネス・アンド・ウェルス部門担当最高責任者に選任された。
- ・メーガン・ラター氏は、2025年6月2日付けで人事担当グループ業務執行役員代理に選任された。

(2) 退任・辞任取締役／役員

- ・ノラ・シャインケステル氏は、2024年11月6日付けで非業務執行取締役を退任した。
- ・オーデット・エクセル氏は、2024年12月13日をもって非業務執行取締役を退任した。
- ・ピーター・キング氏は、2024年12月15日付けでマネージング・ディレクター兼最高責任者を退任した。
- ・ジェイソン・イエットン氏は、2025年5月12日付けでコンシューマー部門担当最高責任者を退任した。
- ・クリスティーン・パーカー氏は、2025年6月1日付けで人事担当グループ業務執行役員を退任した。

(3) 取締役／役員の役職の異動

- ・ピーター・ハーバート氏は、2025年3月3日付けで首席移行担当役員に選任され、2025年5月11日付けでビジネス・アンド・ウェルス部門担当最高責任者代理を退任した。
- ・キャロリン・マッキャン氏は、2025年5月12日まで顧客及び法人向けサービス担当グループ業務執行役員を務め、同日をもってコンシューマー部門担当最高責任者代理に選任された。

第6【経理の状況】

本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配会社（以下「当行グループ」という。）の中間連結財務書類は、オーストラリア会計基準AASB第134号「期中財務報告」及び2001年会社法（Cth）に準拠して作成されており、国際会計基準IAS第34号「期中財務報告」にも準拠している。当行グループの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては下記の「3 オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載の当行グループの中間連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定の適用を受けている。

本書記載の当行グループの中間連結財務書類（原文）は豪ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき、2025年3月31日現在のブルームバークの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値と、米ドルと日本円の仲値を掛け合わせるにより算出した値、1豪ドル＝93.6976円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

この中間連結財務書類は公認会計士による監査を受けていない。

1【中間財務書類】

() 連結損益計算書(未監査)

ウエストバック・バンキング・コーポレーション及びその被支配事業体

	注記	2025年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月30日に 終了した6ヶ月間		2024年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月 から2025年 3月の 増減率	2024年3月 から2025年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
受取利息：									
実効金利法で計算	3	27,107	2,539,861	26,881	2,518,685	25,858	2,422,833	1	5
その他	3	977	91,543	922	86,389	686	64,277	6	42
受取利息合計		28,084	2,631,403	27,803	2,605,074	26,544	2,487,109	1	6
支払利息	3	(18,733)	(1,755,237)	(18,177)	(1,703,141)	(17,417)	(1,631,931)	3	8
純利息収益		9,351	876,166	9,626	901,933	9,127	855,178	(3)	2
利息以外の収益									
純手数料収益	4	840	78,706	830	77,769	842	78,893	1	-
資産管理による純収益	4	239	22,394	223	20,895	218	20,426	7	10
トレーディング収益	4	298	27,922	341	31,951	363	34,012	(13)	(18)
その他	4	65	6,090	(22)	(2,061)	40	3,748	大	63
利息以外の収益合計		1,442	135,112	1,372	128,553	1,463	137,080	5	(1)
純業務収益		10,793	1,011,278	10,998	1,030,486	10,590	992,258	(2)	2
業務費用	5	(5,698)	(533,889)	(5,549)	(519,928)	(5,395)	(505,499)	3	6
減損（費用）/戻入	9	(250)	(23,424)	(175)	(16,397)	(362)	(33,919)	43	(31)
税引前利益		4,845	453,965	5,274	494,161	4,833	452,841	(8)	-
法人税等	6	(1,520)	(142,420)	(1,626)	(152,352)	(1,491)	(139,703)	(7)	2
当期純利益		3,325	311,545	3,648	341,809	3,342	313,137	(9)	(1)
非支配株主持分（NCI）に帰 属する当期純利益		(8)	(750)	-	-	-	-	-	-
ウエストバック・バンキン グ・コーポレーション （WBC）所有者に帰属する 当期純利益		3,317	310,795	3,648	341,809	3,342	313,137	(9)	(1)
		豪セント	円	豪セント	円	豪セント	円	%	%
1株当たり利益									
基本的	7	96.7	9,061	105.4	9,876	95.6	8,957	(8)	1
希薄化後	7	96.0	8,995	102.5	9,604	91.6	8,583	(6)	5

上記の連結損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結包括利益計算書(未監査)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配事業体

	2025年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月30日に 終了した6ヶ月間		2024年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月 から2025年 3月の 増減率	2024年3月 から2025年 3月の 増減率
	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
当期純利益	3,325	311,545	3,648	341,809	3,342	313,137	(9)	(1)
その他の包括利益/(損失)								
後に損益に振替えられる可能性のある項目								
株主持分で認識される利益/(損失)：								
その他の包括利益を通じて 公正価値(FVOCI)で測定する 負債証券	(9)	(843)	(557)	(52,190)	(31)	(2,905)	(98)	(71)
キャッシュ・フロー・ヘッジの ヘッジ手段	(39)	(3,654)	49	4,591	452	42,351	大	大
損益計算書に振替：								
FVOCIで測定する負債証券	(4)	(375)	4	375	1	94	大	大
キャッシュ・フロー・ヘッジの ヘッジ手段	214	20,051	57	5,341	20	1,874	大	大
FVOCIで測定する負債証券に係る 損失引当金計上額	-	-	-	-	1	94	-	(100)
在外営業活動体の換算から生じる 為替差額(関連ヘッジ控除後)	87	8,152	(138)	(12,930)	(162)	(15,179)	大	大
株主持分に計上された又は株主持 分から振替えられた項目に係る 法人税等：								
FVOCIで測定する負債証券	5	468	167	15,647	12	1,124	(97)	(58)
キャッシュ・フロー・ヘッジの ヘッジ手段	(53)	(4,966)	(35)	(3,279)	(147)	(13,774)	51	(64)
後に損益に振替えられることのない項目								
FVOCIで測定する持分証券に係 る利益/(損失)(税引後)	31	2,905	(15)	(1,405)	16	1,499	大	94
公正価値で測定するものとして 指定された金融負債に係る 自社の信用リスクの調整 (税引後)	(20)	(1,874)	30	2,811	(17)	(1,593)	大	18
株主持分で認識される確定給付 債務の再測定(税引後)	(10)	(937)	41	3,842	(55)	(5,153)	大	(82)
当期その他の包括利益/(損失) 純額(税引後)	202	18,927	(397)	(37,198)	90	8,433	大	124
当期包括利益合計	3,527	330,471	3,251	304,611	3,432	321,570	8	3
以下に帰属：								
WBC所有者	3,519	329,722	3,252	304,705	3,433	321,664	8	3
NCI	8	750	(1)	(94)	(1)	(94)	大	大
当期包括利益合計	3,527	330,471	3,251	304,611	3,432	321,570	8	3

上記の連結包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結貸借対照表(未監査)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配事業体

	注記	2025年3月31日現在		2024年9月30日現在		2024年3月31日現在		2024年9月 から2025年 3月の 増減率	2024年3月 から2025年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
資産									
現金及び中央銀行預け金		58,352	5,467,442	65,667	6,152,840	95,907	8,986,256	(11)	(39)
支払担保金		6,190	579,988	6,269	587,390	4,671	437,661	(1)	33
トレーディング目的有価証券及び損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産		51,088	4,786,823	49,228	4,612,545	33,943	3,180,378	4	51
金融派生商品		19,347	1,812,767	24,109	2,258,955	15,795	1,479,954	(20)	22
投資有価証券		115,186	10,792,652	103,885	9,733,775	90,587	8,487,784	11	27
貸付金	8	824,808	77,282,530	806,767	75,592,132	784,839	73,537,531	2	5
その他の金融資産		7,886	738,899	5,456	511,214	11,266	1,055,597	45	(30)
不動産及び設備		2,254	211,194	2,251	210,913	2,179	204,167	-	3
税金資産		2,095	196,296	2,160	202,387	1,999	187,302	(3)	5
無形資産		10,599	993,101	10,746	1,006,874	10,708	1,003,314	(1)	(1)
その他の資産		1,088	101,943	1,006	94,260	767	71,866	8	42
資産合計		1,098,893	102,963,637	1,077,544	100,963,287	1,052,661	98,631,809	2	4
負債									
受入担保金		3,738	350,242	3,078	288,401	2,534	237,430	21	48
預金及びその他の借入金	11	739,250	69,265,951	720,489	67,508,090	702,226	65,796,891	3	5
その他の金融負債		44,681	4,186,502	38,077	3,567,724	54,392	5,096,400	17	(18)
金融派生商品		21,520	2,016,372	30,974	2,902,189	18,417	1,725,629	(31)	17
発行済債券		171,864	16,103,244	169,284	15,861,505	159,781	14,971,096	2	8
税金負債		23	2,155	569	53,314	459	43,007	(96)	(95)
引当金	13	2,254	211,194	2,505	234,712	2,414	226,186	(10)	(7)
その他の負債		2,507	234,900	2,633	246,706	2,598	243,426	(5)	(4)
借入資本を除く負債合計		985,837	92,370,561	967,609	90,662,641	942,821	88,340,065	2	5
借入資本		40,703	3,813,773	37,883	3,549,546	37,280	3,493,047	7	9
負債合計		1,026,540	96,184,334	1,005,492	94,212,187	980,101	91,833,111	2	5
純資産額		72,353	6,779,302	72,052	6,751,099	72,560	6,798,698	-	-
株主持分									
株式資本：									
普通株式	14	37,354	3,499,980	37,958	3,556,574	38,944	3,648,959	(2)	(4)
自己株式	14	(820)	(76,832)	(758)	(71,023)	(758)	(71,023)	8	8
積立金	14	2,030	190,206	1,732	162,284	2,157	202,106	17	(6)
利益剰余金		33,451	3,134,278	32,773	3,070,751	32,179	3,015,095	2	4
WBC所有者に帰属する株主持分合計		72,015	6,747,633	71,705	6,718,586	72,522	6,795,137	-	(1)
NCI	14	338	31,670	347	32,513	38	3,561	(3)	大
株主持分及びNCI合計		72,353	6,779,302	72,052	6,751,099	72,560	6,798,698	-	-

上記の連結貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結株主持分変動計算書(未監査)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配事業体

	株式資本 (注記14)	積立金 (注記14)	利益剰余金	WBC所有者に帰 属する株主持 分合計	NCI	株主持分 及び NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2023年9月30日現在残高	39,124	1,935	31,436	72,495	44	72,539
当期純利益	-	-	3,342	3,342	-	3,342
当期その他の包括利益/(損失)純額	-	163	(72)	91	(1)	90
当期包括利益/(損失)合計	-	163	3,270	3,433	(1)	3,432
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ^a	-	-	(2,527)	(2,527)	-	(2,527)
株式の買戻し ^b	(849)	-	-	(849)	-	(849)
その他の株主持分の増減:						
株式報酬制度	-	59	-	59	-	59
株式の購入	(33)	-	-	(33)	-	(33)
自己株式の取得純額	(56)	-	-	(56)	-	(56)
その他	-	-	-	-	(5)	(5)
拠出金及び分配金合計	(938)	59	(2,527)	(3,406)	(5)	(3,411)
2024年3月31日現在残高	38,186	2,157	32,179	72,522	38	72,560
当期純利益	-	-	3,648	3,648	-	3,648
当期その他の包括利益/(損失)純額	-	(467)	71	(396)	(1)	(397)
当期包括利益/(損失)合計	-	(467)	3,719	3,252	(1)	3,251
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ^a	-	-	(3,125)	(3,125)	-	(3,125)
株式の買戻し ^b	(963)	-	-	(963)	-	(963)
その他の株主持分の増減:						
株式報酬制度	-	37	-	37	-	37
株式の購入	(23)	-	-	(23)	-	(23)
自己株式の取得純額	-	-	-	-	-	-
少数株主持分の取得 ^c	-	5	-	5	(30)	(25)
優先株式の発行 ^d	-	-	-	-	339	339
その他	-	-	-	-	1	1
拠出金及び分配金合計	(986)	42	(3,125)	(4,069)	310	(3,759)
2024年9月30日現在残高	37,200	1,732	32,773	71,705	347	72,052
当期純利益	-	-	3,317	3,317	8	3,325
当期その他の包括利益/(損失)純額	-	232	(30)	202	-	202
当期包括利益/(損失)合計	-	232	3,287	3,519	8	3,527
株主持分保有者としての取引:						
普通株式配当金 ^a	-	-	(2,614)	(2,614)	-	(2,614)
株式の買戻し ^b	(581)	-	-	(581)	-	(581)
その他の株主持分の増減:						
株式報酬制度	-	67	-	67	-	67
株式の購入	(21)	-	-	(21)	-	(21)
自己株式の取得純額	(64)	-	-	(64)	-	(64)
その他	-	(1)	5	4	(17)	(13)
拠出金及び分配金合計	(666)	66	(2,609)	(3,209)	(17)	(3,226)
2025年3月31日現在残高	36,534	2,030	33,451	72,015	338	72,353

- a 30%の税率で全額フランキング済の最終配当金に関連するものは以下のとおりである。
- 2025年度上半期：2024年度最終配当金 1株当たり76豪セント
 - 2024年度下半期：1株当たり75豪セントの2024年度中間配当金及び1株当たり15豪セントの特別配当金
 - 2024年度上半期：1株当たり72豪セントの2023年度最終配当金
- b ウエストパックは過年度に、35億豪ドル相当のWBC普通株式を株式市場で買戻しする予定であることを発表した。2025年度上半期にウエストパックは、普通株式17,711,952株を買戻し、消却した。2025年3月31日にさらに497,280株が取得され、2025年4月2日に消却された（2024年度下半期：33,223,149株、2024年度上半期：34,442,450株）。普通株式は、31.92豪ドルの平均価格で買い戻された（2024年度下半期：28.99豪ドル、2024年上半期：24.65豪ドル）。
- c 2024年度において、ウエストパックはウエストパックバンク-PNG-リミテッドの持分8.74%の非支配株主持分を取得しており、これによりウエストパックの持分は98.65%に増加した。
- d 2024年度にウエストパック・ニュージーランド・リミテッドは、375百万ニュージーランド・ドル（339百万豪ドル）の永久優先株式を発行した。これは、ニュージーランド準備銀行（以下「RBNZ」という。）の要件によればその他Tier 1資本として適格となる。ウエストパックは、この金融商品を非支配株主持分として認識している。

上記の連結株主持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

	株式資本 (注記14)	積立金 (注記14)	利益剰余金	WBC所有者に帰 属する株主持 分合計	NCI	株主持分 及び NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年 9月30日現在残高	3,665,825	181,305	2,945,478	6,792,608	4,123	6,796,730
当期純利益	-	-	313,137	313,137	-	313,137
当期その他の包括利益/(損失)純額	-	15,273	(6,746)	8,526	(94)	8,433
当期包括利益/(損失)合計	-	15,273	306,391	321,664	(94)	321,570
株主持分保有者としての取引	-	-	-	-	-	-
普通株式配当金 ^a	-	-	(236,774)	(236,774)	-	(236,774)
株式の買戻し ^b	(79,549)	-	-	(79,549)	-	(79,549)
その他の株主持分の増減:	-	-	-	-	-	-
株式報酬制度	-	5,528	-	5,528	-	5,528
株式の購入	(3,092)	-	-	(3,092)	-	(3,092)
自己株式の取得純額	(5,247)	-	-	(5,247)	-	(5,247)
その他	-	-	-	-	(468)	(468)
拠出金及び分配金合計	(87,888)	5,528	(236,774)	(319,134)	(468)	(319,603)
2024年 3月31日現在残高	3,577,937	202,106	3,015,095	6,795,137	3,561	6,798,698
当期純利益	-	-	341,809	341,809	-	341,809
当期その他の包括利益/(損失)純額	-	(43,757)	6,653	(37,104)	(94)	(37,198)
当期包括利益/(損失)合計	-	(43,757)	348,461	304,705	(94)	304,611
株主持分保有者としての取引	-	-	-	-	-	-
普通株式配当金 ^a	-	-	(292,805)	(292,805)	-	(292,805)
株式の買戻し ^b	(90,231)	-	-	(90,231)	-	(90,231)
その他の株主持分の増減:	-	-	-	-	-	-
株式報酬制度	-	3,467	-	3,467	-	3,467
株式の購入	(2,155)	-	-	(2,155)	-	(2,155)
自己株式の取得純額	-	-	-	-	-	-
少数株主持分の取得 ^c	-	468	-	468	(2,811)	(2,342)
優先株式の発行 ^d	-	-	-	-	31,763	31,763
その他	-	-	-	-	94	94
拠出金及び分配金合計	(92,386)	3,935	(292,805)	(381,256)	29,046	(352,209)
2024年 9月30日現在残高	3,485,551	162,284	3,070,751	6,718,586	32,513	6,751,099
当期純利益	-	-	310,795	310,795	750	311,545
当期その他の包括利益/(損失)純額	-	21,738	(2,811)	18,927	-	18,927
当期包括利益/(損失)合計	-	21,738	307,984	329,722	750	330,471
株主持分保有者としての取引:	-	-	-	-	-	-
普通株式配当金 ^a	-	-	(244,926)	(244,926)	-	(244,926)
株式の買戻し ^b	(54,438)	-	-	(54,438)	-	(54,438)
その他の株主持分の増減:	-	-	-	-	-	-
株式報酬制度	-	6,278	-	6,278	-	6,278
株式の購入	(1,968)	-	-	(1,968)	-	(1,968)
自己株式の取得純額	(5,997)	-	-	(5,997)	-	(5,997)
その他	-	(94)	468	375	(1,593)	(1,218)
拠出金及び分配金合計	(62,403)	6,184	(244,457)	(300,676)	(1,593)	(302,268)
2025年 3月31日現在残高	3,423,148	190,206	3,134,278	6,747,633	31,670	6,779,302

- a 30%の税率で全額フランキング済の最終配当金に関連するものは以下のとおりである。
- 2025年度上半期：2024年度最終配当金 1株当たり71円
 - 2024年度下半期：1株当たり70円の2024年度中間配当金及び1株当たり14円の特別配当金
 - 2024年度上半期：1株当たり67円の2023年度最終配当金
- b ウエストパックは過年度に、327,942百万円相当のWBC普通株式を株式市場で買戻しする予定であることを発表した。2025年度上半期にウエストパックは、普通株式17,711,952株を買戻し、消却した。2025年3月31日にさらに497,280株が取得され、2025年4月2日に消却された（2024年度下半期：33,223,149株、2024年度上半期：34,442,450株）。普通株式は、2,991円の平均価格で買い戻された（2024年度下半期：2,716円、2024年上半期：2,310円）。
- c 2024年度において、ウエストパックはウエストパックバンク-PNGリミテッドの持分8.74%の非支配株主持分を取得しており、これによりウエストパックの持分は98.65%に増加した。
- d 2024年度にウエストパック・ニュージーランド・リミテッドは、375百万ニュージーランド・ドル（31,763百万円（訳注：339百万豪ドルからの換算値））の永久優先株式を発行した。これは、ニュージーランド準備銀行（以下「RBNZ」という。）の要件によればその他Tier 1資本として適格となる。ウエストパックは、この金融商品を非支配株主持分として認識している。

上記の連結株主持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結キャッシュ・フロー計算書(未監査)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配事業体

	注記	2025年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月30日に 終了した6ヶ月間		2024年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月 から2025年 3月の 増減率	2024年3月 から2025年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
営業活動によるキャッシュ・フロー									
利息受取額		27,288	2,556,820	26,849	2,515,687	25,666	2,404,843	2	6
利息支払額		(18,331)	(1,717,571)	(17,457)	(1,635,679)	(16,543)	(1,550,039)	5	11
配当金受取額		1	94	3	281	-	-	(67)	-
利息以外のその他の収益受取額		361	33,825	2,377	222,719	1,937	181,492	(85)	(81)
業務費用支払額		(5,240)	(490,975)	(4,730)	(443,190)	(4,949)	(463,709)	11	6
法人税等支払額		(2,026)	(189,831)	(1,557)	(145,887)	(1,812)	(169,780)	30	12
営業資産及び負債の増減 考慮前の営業活動からの キャッシュ・フロー		2,053	192,361	5,485	513,931	4,299	402,806	(63)	(52)
純(増)/減:									
支払担保金		555	52,002	(1,882)	(176,339)	(215)	(20,145)	大	大
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産		(1,394)	(130,614)	(15,530)	(1,455,124)	(3,464)	(324,568)	(91)	(60)
金融派生商品		8,256	773,567	(1,149)	(107,659)	313	29,327	大	大
貸付金		(19,357)	(1,813,704)	(22,346)	(2,093,767)	(12,737)	(1,193,426)	(13)	52
その他の金融資産		(269)	(25,205)	(9)	(843)	(339)	(31,763)	大	(21)
その他の資産		17	1,593	(38)	(3,561)	4	375	大	大
純増/(減):									
受入担保金		378	35,418	653	61,185	(971)	(90,980)	(42)	大
預金及びその他の借入金		16,833	1,577,212	19,761	1,851,558	15,482	1,450,626	(15)	9
その他の金融負債		4,895	458,650	(10,842)	(1,015,869)	3,758	352,116	大	30
その他の負債		2	187	5	468	(5)	(468)	(60)	大
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	15	11,969	1,121,467	(25,892)	(2,426,018)	6,125	573,898	大	95
投資活動によるキャッシュ・フロー									
投資有価証券による収入		24,663	2,310,864	27,979	2,621,565	19,645	1,840,689	(12)	26
投資有価証券の購入		(34,850)	(3,265,361)	(40,415)	(3,786,789)	(32,371)	(3,033,085)	(14)	8
被支配事業体及びその他の事業の購入		-	-	(30)	(2,811)	-	-	(100)	-
関連会社の取得		(10)	(937)	(4)	(375)	-	-	150	-
貸付金ポートフォリオ売却による収入 ^a		1,472	137,923	-	-	-	-	-	-
不動産及び設備の売却による収入		12	1,124	40	3,748	6	562	(70)	100
不動産及び設備の購入		(142)	(13,305)	(145)	(13,586)	(90)	(8,433)	(2)	58
無形資産の購入		(347)	(32,513)	(453)	(42,445)	(329)	(30,827)	(23)	5
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(9,202)	(862,205)	(13,028)	(1,220,692)	(13,139)	(1,231,093)	(29)	(30)

	注記	2025年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月30日に 終了した6ヶ月間		2024年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月 から2025年 3月の 増減率	2024年3月 から2025年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
財務活動によるキャッシュ・フロー									
債券発行による収入（発行費用控除後） ^b		34,106	3,195,650	39,606	3,710,987	40,639	3,807,777	(14)	(16)
発行済債券の償還 ^b		(42,508)	(3,982,898)	(27,226)	(2,551,011)	(39,874)	(3,736,098)	56	7
リ・ス負債の元本部分の支払		(200)	(18,740)	(208)	(19,489)	(208)	(19,489)	(4)	(4)
借入資本の発行（発行費用控除後）		3,538	331,502	2,740	256,731	3,586	336,000	29	(1)
借入資本の償還		(2,474)	(231,808)	(1,945)	(182,242)	(12)	(1,124)	27	大
株式の買戻しに係る支払		(565)	(52,939)	(963)	(90,231)	(849)	(79,549)	(41)	(33)
永久優先株式の発行（発行費用控除後）		-	-	339	31,763	-	-	(100)	-
株式報酬制度に関連する株式の購入		(21)	(1,968)	(23)	(2,155)	(33)	(3,092)	(9)	(36)
自己株式の買戻し（制限株式制度（RSP）及び株式インセンティブ制度（EIP）の制限株式を含む）		(64)	(5,997)	-	-	(56)	(5,247)	-	14
その他の自己株式の売却／（取得）純額		-	-	-	-	-	-	-	-
配当金の支払		(2,614)	(244,926)	(3,125)	(292,805)	(2,527)	(236,774)	(16)	3
NCIに対する配当金の支払		(13)	(1,218)	1	94	(5)	(468)	大	160
NCIからの持分取得		-	-	(25)	(2,342)	-	-	(100)	-
財務活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）^b		(10,815)	(1,013,340)	9,171	859,301	661	61,934	大	大
現金・預金及び中央銀行預け金の純増／（減）額		(8,048)	(754,078)	(29,749)	(2,787,410)	(6,353)	(595,261)	(73)	27
現金・預金及び中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		733	68,680	(491)	(46,006)	(262)	(24,549)	大	大
現金・預金及び中央銀行預け金の期首残高		65,667	6,152,840	95,907	8,986,256	102,522	9,606,065	(32)	(36)
現金・預金及び中央銀行預け金の期末残高		58,352	5,467,442	65,667	6,152,840	95,907	8,986,256	(11)	(39)

^a レジマック・グループ・リミテッドに対するオートファイナンス・ローン・ポートフォリオの売却は、2025年3月1日に完了した。8百万豪ドル（750百万円）の売却に係る損失は、注記4（87ページ（訳注：原文のページ））の資産の売却に係る純利益／（損失）に含まれている。

^b 2024年上半期に関する比較数値は、同期間に発行及び償還された短期債券の発行及び償還について総額ベースで報告するために修正された。

上記の連結キャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

[次へ](#)

() 連結財務書類注記(未監査)

注記1 財務書類の作成

2025年3月31日に終了した6ヶ月間の一般目的の本中間財務報告書は、オーストラリア会計基準AASB第134号「期中財務報告」及び2001年会社法(Cth)に準拠して作成されており、国際会計基準IAS第34号「期中財務報告」にも準拠している。

本中間財務報告書は、年次財務報告書に通常含まれる注記のすべてを含んではいない。したがって、本中間財務報告書は、2024年9月30日終了事業年度の年次財務報告書、並びに2001年会社法(Cth)及びオーストラリア証券取引所上場規則の継続開示規定に従って中間報告期間にウエストパックが公表した関連情報と併せて読まれるべきである。

本中間財務報告書は、中間財務報告書に関連している現行のオーストラリア会計基準(以下「AAS」という。)に準拠している。

本中間財務報告書は、2025年5月4日に取締役会によって公表を承認された。

別途記載のない限り、すべての金額は、ASIC企業(財務/取締役報告書における四捨五入)通達第2016/191号に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

会計方針

本中間財務報告書の作成にあたって適用された会計方針は、2024年9月30日終了事業年度の年次財務報告書に記載の会計方針と同じである。

重要な会計上の仮定及び見積り

本中間財務報告書の作成にあたり、当行グループの会計方針の適用には、判断、仮定及び見積りの使用が必要となる。本中間財務報告書の判断、仮定及び見積りの分野(見積りの不確実性の主な原因を含む)は、下記の例外を除き、2024年9月30日終了事業年度の年次財務報告書と一致している。

2025年3月31日までの地政学的な動向は、国際貿易や関税政策に関連するものを含めて、将来の経済予測と当行グループ及びその顧客への潜在的な影響についての高い不確実性を引き起こした。この高い不確実性に対応するため、当行グループは予想信用損失の見積りに使用されるダウンスайдシナリオのウェイトを42.5%から45%に引き上げた(詳細については注記9(90-94ページ(訳注:原文のページ))を参照のこと)。これらの動向は2025年3月31日以降も継続しており、その結果、予想信用損失の見積りは通常よりも高い不確実性にさらされている。

今後の展望

(i) 会計基準

AASB第9号「金融商品」（以下「AASB第9号」という。）は、当行グループにおいては、2019年9月30日終了事業年度に発効した。当該基準の適用にあたっては、当該基準で認められているとおり、当行グループは、引き続き、AASB第139号に基づくヘッジ会計の要件に準拠することを選択した。当行グループは、2025年10月1日に開始する事業年度より、AASB第9号のヘッジ会計の要求事項を将来に向かって適用することを意図している。当行グループの既存のヘッジ会計関係はすべて、引き続きヘッジ会計に適格となる。また、当行グループの外貨期限付資金調達について、クロス・カレンシー・ベースス・リスクに対するAASB第9号に基づく新しいヘッジ会計関係を導入することが意図されている。これにより関連するヘッジのコストが損益計算書を通じてではなく、新しいヘッジコスト積立金（以下「COHR」という。）に反映される。この影響の程度は、その時点でのデリバティブの評価に基づくこととなる。

AASB第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「AASB第18号」という。）は2024年6月7日に公表され、早期適用されない限り、2028年9月30日終了事業年度から発効される。AASB第18号はAASB第101号「財務諸表の表示」を置き換えるものである。この基準は、財務書類における項目の認識及び測定を変更するものではないが、財務書類の表示及び開示に影響を及ぼすものであり、以下が含まれる。

- ・ 比較可能性を高めるための損益計算書における新たな区分及び小計
- ・ 経営陣が定義した業績指標に関する開示の拡充
- ・ より有益な情報を提供するための財務書類における情報のグルーピングの変更

ウエストパックは、AASB第18号の適用による影響を引き続き評価している。

AASB第2024-2号「オーストラリア会計基準の修正 - 金融商品の分類及び測定」（以下「AASB第2024-2号」という。）は2024年7月29日に公表され、早期適用されない限り、2027年9月30日終了事業年度から発効される。

この修正には以下が含まれる。

- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたエクイティ商品に対する投資に関する開示の変更、並びに基本的な融資のリスク及びコストに直接関連しない偶発的な特性を有する金融商品に関する追加の開示
- ・ 電子送金システムを通じた決済について金融負債の認識の中止に関するガイダンス
- ・ 環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）及び類似の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価に関するガイダンス

ウエストパックは、AASB第2024-2号の適用による影響を引き続き評価している。

(ii) その他の動向

AASB第S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「AASB第S1号」という。）及びAASB第S2号「気候関連開示」（以下「AASB第S2号」という。）は、2024年9月20日にAASBにより公表された。AASB第S1号が任意適用の基準であるのに対し、AASB第S2号は強制適用である。いずれの基準も、早期適用されない限り、当行グループにおいては2026年9月30日終了事業年度から発効される。

これらの基準は、AASBが公表するオーストラリア・サステナビリティ報告基準であり、サステナビリティ報告書及び一般目的財務報告書におけるサステナビリティ関連及び気候関連の財務開示について規定している。これらの基準の主な特徴は以下のとおりである。

AASB第S1号

この基準は、企業の一般目的財務報告書の一部を構成する気候関連の財務開示を含む、サステナビリティに関連する可能性のあるさまざまなトピックに関するサステナビリティ関連財務情報の報告に適用される。この基準は、それらの開示の表示に関する全般的な要求事項、構成及びコンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を含む）に関する最低要件についてのガイドライン、開示の記載場所、報告のタイミング、並びに判断、不確実性及び誤謬に関する開示について規定している。

AASB第S2号

この基準は、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに短期、中期又は長期にわたり影響を及ぼすことが合理的に予想できる気候関連のリスク及び機会に関する、一般目的財務報告書における開示要求事項について規定している。気候関連の財務開示に関する規定は主に、ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標という4つの主要分野に関連している。この基準はまた、シナリオ分析及び温室効果ガス排出（スコープ1、2及び3）の開示も要求している。また、このような情報の報告に関する概念的基礎、開示の記載場所、報告のタイミング、並びに判断、不確実性及び誤謬に関する開示などの全般的な要求事項も規定されている。

当行グループは、AASB第S1号及びAASB第S2号の適用による影響を引き続き評価している。

比較数値の修正

比較情報は、当期の表示変更により一致させるため、また、比較可能性を高めるために、必要に応じて修正されている。

注記2 セグメント報告

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、ウエストパックの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

各セグメントの純業務収益及び業務費用の勘定科目の法定額は、重要項目を除外した残高と、これら各カテゴリーの重要項目の合計を分けて示している。これは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供される情報と整合している。

重要項目は、経営陣がウエストパックの継続事業の業績を反映していないと考えている項目であり、以下のカテゴリーに大別される。

- ・ ヘッジ会計として適格ではない経済的ヘッジに係る未実現公正価値利益及び損失。
- ・ 適格ヘッジに係る非有効部分純額。
- ・ ウエストパックの通常の事業活動を反映していない、金額的に重要な項目。個別の報告期間における金額的に重要な項目には以下が含まれる場合がある。
 - 是正、訴訟、罰金及び罰則に係る引当金
 - 資産の売却及び再評価の影響
 - 資産（のれん及び資産計上されたソフトウェアを含む）の評価減
 - 事業再編費用

内部費用及び移転価格調整は、各事業セグメントの業績に反映されている。セグメント間の価格設定は、独立第三者間取引に基づいて決定される。

報告すべき事業セグメント

当行グループは、オーストラリアにおける銀行業務及び特定の金融サービスの大手プロバイダーの1つで、複数のブランドの下で事業を行っているが、大半がオーストラリア及びニュージーランドであり、ヨーロッパ、北米及びアジア太平洋地域でのプレゼンスは低い。当行グループは、広範囲に展開する支店及びATMネットワーク、コール・センター並びにリレーションシップ・バンカーに支えられた高いオンライン処理能力を通じて事業を行っている。当行グループの事業は以下の主要なセグメントで構成されている。

- ・ コンシューマーは、住宅ローン、消費者金融並びに資金及びトランザクション・バンキングで構成される3つの事業分野を通じて、銀行業務関連の商品及びサービスをオーストラリアの顧客に提供する。
- ・ ビジネス及びウェルスは、ビジネス・バンキング（通常200百万豪ドルのエクスポージャーを上限とする顧客を対象とする。）、ウェルス・マネジメント、プライベート・ウェルス及びウエストパック・パシフィックから構成される。当期の一部において、当セグメントには、縮小状態にあり2025年3月に売却されたオート・ファイナンス・ポートフォリオが含まれていた。
- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（WIB）は、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に幅広い金融商品及びサービスを提供する。
- ・ ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの個人顧客、事業顧客及び機関投資家顧客に銀行業務並びに資産管理商品及びサービスを提供する。
- ・ 当行グループ事業には、セグメントに直接帰属しない財務、エンタープライズ・サービス及びその他の費用が含まれている。その他の費用には、企業事務及び過去の期間においてUNITEに関連していた企業テクノロジーの費用の一部、特定の顧客についての是正費用並びに企業レベルの引当金等が含まれる。これには、連結時に生じるグループ全体の消去仕訳も含まれる。

以下の表は、ウエストバックのセグメント業績を示している。

	コンシューマー	ビジネス及びウェルズ	ウエストバック・インスティテューショナル・バンク	ウエストバック・ニュージランド(豪ドル)	当行グループ事業	合計	重要項目(税引前)	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2025年3月31日に終了した6ヶ月間								
純利息収益	3,852	2,697	1,177	1,236	607	9,569	(218)	9,351
純手数料収益	271	150	343	80	(4)	840	-	840
資産管理による純収益	-	219	-	21	(1)	239	-	239
トレーディング収益	1	31	228	20	-	280	18	298
その他の収益	8	(4)	48	-	13	65	-	65
重要項目	-	-	-	(1)	(199)	(200)	200	-
純業務収益	4,132	3,093	1,796	1,356	416	10,793	-	10,793
業務費用	(2,420)	(1,368)	(791)	(665)	(454)	(5,698)	-	(5,698)
業務費用合計	(2,420)	(1,368)	(791)	(665)	(454)	(5,698)	-	(5,698)
引当金考慮前利益	1,712	1,725	1,005	691	(38)	5,095	-	5,095
減損(費用)/戻入	(142)	(117)	39	(30)	-	(250)	-	(250)
税引前利益	1,570	1,608	1,044	661	(38)	4,845	-	4,845
法人税等(費用)/便益 ^a	(482)	(490)	(286)	(185)	(77)	(1,520)	-	(1,520)
NCIに帰属する当期純利益	-	-	-	-	(8)	(8)	-	(8)
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,088	1,118	758	476	(123)	3,317	-	3,317
重要項目(税引後)	-	-	-	(1)	(139)	(140)		
貸借対照表								
貸付金	517,158	106,845	106,953	93,789	63	824,808		
預金及びその他の借入金	350,968	148,242	122,303	75,473	42,264	739,250		

	コンシューマー	ビジネス及びウェルズ	ウエストバック・インスティテューショナル・バンク	ウエストバック・ニュージランド(豪ドル)	当行グループ事業	合計	重要項目(税引前)	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2024年9月30日に終了した6ヶ月間								
純利息収益	3,861	2,722	1,150	1,217	615	9,565	61	9,626
純手数料収益	262	156	318	93	1	830	-	830
資産管理による純収益	-	206	-	20	(3)	223	-	223
トレーディング収益	-	27	322	20	(18)	351	(10)	341
その他の収益	11	-	(41)	2	6	(22)	-	(22)
重要項目	-	-	-	(2)	53	51	(51)	-
純業務収益	4,134	3,111	1,749	1,350	654	10,998	-	10,998
業務費用	(2,422)	(1,370)	(756)	(616)	(385)	(5,549)	-	(5,549)
業務費用合計	(2,422)	(1,370)	(756)	(616)	(385)	(5,549)	-	(5,549)
引当金考慮前利益	1,712	1,741	993	734	269	5,449	-	5,449
減損(費用)/戻入	(104)	(47)	(19)	(3)	(2)	(175)	-	(175)
税引前利益	1,608	1,694	974	731	267	5,274	-	5,274
法人税等(費用)/便益 ^a	(482)	(513)	(288)	(203)	(140)	(1,626)	-	(1,626)
NCIに帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,126	1,181	686	528	127	3,648	-	3,648
重要項目(税引後)	-	-	-	(2)	43	41		
貸借対照表								
貸付金	510,317	101,989	100,582	93,833	46	806,767		
預金及びその他の借入金	334,462	144,289	119,795	74,912	47,031	720,489		

^a 重要項目に係る法人税等便益60百万豪ドル(2024年下半期:10百万豪ドルの費用)を含む。

	コンシューマー	ビジネス及びウェルス	ウエストパック・インスティテューショナル・バンキング	ウエストパック・ニュージージーランド(豪ドル)	当行グループ事業	合計	重要項目(税引前)	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2024年3月31日に終了した6ヶ月間								
純利息収益	3,771	2,616	1,090	1,171	703	9,351	(224)	9,127
純手数料収益	253	185	335	86	(17)	842	-	842
資産管理による純収益	-	189	-	19	10	218	-	218
トレーディング収益	-	30	313	20	2	365	(2)	363
その他の収益	2	5	18	(3)	18	40	-	40
重要項目	-	-	-	(6)	(220)	(226)	226	-
純業務収益	4,026	3,025	1,756	1,287	496	10,590	-	10,590
業務費用 ^a	(2,365)	(1,256)	(709)	(646)	(419)	(5,395)	-	(5,395)
業務費用合計	(2,365)	(1,265)	(709)	(646)	(419)	(5,395)	-	(5,395)
引当金考慮前利益	1,661	1,769	1,047	641	77	5,195	-	5,195
減損(費用)/戻入	(144)	(95)	(101)	(22)	-	(362)	-	(362)
税引前利益	1,517	1,674	946	619	77	4,833	-	4,833
法人税等(費用)/便益 ^b	(459)	(499)	(265)	(174)	(94)	(1,491)	-	(1,491)
NCIに帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,058	1,175	681	445	(17)	3,342	-	3,342
重要項目(税引後)	-	-	-	(4)	(160)	(164)		
貸借対照表								
貸付金	502,354	96,923	92,983	92,586	(7)	784,839		
預金及びその他の借入金	321,255	140,634	115,296	74,792	50,249	702,226		

^a 資産(のれん及びその他の無形資産を含む)の減損は、コンシューマーにおける50百万豪ドルを除き、すべてのセグメントで金銭的重要性がなかった。

^b 重要項目に係る法人税便益62百万豪ドルを含む。

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
重要項目(税引後)					
経済的ヘッジ	(92)	35	(163)	大	(44)
ヘッジの非有効部分	(48)	6	(1)	大	大
重要項目(税引後)合計	(140)	41	(164)	大	(15)

注記3 純利息収益並びに平均貸借対照表残高及び金利

純利息収益

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
受取利息					
実効金利法で計算					
現金及び中央銀行預け金	1,433	1,830	2,293	(22)	(38)
支払担保金	266	285	362	(7)	(27)
投資有価証券	2,246	1,899	1,595	18	41
貸付金	23,153	22,862	21,598	1	7
その他の金融資産	9	5	10	80	(10)
実効金利法で計算する受取利息合計	27,107	26,881	25,858	1	5
その他					
適格ヘッジに係る非有効部分 - 純額	(69)	9	(1)	大	大
トレーディング目的有価証券及びFVISで 測定する金融資産	1,046	913	687	15	52
その他合計	977	922	686	6	42
受取利息合計	28,084	27,803	26,544	1	6
支払利息					
実効金利法で計算					
受入担保金	(152)	(141)	(176)	8	(14)
預金及びその他の借入金	(11,016)	(10,983)	(10,285)	-	7
発行済債券	(3,367)	(3,105)	(2,989)	8	13
借入資本	(1,026)	(943)	(905)	9	13
その他の金融負債	(190)	(125)	(269)	52	(29)
実効金利法で計算する支払利息合計	(15,751)	(15,297)	(14,624)	3	8
その他					
預金及びその他の借入金	(1,088)	(1,170)	(1,219)	(7)	(11)
トレーディング負債 ^a	(1,536)	(1,366)	(1,277)	12	20
発行済債券	(124)	(111)	(83)	12	49
銀行税	(191)	(185)	(172)	3	11
その他の支払利息	(43)	(48)	(42)	(10)	2
その他合計	(2,982)	(2,880)	(2,793)	4	7
支払利息合計	(18,733)	(18,177)	(17,417)	3	8
純利息収益^b	9,351	9,626	9,127	(3)	2

^a 財務部門のバランスシート管理業務の純影響額を含む。

^b 是正のコストに関連する項目が含まれており、純利息収益において7百万豪ドルの減額（2024年度下半期：45百万豪ドルの増額、2024年度上半期：2百万豪ドルの増額）が認識された。詳細については注記13（101-105ページ（訳注：原文のページ））を参照のこと。

平均貸借対照表残高及び金利

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間			2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間			2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間		
	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%
資産									
利付資産									
貸付金									
オーストラリア	653,746	19,898	6.1	640,394	19,484	6.1	627,150	18,381	5.9
ニュージーランド	92,103	2,964	6.5	92,086	3,139	6.8	92,358	3,016	6.5
その他の海外	9,681	291	6.0	7,248	239	6.6	6,084	201	6.6
住宅 ^a									
オーストラリア	444,432	13,023	5.9	443,112	12,886	5.8	435,130	12,096	5.6
ニュージーランド	60,938	1,850	6.1	60,704	1,846	6.1	60,916	1,715	5.6
その他の海外	378	8	4.2	389	9	4.6	425	8	3.8
個人向け									
オーストラリア	9,834	497	10.1	10,375	514	9.9	10,993	525	9.6
ニュージーランド	1,059	49	9.3	1,042	48	9.2	1,084	49	9.0
その他の海外	7	-	-	6	1	33.3	8	-	-
法人向け									
オーストラリア	199,480	6,378	6.4	186,907	6,084	6.5	181,027	5,760	6.4
ニュージーランド	30,106	1,065	7.1	30,340	1,245	8.2	30,358	1,252	8.2
その他の海外	9,296	283	6.1	6,853	229	6.7	5,651	193	6.8
トレーディング目的有価証券及 びFVISで測定する金融資産									
オーストラリア	37,813	830	4.4	33,267	712	4.3	23,943	511	4.3
ニュージーランド	5,177	113	4.4	4,888	127	5.2	4,548	124	5.5
その他の海外	4,880	103	4.2	3,455	74	4.3	2,599	52	4.0
投資有価証券									
オーストラリア	101,793	2,085	4.1	90,391	1,760	3.9	80,025	1,467	3.7
ニュージーランド	7,147	127	3.6	6,521	109	3.3	6,619	92	2.8
その他の海外	1,797	34	3.8	1,997	30	3.0	2,297	36	3.1
その他の利付資産 ^b									
オーストラリア	59,427	1,144	3.9	69,379	1,458	4.2	89,073	1,882	4.2
ニュージーランド	7,831	167	4.3	8,101	219	5.4	9,171	246	5.4
その他の海外	15,306	328	4.3	17,675	452	5.1	20,841	536	5.1
利付資産及び受取利息合計	996,701	28,084	5.7	975,402	27,803	5.7	964,708	26,544	5.5
無利息資産									
金融派生商品	27,698			16,625			16,947		
その他すべての資産 ^c	79,904			73,653			67,282		
無利息資産合計	107,602			90,278			84,229		
資産合計	1,104,303			1,065,680			1,048,937		

^a 貸付金の一部の無利息貸付金は「その他すべての資産」として表示されている。当該無利息貸付部分は、モーゲージを相殺する預金の影響を表すもので、貸付金の金利計算の際に考慮される。

^b 受取利息には、適格ヘッジに係る非有効部分純額が含まれる。

^c 不動産及び設備、無形資産、繰延税金資産、モーゲージ相殺勘定に関連する無利息貸付金並びにその他のすべての無利息資産が含まれる。モーゲージ相殺の残高は、2025年度上半期において63,511百万豪ドル（2024年度下半期：58,733百万豪ドル、2024年度上半期：55,324百万豪ドル）であった。

負債

利付負債

預金及びその他の借入金

オーストラリア	505,994	10,259	4.1	493,900	10,069	4.1	479,763	9,344	3.9
ニュージーランド	64,845	1,377	4.3	64,508	1,606	5.0	65,632	1,614	4.9
その他の海外	20,312	468	4.6	18,299	478	5.2	20,413	546	5.3

譲渡性預金証券

オーストラリア	30,915	708	4.6	33,317	757	4.5	33,879	752	4.4
ニュージーランド	1,794	42	4.7	2,236	64	5.7	2,612	77	5.9
その他の海外	13,416	336	5.0	12,294	348	5.7	13,440	388	5.8

取引口座

オーストラリア	118,434	2,094	3.5	118,828	2,181	3.7	119,919	1,931	3.2
ニュージーランド	9,100	140	3.1	8,901	204	4.6	8,771	200	4.6
その他の海外	893	7	1.6	826	7	1.7	820	6	1.5

貯蓄預金

オーストラリア	204,173	3,871	3.8	194,017	3,665	3.8	184,793	3,342	3.6
ニュージーランド	18,007	234	2.6	18,200	310	3.4	18,730	325	3.5
その他の海外	1,089	12	2.2	999	13	2.6	993	12	2.4

定期預金

オーストラリア	152,472	3,586	4.7	147,738	3,466	4.7	141,172	3,319	4.7
ニュージーランド	35,944	961	5.4	35,171	1,028	5.8	35,519	1,012	5.7
その他の海外	4,914	113	4.6	4,180	110	5.3	5,160	140	5.4

買戻契約

オーストラリア	15,987	406	5.1	19,604	397	4.1	24,476	295	2.4
ニュージーランド	2,887	61	4.2	3,730	100	5.4	4,906	134	5.5
その他の海外	1,224	27	4.4	29	1	6.9	357	10	5.6

借入資本

オーストラリア	39,746	940	4.7	38,323	857	4.5	36,135	819	4.5
ニュージーランド	3,026	86	5.7	2,961	86	5.8	3,005	86	5.7
その他の海外	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その他の利付負債^a

オーストラリア	174,487	4,545	5.2	167,090	4,148	5.0	162,354	4,222	5.2
ニュージーランド	22,050	564	5.1	20,761	436	4.2	19,507	332	3.4
その他の海外	479	-	-	681	(1)	(0.3)	1,225	15	2.4

利付負債及び支払利息合計

851,037	18,733	4.4	829,886	18,177	4.4	817,773	17,417	4.3
----------------	---------------	------------	----------------	---------------	------------	----------------	---------------	------------

無利息負債

預金及びその他の借入金

オーストラリア	131,884			124,168			120,371		
ニュージーランド	10,545			10,540			11,242		
その他の海外	1,206			1,341			1,325		

金融派生商品

	28,812			20,618			22,208		
--	--------	--	--	--------	--	--	--------	--	--

その他すべての負債

	9,891			7,913			4,134		
--	-------	--	--	-------	--	--	-------	--	--

無利息負債合計

182,338			164,580			159,280		
----------------	--	--	----------------	--	--	----------------	--	--

負債合計

1,033,375			994,466			977,053		
------------------	--	--	----------------	--	--	----------------	--	--

株主持分

	70,584			71,145			71,841		
--	--------	--	--	--------	--	--	--------	--	--

NCI

	344			69			43		
--	-----	--	--	----	--	--	----	--	--

株主持分合計

70,928			71,214			71,884		
---------------	--	--	---------------	--	--	---------------	--	--

負債及び株主持分合計

1,104,303			1,065,680			1,048,937		
------------------	--	--	------------------	--	--	------------------	--	--

^a 支払利息には、財務部門のバランスシート管理業務及び銀行税の純影響額を含む。

注記4 利息以外の収益

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
純手数料収益					
信用手数料	394	387	376	2	5
取引手数料	536	556	562	(4)	(5)
その他の無リスクの手数料	81	58	77	40	5
手数料収益	1,011	1,001	1,015	1	-
クレジットカード・ロイヤリティ・ プログラム	(69)	(62)	(72)	11	(4)
取引に係る支払手数料	(102)	(109)	(101)	(6)	1
手数料費用	(171)	(171)	(173)	-	(1)
純手数料収益	840	830	842	1	-
資産管理による純収益	239	223	218	7	10
トレーディング収益	298	341	363	(13)	(18)
その他					
その他の会社からの受取配当金	1	2	1	(50)	-
資産の売却に係る純利益/(損失)	(1)	9	(3)	大	(67)
在外営業活動対のヘッジに係る純利益/(損失)	(1)	(1)	-	-	-
リスク管理目的で保有する金融派生商品に 係る純利益/(損失) ^a	2	2	5	-	(60)
公正価値で測定する金融商品に係る純利益/ (損失)	44	(42)	18	大	144
その他	20	8	19	150	5
その他合計	65	(22)	40	大	63
利息以外の収益合計^b	1,442	1,372	1,463	5	(1)

^a リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、利益の経済的ヘッジの影響を反映している。

^b 是正のコストに関連する項目が含まれており、利息以外の収益において14百万豪ドルの減額(2024年度下半期：39百万豪ドルの減額、2024年度上半期：5百万豪ドルの減額)が認識された。詳細については注記13(101-105ページ(訳注：原文のページ))を参照のこと。

注記5 業務費用

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
人件費					
従業員の報酬、受給権及び諸経費	2,716	2,593	2,567	5	6
退職年金	304	269	282	13	8
株式報酬	54	52	45	4	20
事業再編費用	41	54	37	(24)	11
人件費合計	3,115	2,968	2,931	5	6
賃借					
オペレーティング・リース賃借料	61	51	65	20	(6)
不動産及び設備の減価償却及び減損	210	232	223	(9)	(6)
その他	47	65	64	(28)	(27)
賃借合計	318	348	352	(9)	(10)
テクノロジー					
ソフトウェア資産の償却及び減損	485	447	461	9	5
IT機器の減価償却及び減損	56	55	70	2	(20)
技術サービス	484	472	399	3	21
ソフトウェアのメンテナンス及び ライセンス	415	420	350	(1)	19
電気通信	40	47	43	(15)	(7)
テクノロジー合計	1,480	1,441	1,323	3	12
その他					
専門処理サービス	338	389	409	(13)	(17)
郵便及び事務用消耗品	70	69	61	1	15
広告	91	91	85	-	7
貸付以外の損失	123	69	42	78	193
その他の無形資産及び繰延費用の償却及び 減損	1	1	33	-	(97)
その他の費用	162	173	159	(6)	2
その他合計	785	792	789	(1)	(1)
業務費用合計^a	5,698	5,549	5,395	3	6

^a 是正のコストに関連する項目が含まれており、業務費用において1百万豪ドルの増額（2024年度下半期：9百万豪ドルの減額、2024年度上半期：10百万豪ドルの増額）が認識された。詳細については注記13（101-105ページ（訳注：原文のページ））を参照のこと。

注記 6 法人税等

税引前利益から法人税等への調整は以下の表のとおりである。

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
税引前利益	4,845	5,274	4,833	(8)	-
オーストラリアの法人税率30%による税額	1,454	1,582	1,450	(8)	-
課税所得の計算における損金不算入/ (非課税)額の影響:					
ハイブリッド資本の分配金	67	71	68	(6)	(1)
その他の非課税項目	-	(1)	(3)	(100)	(100)
その他の損金不算入項目	16	15	10	7	60
海外税率の調整	(12)	(11)	(16)	9	(25)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	13	(19)	(1)	大	大
その他の項目	(18)	(11)	(17)	64	6
法人税等合計^a	1,520	1,626	1,491	(7)	2
実効税率	31.37%	30.83%	30.85%	54 bps	52 bps

^a 銀行税は利益に課せられる税ではないため、法人税等には含まれていない。銀行税は注記3(84-86ページ(訳注:原文のページ))の支払利息に含まれている。

国際税制改革 - 第2の柱モデルの規則

第2の柱は、多国籍企業(以下「MNEという。」)がすべての管轄区域において利益に対して最低実効税率15%を確実に支払うようにするための規則の範囲内で、MNEを対象とした新たな「トップアップ」税を導入するものである。

第2の柱に関する法律は、ウエストパックが事業を行う一部の管轄区域で制定又は実質的に制定されていて、当行グループの2024年10月1日以降に開始する事業年度から発効する。

当行グループは、2025年3月31日現在、第2の柱のトップアップ税の義務を負っておらず、AASB第112号に基づき、第2の柱の繰延税金の認識及び開示についての強制的な一時的な例外規定を適用している。

注記7 1株当たり利益

基本的1株当たり利益（以下「EPS」という。）は、WBC所有者に帰属する当期純利益を、発行済普通株式の期中加重平均株式数で除することによって算定される。これらの数値は自己株式及び自己株式に関連する配当金について調整される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されると仮定して、基本的EPSを調整することによって算定される。

	2025年3月31日に 終了した6ヶ月間		2024年9月30日に 終了した6ヶ月間		2024年3月31日に 終了した6ヶ月間	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
WBC所有者に帰属する当期純利益 （百万豪ドル）	3,317	3,317	3,648	3,648	3,342	3,342
制限株式の配当金に関する調整 ^a	(3)	-	(5)	-	(2)	-
潜在的希薄化効果の調整：						
転換可能借入資本の保有者への分配金 ^b	-	229	-	241	-	235
WBC所有者に帰属する当期純利益（調整後）	3,314	3,546	3,643	3,889	3,340	3,577
普通株式の加重平均株式数（百万株）						
発行済普通株式の加重平均株式数	3,433	3,433	3,462	3,462	3,499	3,499
自己株式（RSP及びEIPの制限株式を含む） ^a	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
潜在的希薄化効果の調整：						
株式報酬	-	5	-	2	-	3
転換可能借入資本 ^b	-	262	-	335	-	408
普通株式の加重平均株式数（調整後）	3,428	3,695	3,457	3,794	3,494	3,905
普通株式1株当たり利益（豪セント）	96.7	96.0	105.4	102.5	95.6	91.6

^a RSP及びEIPの制限株式に基づく一部の株式は権利が確定しておらず、発行済普通株式ではないが、配当金を受け取っている。これらのRSP及びEIPの配当金は普通株主に帰属する利益を示す目的で控除される。

^b 当行グループは、将来において普通株式へ転換される可能性がある転換可能借入資本を発行している。これらの転換可能借入資本商品は潜在的希薄化効果のある金融商品であるため、希薄化後EPSは、当該商品がそれぞれの期間の期首又は当該商品の発行日（当該発行日の方が遅い場合）に転換されていたかのように算定される。

注記8 貸付金

	2025年 3月31日 現在	2024年 9月30日 現在	2024年 3月31日 現在	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
オーストラリア					
住宅	510,182	503,271	495,058	1	3
個人向け	9,365	10,174	10,863	(8)	(14)
法人向け	204,642	195,483	183,883	5	11
オーストラリア合計	724,189	708,928	689,804	2	5
ニュージーランド					
住宅	63,191	62,484	61,859	1	2
個人向け	1,068	1,058	1,081	1	(1)
法人向け	30,413	31,055	30,428	(2)	-
ニュージーランド合計	94,672	94,597	93,368	-	1
その他の海外合計	10,525	7,810	6,249	35	68
貸付金合計	829,386	811,335	789,421	2	5
貸付金のECLに対する引当金（注記9）	(4,578)	(4,568)	(4,582)	-	-
貸付金合計^{a,b}	824,808	806,767	784,839	2	5

^a 貸付金合計には、2025年3月31日現在、6,066百万豪ドル（2024年9月30日現在：5,185百万豪ドル、2024年3月31日現在：5,821百万豪ドル）のオーストラリアの証券化された住宅抵当貸付金が含まれている。証券化された貸付金には、ウエストパックが関連負債証券の保有者である貸付金は含まれていない。

^b 貸付金合計には、2025年3月31日現在、41,845百万豪ドル（2024年9月30日現在：42,228百万豪ドル、2024年3月31日現在：43,779百万豪ドル）のカバード債プログラムの担保に差入れられた資産が含まれている。

注記9 予想信用損失に対する引当金

貸付金及び信用コミットメント

以下の表は、ステージ別の貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金を示している。

	2025年 3月31日 現在	2024年 9月30日 現在	2024年 3月31日 現在	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
正常 - ステージ1	873	761	712	15	23
正常 - ステージ2	2,410	2,594	2,713	(7)	(11)
不良 - ステージ3	1,779	1,729	1,696	3	5
貸付金及び信用コミットメントのECL に対する引当金合計	5,062	5,084	5,121	-	(1)
以下として表示：					
貸付金のECLに対する引当金（注記8）	4,578	4,568	4,582	-	-
信用コミットメントのECLに対する引当金 （注記13）	484	516	539	(6)	(10)
貸付金及び信用コミットメントのECL に対する引当金合計	5,062	5,084	5,121	-	(1)
うち：					
個別評価引当金	611	536	461	14	33
一括評価引当金	4,451	4,548	4,660	(2)	(4)
貸付金及び信用コミットメントのECL に対する引当金合計	5,062	5,084	5,121	-	(1)
貸付金総額及び信用コミットメント	1,047,142	1,023,446	999,705	2	5
貸付金のカバレッジ・レシオ（%）	0.55	0.56	0.58	(1 bps)	(3 bps)
貸付金及び信用コミットメントの カバレッジ・レシオ（%）	0.48	0.50	0.51	(2 bps)	(3 bps)

貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金の増減

貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金の調整表は、当期における月次の変動の合計により決定されている。調整表における主な調整項目は以下のとおりである。

- ・ 「ステージ間の移動」は、ECLに対する引当金を再測定する前のステージ1、ステージ2及びステージ3の間の移動を表す。
- ・ 「当期事業活動」は、当期に開始された新規貸付（当期に全額返済により認識が中止された貸付を控除後）を表す。
- ・ 「ECLに対する引当金の再測定（純額）」は、当期中の信用度の変更（ステージ間の移動を含む）、ポートフォリオ・オーバーレイの変更、将来予測に基づく経済シナリオによる変更並びに当期に行われた既存ファシリティの一部返済及び追加実行が、ECLに対する引当金に及ぼした影響を表す。
- ・ 「直接償却」は、全額の回収を合理的に見込めない場合にエクスポージャーの認識中止を行ったことによるECLに対する引当金の減少を表す。

	正常		不良	合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2023年 9 月30日現在残高	706	2,808	1,416	4,930
ステージ 1 への移動 ^a	568	(530)	(38)	-
ステージ 2 への移動 ^a	(172)	393	(221)	-
ステージ 3 への移動 ^a	(2)	(312)	314	-
当期事業活動 ^a	140	(140)	(79)	(79)
ECLに対する引当金の再測定(純額) ^a	(526)	498	557	529
直接償却	-	-	(277)	(277)
外貨換算及びその他調整額	(2)	(4)	24	18
2024年 3 月31日現在残高	712	2,713	1,696	5,121
ステージ 1 への移動	654	(635)	(19)	-
ステージ 2 への移動	(143)	429	(286)	-
ステージ 3 への移動	(1)	(296)	297	-
当期事業活動	163	(188)	(214)	(239)
ECLに対する引当金の再測定(純額)	(623)	572	566	515
直接償却	-	-	(343)	(343)
外貨換算及びその他調整額	(1)	(1)	32	30
2024年 9 月30日現在残高	761	2,594	1,729	5,084
ステージ 1 への移動	684	(641)	(43)	-
ステージ 2 への移動	(97)	419	(322)	-
ステージ 3 への移動	(2)	(310)	312	-
当期事業活動	152	(181)	(133)	(162)
ECLに対する引当金の再測定(純額)	(627)	566	590	529
直接償却	-	-	(364)	(364)
外貨換算及びその他調整額	2	(37)	10	(25)
2025年 3 月31日現在残高	873	2,410	1,779	5,062

^a 増減表で開示された金額の分類は、ECLに対する引当金の変動の性質をより適切に反映させるために2024年度下半期に見直しが行われた。比較数値は、当期の表示に一致させるため修正されている。

以下の表は、貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金のクラス及びステージ別の内訳である。

	正常		不良	合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅	163	926	633	1,722
個人向け	83	252	105	440
法人向け	466	1,535	958	2,959
2024年 3 月31日現在残高	712	2,713	1,696	5,121
住宅	169	897	639	1,705
個人向け	77	234	99	410
法人向け	515	1,463	991	2,969
2024年 9 月30日現在残高	761	2,594	1,729	5,084
住宅	199	886	631	1,716
個人向け	81	236	91	408
法人向け	593	1,288	1,057	2,938
2025年 3 月31日現在残高	873	2,410	1,779	5,062

オーバーレイが貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金に及ぼす影響

貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金の、モデル化されたECLとポートフォリオ・オーバーレイの内訳は、以下の表のとおりである。

ポートフォリオ・オーバーレイは、基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていないポートフォリオ内の潜在的なリスクの領域及び不確実性に関連するリスクを把握するために用いられる。

	2025年 3 月31日 現在	2024年 9 月30日 現在	2024年 3 月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
個別評価引当金	611	536	461
貸付金及び信用コミットメントのモデル化されたECL に対する引当金	4,321	4,369	4,400
オーバーレイ	130	179	260
貸付金及び信用コミットメントのECLに対する 引当金合計	5,062	5,084	5,121

経済の将来予測に関するインプット及びポートフォリオ・オーバーレイに関連する変更の詳細は以下のとおりである。

貸付金及び信用コミットメントのモデル化されたECLに対する引当金

貸付金及び信用コミットメントのモデル化されたECLに対する引当金は、3つのシナリオに基づき確率加重した見積りであり、この3つのシナリオはともに、潜在的な損失配分の将来予測に関する当行グループの見解を示している。モデル化されたECLに対する引当金の変動は、「ECLに対する引当金の再測定（純額）」の項目において反映されている。オーバーレイは、基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていない、ポートフォリオ内の潜在的なリスク及び不確実性を把握するために用いられる。

ベースケースのシナリオでは、以下のウエストパック・エコノミクスの予測を用いている。

ベースケースのシナリオに関する主要な経済の仮定			
	2025年 3月31日	2024年 9月30日	2024年 3月31日
年間GDP：			
オーストラリア	2025年（暦年）について2.2%、2026年（暦年）について2.2%の成長の予測	2024年（暦年）について1.5%、2025年（暦年）について2.4%の成長の予測	2024年（暦年）について1.6%、2025年（暦年）について2.5%の成長の予測
ニュージーランド	2025年（暦年）について2.5%、2026年（暦年）について3.0%の成長の予測	2024年（暦年）について0.1%、2025年（暦年）について2.0%の成長の予測	2024年（暦年）について0.8%、2025年（暦年）について2.4%の成長の予測
オーストラリアの商業用不動産価格指標	2025年（暦年）について2.0%、2026年（暦年）について3.3%の価格上昇の予測	2024年（暦年）について11.5%、2025年（暦年）について1.3%の価格下落の予測	2024年（暦年）について8.0%の価格下落、2025年（暦年）について1.4%の価格上昇の予測
住宅価格：			
オーストラリア	2025年（暦年）について3.0%、2026年（暦年）について7.0%の価格上昇の予測	2024年（暦年）について5.7%、2025年（暦年）について4.0%の価格上昇の予測	2024年（暦年）について6.0%、2025年（暦年）について4.0%の価格上昇の予測
ニュージーランド	2025年（暦年）について7.2%、2026年（暦年）について5.1%の価格上昇の予測	2024年（暦年）について0.7%、2025年（暦年）について6.4%の価格上昇の予測	2024年（暦年）について5.9%、2025年（暦年）について6.7%の価格上昇の予測
オーストラリアの政策金利	2025年12月に3.35%、2026年12月に3.35%の政策金利の予測	2024年12月に4.35%、2025年12月に3.35%の政策金利の予測	2024年12月に3.85%、2025年12月に3.10%の政策金利の予測
失業率：			
オーストラリア	2025年12月に4.5%、2026年12月に4.5%の予測	2024年12月に4.3%、2025年12月に4.6%の予測	2024年12月に4.5%、2025年12月に4.6%の予測
ニュージーランド	2025年12月に5.3%、2026年12月に4.6%の予測	2024年12月に5.3%、2025年12月に5.6%の予測	2024年12月に5.1%、2025年12月に5.2%の予測

ダウンサイドのシナリオはより深刻なシナリオで、予想信用損失がベースケースのシナリオを上回る。このシナリオは、GDPのマイナス成長、商業用不動産及び住宅の価格の下落並びに失業率の上昇が組み合わさった景気後退を想定しており、これらは同時に、報告日以降のすべてのポートフォリオにわたる予想信用損失に影響を与える。このシナリオに用いられた仮定及びベースケースとの関連性は、今後の経済状況を注視しながら監視し、必要に応じて更新される。アップサイドのシナリオは、ベースケースのシナリオから若干の改善を表すものである。

以下の感応度の表は、確率加重したシナリオに基づく貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金報告額と、ベースケースのシナリオ及びダウンサイドのシナリオに100%のウェイトを前提とした場合（他の前提はすべて一定とする）の貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金を示している。

	2025年3月31日 現在	2024年9月30日 現在	2024年3月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
確率加重したECLに対する引当金報告額	5,062	5,084	5,121
ベースケースのシナリオを100%とした場合のECL	3,315	3,559	3,737
ダウンサイドのシナリオを100%とした場合のECL	7,235	7,195	7,047

ステージ1の貸付金及び信用コミットメント（12ヶ月間のECLに基づき算出）の1%がステージ2（全期間のECLに基づき算出）に振替えられた場合、貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金は、当行グループについて102百万豪ドル（2024年9月30日現在：93百万豪ドル、2024年3月31日現在：89百万豪ドル）増加することになる。この見積りは、貸付金及び信用コミットメントの振替額にステージ別のモデル化された平均引当金カバレッジ・レシオを適用している。

以下の表は、当行グループが適用した経済ウェイトを開示している。2025年3月、国際的な貿易関係と地政学的な不安定性における広範な不確実性を反映し、ダウンサイドのシナリオのウェイトを2.5%引き上げ、ベースケースのシナリオのウェイトを同じだけ引き下げた。

	2025年3月31日 現在	2024年9月30日 現在	2024年3月31日 現在
	%	%	%
シナリオのウェイト			
アップサイドのシナリオ	5.0	5.0	5.0
ベースケースのシナリオ	50.0	52.5	52.5
ダウンサイドのシナリオ	45.0	42.5	42.5

当行グループの債務不履行の定義は、信用リスク・アセットの計算に適用される規制上の債務不履行の定義と整合している。

ポートフォリオ・オーバーレイ

基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていないリスク（重大な不確実性を含む）の領域に対応するために、ポートフォリオ・オーバーレイが用いられる。ポートフォリオ・オーバーレイの決定は専門家の判断を必要とし、完全に文書化され、包括的な内部ガバナンス及び監視の対象である。オーバーレイは継続的に再評価され、リスクが変動（増加又は減少）したと判断されるか、モデル化されたECLにおいてその後に把握された場合、オーバーレイは除外又は再測定される。

2025年3月31日現在のウエストパックのポートフォリオ・オーバーレイ合計額は130百万豪ドル（2024年9月30日現在：179百万豪ドル、2024年3月31日現在：260百万豪ドル）であり、以下で構成される。

- ・ 異常気象事象が顧客に及ぼすと予想される影響に対するオーバーレイ70百万豪ドル（2024年9月30日現在：70百万豪ドル、2024年3月31日現在：70百万豪ドル）。
 - ・ リテール以外の信用エクスポージャーに対するオーバーレイ41百万豪ドル（2024年9月30日現在：32百万豪ドル、2024年3月31日現在：31百万豪ドル）。当期のオーバーレイは、主に、モデル化された結果に含まれていない、より高いストレスを経験している地理的地域に関連している。
 - ・ リテール信用エクスポージャーに対するオーバーレイ19百万豪ドル（2024年9月30日現在：77百万豪ドル、2024年3月31日現在：159百万豪ドル）。当期のオーバーレイは、モデル化された結果に含まれていない、より高いストレスを経験している地理的地域及びその他のリスクに関連している。
- ポートフォリオ・オーバーレイの変動は、「ECLに対する引当金の再測定（純額）」の項目に反映されている。

ECLに対する引当金合計

	2025年3月31日 現在	2024年9月30日 現在	2024年3月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
貸付金及び信用コミットメントのECLに対する引当金	5,062	5,084	5,121
償却原価で測定する負債証券のECLに対する引当金 ^a	4	6	8
FVOCIで測定する負債証券のECLに対する引当金 ^b	6	6	6
ECLに対する引当金合計	5,072	5,096	5,135

^a 償却原価で測定する負債証券のECLに対する引当金は、投資有価証券の一部として表示されている。

^b FVOCIで測定する負債証券のECLに対する引当金は、株主持分の積立金の一部として含まれている。

減損費用の調整

	2025年3月31日 に終了した 6ヶ月間	2024年9月30日 に終了した 6ヶ月間	2024年3月31日 に終了した 6ヶ月間
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
貸付金及び信用コミットメント：			
当期事業活動 ^a	(162)	(239)	(79)
ECLに対する引当金の再測定（純額） ^a	529	515	529
償却原価で測定する負債証券の減損費用	(2)	(1)	1
FVOCIで測定する負債証券の減損費用	-	-	1
回収	(115)	(100)	(90)
減損費用/（戻入）	250	175	362

^a 増減表で開示された金額の分類は、ECLに対する引当金の変動の性質をより適切に反映させるために2024年度下半期に見直しが行われた。比較数値は、当期の表示に一致させるために修正されている。

[次へ](#)

注記10 信用度**信用リスク評価システム**

信用リスク評価システムの主要な目的は、ウエストバックがさらされている信用リスクについて信頼性をもって評価を行うことである。ウエストバックでは、この評価のために主に2つのアプローチがある。

取引管理型の顧客

取引管理型の顧客は、一般的に法人向け貸付金のエクスポージャーを伴う顧客である。これらは、予想されるデフォルト確率（以下「PD」という。）に応じて、個別に顧客リスク評価（以下「CRG」という。）を割り当てられる。各与信枠はデフォルト時損失（以下「LGD」という。）を割り当てられている。ウエストバックのリスク評価システムは、債務不履行実績のない顧客と債務不履行実績のある顧客の両方についてリスク評価を階層化している。債務不履行実績のない顧客のCRGは、ムーディーズの格付やS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）等の外部機関の無担保シニア債の格付に応じてマッピングされる。

以下の表は、ウエストバックの開示上の信用度の分類と対応する外部機関の格付にマッピングされた取引管理型ポートフォリオに関して、ウエストバックの大まかなCRGを示したものである。

財務書類上の開示	取引管理型		
	ウエストバックのCRG	ムーディーズの格付	S&Pの格付
評価が高い (Strong)	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
評価が良い (Good) / 中程度 (Satisfactory)	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
評価が低い (Weak)	E	ウエストバックの格付	
	F	監視対象 (Watchlist)	
	F	特に留意すべき (Special Mention)	
	G	基準以下 (Substandard) / 債務不履行状態 (Default)	
	H	貸倒懸念 (Doubtful) / 債務不履行状態 (Default)	

プログラム管理型のポートフォリオ

プログラム管理型のポートフォリオには、一般的にモーゲージ、個人向け貸付金（クレジットカードを含む）及び一部の中小企業向け貸付金等の個人向け商品が含まれる。これらの信用エクスポージャーは、債務不履行の発生可能性を過去に予測した特性の分析に基づき同類のリスク・プールにグループ分けされ、信用エクスポージャーのプールに応じたPDが割り当てられる。当該エクスポージャーはその後、そのPDを取引管理型のエクスポージャーに対してベンチマーキングすることにより、評価が高い (strong)、中程度 (satisfactory)、又は評価が低い (weak) に割り当てられ、さらに上表のとおり外部機関の格付にマッピングされる。また、支払が1日以上期日経過しているプログラム管理型のエクスポージャーは評価が低い (weak) に分類される。

以下の表は、貸付金及び未引出の信用コミットメントの信用度を示している¹。

	2025年 3月31日現在				2024年 9月30日現在				2024年 3月31日現在			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
住宅ローン												
評価が高い	320,124	26,370	-	346,494	311,054	24,975	-	336,029	299,274	26,816	-	326,090
評価が良い/ 中程度	160,217	42,624	-	202,841	159,016	45,242	-	204,258	160,286	47,093	-	207,379
評価が低い	2,232	15,745	6,399	24,376	2,512	16,389	6,893	25,794	2,168	15,203	6,423	23,794
住宅ローン合計	482,573	84,739	6,399	573,711	472,582	86,606	6,893	566,081	461,728	89,112	6,423	557,263
個人向け貸付金												
評価が高い	3,903	113	-	4,016	4,104	104	-	4,208	4,216	100	-	4,316
評価が良い/ 中程度	4,777	822	-	5,599	5,254	825	-	6,079	5,642	882	-	6,524
評価が低い	139	522	164	825	191	570	190	951	253	661	197	1,111
個人向け貸付金 合計	8,819	1,457	164	10,440	9,549	1,499	190	11,238	10,111	1,643	197	11,951
法人向け貸付金												
評価が高い	96,033	11,885	-	107,918	81,696	19,387	-	101,083	72,541	21,771	-	94,312
評価が良い/ 中程度	88,240	39,354	-	127,594	75,873	47,282	-	123,155	66,215	50,872	-	117,087
評価が低い	230	6,057	3,436	9,723	200	6,347	3,231	9,778	187	5,454	3,167	8,808
法人向け貸付金 合計	184,503	57,296	3,436	245,235	157,769	73,016	3,231	234,016	138,943	78,097	3,167	220,207
未引出の信用 コミットメント												
評価が高い	147,752	11,194	-	158,946	140,786	14,341	-	155,127	135,663	16,733	-	152,396
評価が良い/ 中程度	43,903	12,550	-	56,453	40,271	14,186	-	54,457	40,622	14,848	-	55,470
評価が低い	180	1,693	484	2,357	218	1,868	441	2,527	221	1,767	430	2,418
未引出の信用 コミットメント合計	191,835	25,437	484	217,756	181,275	30,395	441	212,111	176,506	33,348	430	210,284
評価が高い - 合計	567,812	49,562	-	617,374	537,640	58,807	-	596,447	511,694	65,420	-	577,114
評価が良い/ 中程度 - 合計	297,137	95,350	-	392,487	280,414	107,535	-	387,949	272,765	113,695	-	386,460
評価が低い - 合計	2,781	24,017	10,483	37,281	3,121	25,174	10,755	39,050	2,829	23,085	10,217	36,131
貸付金及び 未引出の信用 コミットメント 合計	867,730	168,929	10,483	1,047,142	821,175	191,516	10,755	1,023,446	787,288	202,200	10,217	999,705

注記11 預金及びその他の借入金

	2025年 3月31日 現在	2024年 9月30日 現在	2024年 3月31日 現在	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
オーストラリア					
譲渡性預金証書	27,777	33,215	35,727	(16)	(22)
無利息、要求払	133,046	128,705	121,313	3	10
その他の利付取引口座	113,433	110,393	114,120	3	(1)
その他の利付貯蓄預金	209,035	197,415	186,945	6	12
その他の利付定期預金	158,944	157,282	148,110	1	7
オーストラリア合計	642,235	627,010	606,215	2	6
ニュージーランド					
譲渡性預金証書	1,887	1,711	2,414	10	(22)
無利息、要求払	10,934	10,287	10,940	6	-
その他の利付取引口座	8,556	8,815	8,385	(3)	2
その他の利付貯蓄預金	18,793	17,854	18,456	5	2
その他の利付定期預金	35,303	36,245	34,597	(3)	2
ニュージーランド合計	75,473	74,912	74,792	1	1
その他の海外					
譲渡性預金証書	12,824	11,948	13,139	7	(2)
無利息、要求払	1,145	1,193	1,323	(4)	(13)
その他の利付取引口座	1,107	736	849	50	30
その他の利付貯蓄預金	1,101	987	990	12	11
その他の利付定期預金	5,365	3,703	4,918	45	9
その他の海外合計	21,542	18,567	21,219	16	2
預金及びその他の借入金合計	739,250	720,489	702,226	3	5

注記12 金融資産及び金融負債の公正価値

公正価値評価の統制フレームワーク

ウエストパックは、公正価値が取引から独立した機能によって算定又は検証される、公正価値評価の統制フレームワークを用いている。このフレームワークは、該当する会計上、業界及び規制上の基準の遵守を達成するために利用される方針及び手続をまとめたものである。このフレームワークには、以下に関連する具体的な統制が含まれている。

- ・ 金融商品の再評価
- ・ 独立した価格の検証
- ・ 公正価値の調整
- ・ 財務報告

このフレームワークの主要な要素は、ウエストパック内の評価の上級専門家から成る再評価委員会である。再評価委員会は、公正価値測定基準が適用されていることを評価するために、定められた方針及び手続の適用の見直しを行う。

公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

公正価値のヒエラルキー

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低位のレベルのインプットに基づいている。

ウエストパックは、以下のヒエラルキーに従って公正価値で測定するすべての金融商品を分類している。

評価手法

ウエストパックは店頭（以下「OTC」という。）デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これにはCVA及びFVAが含まれ、それぞれの評価手法には主に無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスク並びに資金調達の費用及び便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性及び重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

レベル1の商品（レベル1）

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、直近の無調整の相場価格に基づいている。これらの価格は、実際の独立当事者間取引に基づいている。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
上場商品	金融派生商品	上場金利先物及び オプション、コモディティ 及び排出権先物	
FX商品	金融派生商品	FX直物及び先物契約	
エクイティ商品	金融派生商品	上場株式及び株式指数	
	トレーディング目的有 価証券及びFVISで測定 する金融資産		これらすべての商品は、価格が容易に観察 可能である、流動性がありかつ活発な市場で 売買される。評価には、モデル又は仮定は用 いられない。
	その他の金融負債		
負債商品	トレーディング目的有 価証券及びFVISで測定 する金融資産	オーストラリア及びニュー ジーランドの国債	
	投資有価証券		
	その他の金融負債		

レベル2の商品（レベル2）

活発に取引されない金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格を最大限に利用する評価手法を用いて決定される。評価手法には以下が含まれる。

- ・ 市場で標準的な割引計算の使用
- ・ オプション価格決定モデル
- ・ 市場参加者によって広く利用され、認められているその他の評価手法

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
金利商品	金融派生商品	金利及びインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロア、カラー並びにその他のノンバニラ金利デリバティブ	業界の標準的な評価モデルが商品ごとの予想される将来の支払額の算定に用いられ、当該支払額は現在価値に割り引かれる。このモデルの金利インプットは、ベンチマーク金利並びにスワップ、債券及び先物の市場において活発に付される金利である。金利のボラティリティは、ブローカー及び一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
FX商品	金融派生商品	FXスワップ、FX先渡契約、FXオプション及びその他のノンバニラFXデリバティブ	業界の標準的な評価モデルを用いて、市場で観察可能なインプット、又は一般に認められている価格提供機関から得られる。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
その他のクレジット商品	金融派生商品	単名クレジット・デフォルト・スワップ及び指数クレジット・デフォルト・スワップ	主要なインプットとして信用スプレッドが組み込まれている業界の標準的なモデルを用いて評価される。信用スプレッドは、一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
コモディティ商品	金融派生商品	コモディティ及び排出権デリバティブ	業界の標準的なモデルを用いて評価される。 当該モデルは予想される将来の引渡額及び支払額を算定し、それを現在価値に割り引く。当該モデルのインプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブ並びに基礎となる直物及び先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能なインプット又は一般に認められているデータ・サービスを通じて入手されるインプットである。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
エクイティ商品	金融派生商品	上場株式オプション、OTC株式オプション及び新株予約権	流動性が低いため、上場株式オプションはレベル2である。 株価、配当金、ボラティリティ及び金利などの観察可能なパラメーターに基づき、業界の標準的なモデルを用いて評価される。
資産担保債券	トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産 投資有価証券	オーストラリア住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）及びその他の資産担保付証券（ABS）	期限前償還条項が付された変動利付債券を評価するための業界の手法を用いて評価される。オーストラリアのRMBSは一般に認められているデータ提供機関から入手される価格を用いて評価される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産 投資有価証券 その他の金融負債	州政府債及びその他の国債、社債並びにコマーシャル・ペーパー 無資産担保債券に係る有価証券買戻契約及び売戻契約	独立した値付機関から入手される観察可能な市場価格、ブローカーの相場価格又はディーラー間価格を用いて評価される。これらのソースから価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
公正価値で測定する貸付金	貸付金	固定利付債券及びシンジケート・ローン	商品の条件及びキャッシュ・フローのタイミングを反映し、信用度について調整した割引率、又は将来の期待売却額を用いた割引キャッシュ・フロー法。
譲渡性預金証書	預金及びその他の借入金	譲渡性預金証書	満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場レートを用いた割引キャッシュ・フロー。
公正価値で測定する発行済債券	発行済債券	発行済債券	商品の条件及びキャッシュ・フローのタイミングを反映し、ウエストパックの推定された信用度に関する市場における観察可能な変動について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー。

レベル3の商品（レベル3）

金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプットの1つ以上が、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であることにより、観察可能な市場データに基づいていない金融商品が該当する。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出及び推定され、現在の市場の傾向及び過去の取引に応じて調整される。

これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
負債商品	トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	通常は私募によって発行される、観察可能性の低い特定の負債証券	これらの証券は独立した値付機関又は第三者の再評価に基づき評価される。非流動性及び/又は複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
エクイティ商品	投資有価証券	戦略的エクイティ投資	直近の独立当事者間取引(入手可能な場合)、割引キャッシュ・フロー法又は企業の純資産の参照など、当該商品に適切な評価手法を用いて評価される。 非流動性、複雑性及び/又は観察不能なインプットを評価モデルに用いるため、レベル3の資産として分類される。

以下の表は、公正価値で測定する金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。

	レベル1 百万豪ドル	レベル2 百万豪ドル	レベル3 百万豪ドル	合計 百万豪ドル
2025年3月31日現在				
継続的に公正価値で測定する金融資産				
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	17,797	33,290	1	51,088
金融派生商品	20	19,321	6	19,347
投資有価証券	23,030	90,601	487	114,118
貸付金	-	17	14	31
継続的に公正価値で測定する金融資産合計	40,847	143,229	508	184,584
継続的に公正価値で測定する金融負債				
預金及びその他の借入金	-	42,485	-	42,485
その他の金融負債	1,696	20,457	-	22,153
金融派生商品	11	21,503	6	21,520
発行済債券	-	4,439	-	4,439
継続的に公正価値で測定する金融負債合計	1,707	88,884	6	90,597
2024年9月30日現在				
継続的に公正価値で測定する金融資産				
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	15,522	33,700	6	49,228
金融派生商品	13	24,089	7	24,109
投資有価証券	14,117	88,155	447	102,719
貸付金	-	210	15	225
継続的に公正価値で測定する金融資産合計	29,652	146,154	475	176,281
継続的に公正価値で測定する金融負債				
預金及びその他の借入金	-	46,878	-	46,878
その他の金融負債	891	18,428	-	19,319
金融派生商品	14	30,955	5	30,974
発行済債券	-	5,385	-	5,385
継続的に公正価値で測定する金融負債合計	905	101,646	5	102,556
2024年3月31日現在				
継続的に公正価値で測定する金融資産				
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	5,069	28,866	8	33,943
金融派生商品	24	15,748	23	15,795
投資有価証券	5,030	83,897	460	89,387
貸付金	-	-	14	14
継続的に公正価値で測定する金融資産合計	10,123	128,511	505	139,139
継続的に公正価値で測定する金融負債				
預金及びその他の借入金	-	51,273	-	51,273
その他の金融負債	2,040	18,236	-	20,276
金融派生商品	11	18,312	94	18,417
発行済債券	-	3,406	-	3,406
継続的に公正価値で測定する金融負債合計	2,051	91,227	94	93,372

市場で観察不能な金融商品の調整

市場で観察不能な評価手法から導き出された公正価値で測定する金融商品（レベル3）の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	2025年3月31日に終了した6ヶ月間					
	トレーディング 目的有価証券 及びFVISで 測定する金融 資産	投資有価証券	デリバティブ 及びその他の 資産	レベル3 資産合計	デリバティブ 負債	レベル3 負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	6	447	22	475	5	5
資産に係る利益/（損失） 及び負債に係る（利益）/ 損失：						
損益計算書で認識	-	-	(1)	(1)	10	10
その他の包括利益で認識	-	28	-	28	-	-
取得及び発行	4	1	3	8	10	10
処分及び決済	(9)	(1)	(4)	(14)	(3)	(3)
市場で観察不能への/からの 振替	-	8	-	8	(16)	(16)
外貨換算の影響	-	4	-	4	-	-
期末残高	1	487	20	508	6	6
期末現在保有の金融商品に ついて損益計算書で認識さ れた未実現利益/（損失）	-	-	1	1	1	1

レベル3への振替及びレベル3からの振替は、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替は、期末現在の公正価値を使用して報告されている。

重要な観察不能なインプット

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、ウエストパックの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

取引日損益

2025年3月31日現在、未認識の取引日利益の期末残高はなかった（2024年9月30日現在：1百万豪ドル、2024年3月31日現在：なし）。

公正価値で測定しない金融商品

以下の表は、当行グループの公正価値で測定しない金融商品の見積公正価値を要約したものである。

	2025年 3 月31日現在		2024年 9 月30日現在		2024年 3 月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値で測定しない金融資産						
現金及び中央銀行預け金	58,352	58,352	65,667	65,667	95,907	95,907
支払担保金	6,190	6,190	6,269	6,269	4,671	4,671
投資有価証券	1,068	1,068	1,166	1,166	1,200	1,200
貸付金	824,777	824,775	806,542	805,776	784,825	782,246
その他の金融資産	7,886	7,886	5,456	5,456	11,266	11,266
公正価値で測定しない金融資産合計	898,273	898,271	885,100	884,334	897,869	895,290
公正価値で測定しない金融負債						
受入担保金	3,738	3,738	3,078	3,078	2,534	2,534
預金及びその他の借入金	696,765	697,583	673,611	674,384	650,953	651,550
その他の金融負債	22,528	22,528	18,758	18,758	34,116	34,116
発行済債券 ^a	167,425	168,065	163,899	164,505	156,375	156,705
借入資本 ^a	40,703	42,171	37,883	39,390	37,280	38,544
公正価値で測定しない金融負債合計	931,159	934,085	897,229	900,115	881,258	883,449

^a 発行済債券及び借入資本の見積公正価値は、組成以降のウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

公正価値で測定しない金融商品の公正価値の算出方法に関する詳細は、当行グループの2024年度年次報告書の注記22に開示されている。

注記13 引当金、偶発債務、偶発資産及び信用コミットメント

引当金は、過去の事象から生じる現在の義務について、当該義務を決済するための支払い（又はその他の経済的譲渡）が必要となる可能性が高く、かつ当該支払いについて信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。当行グループにより繰り入れられた引当金は、以下の表の「引当金」の項に記載されている。経済的資源の流出の可能性が高くない、又は債務について信頼性のある見積りができない場合、偶発債務が存在する可能性がある。

引当金

	2025年3月31日現在						合計
	永年勤続 休暇	年次有給 休暇及びそ の他従業員 給付	信用コミッ トメントの 減損に対す る引当金	リース資産 除去債務	事業再編費 用引当金	訴訟、貸付 以外の損失 及び 是正に係る 引当金	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
期首残高	477	899	516	163	210	240	2,505
繰入額	46	581	15	3	77	128	850
取崩額	(21)	(864)	-	(5)	(62)	(60)	(1,012)
未使用分の戻入れ	(11)	(2)	(47)	-	(20)	(9)	(89)
期末残高	491	614	484	161	205	299	2,254

訴訟、貸付以外の損失及び是正に係る引当金

2025年3月31日現在、これらの引当金は以下の見積額を含む。

- ・ 潜在的な過去の違法行為に関連する顧客への返金額
- ・ 是正プログラムを完了させるための費用
- ・ 特定の訴訟及び規制上の調査に関連して発生する潜在的な貸付以外の損失及び費用

最終的な結果は、引当金を見積る際に使用した仮定と実際の結果が異なる場合、引当金を下回る、又は上回る可能性がある。是正のプロセスは、さらなる事実が明らかになるにつれて変化する可能性があり、このような変化は最終的なエクスポージャーの変更をもたらす可能性がある。

特定の訴訟及び規制上の事項

2025年3月31日現在、当行グループは、以下を含む特定の訴訟及び規制上の事項に係る、潜在的な貸付以外の損失及び費用に係る引当金を計上している。

- ・ 国内金融規範（以下「金融規範」という。）及び2009年全国消費者信用保護法（Cth）に基づく違反を主張し、2023年9月4日にASICがウエストパックに対して提起した民事罰手続。当該手続はシステム及び運用上の欠陥に関連しており、ウエストパックが2015年から2023年の間に277件のオンラインによるハードシップ免責の申請に対して金融規範で求められる期限内に対応しなかったと主張している。ウエストパックは、ASICに自主的に報告し、影響を受けた顧客の救済を行った。ASICはまた、ウエストパックが、信用業務が効率的、誠実かつ公正に行われるようにするために必要なあらゆる措置を取っていなかったと主張している。当該手続について法的責任と罰則に関する最終審理が2025年5月26日に予定されている。

- ・ 2013年3月1日から2018年10月31日までに自動車ディーラーに支払われたフレックス手数料に関して、2020年7月15日にピクトリア州最高裁判所においてウエストパック及びセント・ジョージ・ファイナンス・リミテッド（以下「SGF」という。）に対して開始された集団訴訟。ウエストパック及びSGFが、与信の代理店として行動するディーラーの不正な行為に責任を負い、誤解を招く又は欺瞞的な行為に関与していたことが主張されている。当該手続は、自動車ローン業界の複数の貸手に対して開始されたいくつかの集団訴訟の1件である。ウエストパック及びSGFは、2025年3月14日に当該集団訴訟について法的責任を認めることなく、裁判所による承認を条件として、和解に達した。和解額は130百万豪ドルであり、2025年3月31日現在の引当金に含まれている。ウエストパックは2018年からこのようなフレックス手数料を支払っていない。
- ・ ウエストパック及びRAMSファイナンシャル・グループ・ピーティーフイ・リミテッド（以下「RFG」という。）に対する、RAMSが認可した信用代理店（RAMSのフランチャイズ加盟店を含む）による2019年1月1日から2023年9月1日までに提供された住宅ローン商品についての行為に関連するASICによる規制執行調査。ASICによる調査は、現在、一般的な行動上の義務、禁止されている無資格の融資仲介者やライセンスをもたない人物との商取引、利益相反及び誤解を招く情報の提供に焦点を当てている。

これらの事案に伴って生じる可能性のある費用（関連する当事者又は裁判所が当該事案に関連して取る可能性のあるアプローチを含む）、及び該当する罰金、罰則、損失又は損害に関する裁判所の評価については、依然として不確実性が残る。裁判所が決定したこれらの事案の解決策に伴うウエストパックにおける実際の費用総額は、引当金を上回る、又は下回る可能性がある。

事業再編費用引当金

ウエストパックは、コミットされた事業再編及び支店閉鎖に関する事業再編費用引当金を計上している。当該引当金は、主に分離費用及び余剰人員の整理に関連して保持されている。

リース資産除去債務

リース資産除去債務は、ウエストパックの不動産リースの終了時におけるリース不動産の原状回復費用の見積りを反映している。

偶発債務

偶発債務とは、将来の不確実な事象によってのみその存在が確認される発生し得る義務と経済的資源の移転の可能性が高くない又は信頼性をもって測定できない現在の義務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

規制上の調査、レビュー及び照会

ASIC、ACCC、APRA、AUSTRAC、BCCC、AFCA、OAIC、ATO及びフェアワーク・オンブズマン（以下「FWO」という。）などの国内の規制当局、法定機関及びその他の機関、並びにニュージーランド準備銀行、ニュージーランド金融市場庁及びニュージーランド通商委員会、BPNG及びその財務分析・監督部門、SECなどの一部の海外の規制当局は、調査、レビュー又は照会（中には業界全体にわたるものもある）を随時実施している。これらの措置は、当行グループに関係する、又は将来関係する可能性があるさまざまな事案（潜在的な違反及び不順守を含む）を対象とする場合がある。

これらには現在、以下のものが含まれる。

- ・ ウエストパックの共通報告基準（以下「CRS」という。）による報告の是正及び改善に関するATOとのやり取り。
- ・ ウエストパックが自ら開示した、従業員の給与についての権利に関する是正プログラムに関連するFWOによる調査。ウエストパックは強制措置が取られる可能性があると考えており、これには法的拘束力のある保証も含まれる場合がある。
- ・ リスク・ガバナンス、取引監視プログラム及び関連するプロセスと手続を含むAML/CTFプログラム、業界規範への準拠、消費者への貸付行為、貸付人としての義務の遵守、消費者信用契約のバンキング商品、ハードシップ免責の手続、並びに消費者データ権などのその他の分野に対する規制上の調査、レビュー又は照会。

これらの調査又は事項の結果に伴いどのような措置（もしあれば）が取られるのかは不確実である。上記事案に関連して訴訟手続が行われる場合に発生し得る金融負債又は負担し得る費用に関連する引当金は設定されていない。これらの調査、レビュー若しくは照会又は関連する事業に関してウエストパックが行うリスク・ベースの決定の結果により、訴訟（集団訴訟及び刑事訴訟を含む）、多額の罰金及び罰則、違反通知、法的拘束力のある保証を含む強制措置、レビューの実施義務、刑事訴追の判断を得るための連邦政府又は州政府の公訴局長官への送致、資本要件又は流動性要件の賦課、ライセンスの取消し、停止若しくは変更、顧客救済、又は規制当局若しくはその他の当事者によるその他の制裁若しくは処分が過去に行われた、及び/又は将来的に行われる可能性がある。調査により一部の事象では既にかなりの数の履行義務違反が発見され、また将来的にも発見される可能性がある。これにより、多額の金銭的及びその他の罰則とつながる可能性がある。類似の事項に関連した過去の罰則及びウエストパックによる違反も、課され得る罰則に影響を及ぼす可能性がある。第三者への依拠や第三者による関与がある場合も、罰則は軽減されない可能性がある。

訴訟

当行グループに対する現在進行中の訴訟手続及び請求があり、また請求が発生する可能性がある。実際の及び潜在的な請求及び訴訟手続に関連して、以下に挙げるものを含む偶発債務が存在する。

集団訴訟

上記の「引当金」の項に記載されているものほかに、以下の集団訴訟がある。

- ・ ウエストパックは、2013年12月16日から2019年11月19日までの間にウエストパック株式等の持分を取得した特定の投資家を代表して、オーストラリア連邦裁判所において2019年12月に開始された集団訴訟手続において抗弁している。当該手続は、該当期間にわたるウエストパックによる金融犯罪のモニタリングに関する市場の開示の問題及びAUSTRAC民事訴訟の対象となっている事項に関する主張が含まれている。集団のメンバーを代表して求められた損害額はまだ特定されていない。しかし、2022年8月に行われた手続に関する審理の過程で、申立人は、潜在的な集団のメンバーの一部に関して主張する可能性のある損失の予備的な見積りが10億豪ドルを超えたことを示唆した。申立人が集団のメンバーを代表して主張する損害賠償の見積りを最終的にどのように算定するかは依然として不明なものの、請求額が上記の金額を上回る（又は下回る）可能性がある。問題となっているとされる請求の期間及び性質に加え、AUSTRAC民事訴訟の開始時に当行の時価総額が減少したことを考慮すると、主張されている損害賠償の合計額（申立人が最終的に明確にした場合における、その時点の金額）はかなりの額になる可能性が高い。ウエストパックは引き続き、開示内容が不適切であったこと、また、それにより集団のメンバーが損害を被ったことのいずれも認めていない。本件の審理日は未定である。
- ・ 2024年5月の集団訴訟の開始を含め、RFGにより契約を終了されたフランチャイズ加盟店から異議が申し立てられている。RAMSの事業に対するウエストパックの戦略的レビューを受け、RFGは2024年8月6日から新規住宅ローン申込みの受付を停止した。

内部レビュー及び是正

前期と同様に、ウエストパックは引き続き、当行グループの顧客、従業員、その他の利害関係者及び評判に影響を及ぼす可能性のある問題を特定し解決するために多くのレビューを行っている。これらの内部レビューにより引き続き問題を特定し、当行グループの顧客及び従業員（該当する場合）が特定された過去の慣行により不利な立場に置かれることがないよう、賠償/救済の支払い又は該当する場合には払戻しなどの措置を取る、又は取る予定である。これらの問題の中には特に、消費者への貸付行為、貸付人としての義務の遵守、ハードシップ免責の手続、十分な研修、方針、プロセス及び手続、取引監視プログラム及び関連するプロセスと手続を含むAML/CTFプログラム、商品開示、個人情報の破棄及び保管、並びに一部の商品の契約条件の運用方法を含む製品の不適切なガバナンスによる影響が含まれる。

これらのレビューを行うことにより、当行グループはまたプロセス及び統制(当行グループの請負業者、代理人及び認可した信用代理店に対するものを含む)を改善することができる。当行グループに発生する可能性が高い損失の評価は、財務書類の目的上事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。ウエストバックが顧客、従業員又は問題に対して救済又は賠償を行った場合でも、規制当局が救済の基準、範囲又はペースに異議を申し立てたり、強制措置(法的拘束力のある保証又は謝罪金を含む)を取ったり、罰金/罰則又はその他の制裁(民事若しくは刑事訴追を含む)を課したりするリスクが残る可能性がある。これらのレビューの一環として特定された実際の又は潜在的な請求又は訴訟(顧客、従業員/組合、規制当局又は刑事検察官によって提起される可能性がある)、賠償/救済の支払及び/又は返金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

偶発的な賦課金

当行グループは、多くの規制当局による賦課金の対象となっている。こうした賦課金は、該当する規制機関の判断で課される可能性がある。これらには金融請求制度やラスト・リゾート補償制度の財源とするための賦課金が含まれる。

売却された事業に関連する第三者に対するエクスポージャー

当行グループは、事業体、事業及び資産のさまざまな売却に関連して保証、補償及びその他のコミットメントを他の当事者に提供しており、潜在的エクスポージャーを有している。保証、補償、及びその他のコミットメントはさまざまな事項、行為及びリスクを対象としている。当行グループは、これらの補償に基づく支払いを実行済みであり、これらの取決めに基づく実際の請求及び潜在的な請求に関して1者以上の当事者と協議中である。現在の義務が存在し、発生する可能性が高い決済の金額が信頼性をもって見積ることのできる事項については引当金を計上している。

偶発税務リスク

オーストラリア及びその他の管轄地域の税務及び規制当局は、通常の業務において、当行グループが実施した取引(過去及び現在の取引の両方)に関する直接税又は間接税の扱いについて見直しを行う。当行グループはまた、税務及び規制当局より受領したさまざまな通知及び情報請求に対応している。

これらの見直し、通知及び請求により、追加の税金負債(利息及び罰金を含む)が発生する可能性がある。

ウエストバックは、オーストラリア及びオーストラリア外の管轄地域において受けた、これら及びその他の事項を評価し、第三者からの助言を受けている。

清算債務及び決済債務

ウエストパックには、ロス・シェア契約が発生する可能性のある清算及び決済活動を規定した規則が適用される。この中には、当行グループが清算基金に拠出している中央清算機関の要件が含まれる。別の清算参加者が債務不履行に陥った場合、当行グループは清算基金に追加の拠出を求められる場合がある。

親会社による子会社に対する保証

2024年度に引き続き、ウエストパック・バンキング・コーポレーションが、ウエストパックの親会社として子会社に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認める、特定の子会社に関するコンフォート・レター。
- ・ 議会の要求事項を遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関又はクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。2つの保証を除くすべての保証は、年間20百万豪ドル（自動復元額としてさらに20百万豪ドル）を上限とし、個別の2つの保証は2百万豪ドル（自動復元額としてさらに2百万豪ドル）を上限としている。

偶発資産

未実行の信用コミットメント

当行グループは、偶発資産を発生させるさまざまな契約を顧客と締結している。特定された偶発事象が発生した場合には、これらのコミットメントは履行されることが要求され、貸出金として貸借対照表に認識される。

関連するキャッシュアウトフローにより、ウエストパックは流動性リスクにさらされ、結果として生じる債権により、取引相手が期日を迎える支払うべき金額を返済できない場合には、ウエストパックは信用リスクにさらされる。ウエストパックの信用損失に対する最大エクスポージャーは、契約の契約額又は想定元本額である。ただし、一部の信用コミットメントは、ウエストパックがいつでも解約することができ、大部分は引出が行われないうまま満了することが予想される。したがって、想定元本額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。

ウエストパックは、これらの契約を締結する際には、オン・バランスシート商品と同じ与信方針を適用している。信用リスク及び流動性リスクの管理に関する詳細は、それぞれ2024年度年次報告書の注記11及び注記21を参照のこと。

デリバティブを除く未実行の信用コミットメントは、以下の表に開示されている。

- ・ 金融保証、信用状、及びその他の信用代替手段は顧客の第三者に対する財務上の義務を裏付ける。これらの契約の利用は、一般的に顧客の信用状況に左右される。当行グループは発行した金融保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。
- ・ 履行関連の偶発事象は顧客の第三者に対する非金銭的な義務を裏付けるものであり、顧客が第三者に対する非金銭的な契約上の義務を履行できない場合、一般的に支払いが必要となる。
- ・ 残余の信用を供与するコミットメントは主に、さまざまな形態の与信枠により構成される。

	2025年 3月31日 現在	2024年 9月30日 現在	2024年 3月31日 現在	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
未実行の信用コミットメント^a					
金融保証、信用状、及びその他の信用代替手段	15,795	15,220	14,747	4	7
履行関連の偶発事象	6,300	5,393	4,835	17	30
残余の信用を供与するコミットメント ^b	195,661	191,498	190,702	2	3
未実行の信用コミットメント合計	217,756	212,111	210,284	3	4

^a 未実行の信用コミットメントの構成は、提供されるコミットメントの種類の性質をより適切に反映するように見直されている。比較数値は、当期の表示に一致させるため修正されている。スタンドバイ信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、提示書類に照らして債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。

^b 2025年3月31日現在、上記に開示されたコミットメントに加えて、66億豪ドル（2024年9月30日現在：60億豪ドル、2024年3月31日現在：68億豪ドル）の信用エクスポージャーが、提示及び承認されているが、いまだ取消可能である。これらはウエストパックグループの信用リスクに対する最大エクスポージャーの計算には含まれている。

注記14 株主持分

	2025年3月31日 現在	2024年9月30日 現在	2024年3月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株式資本			
全額払込済普通株式資本	37,354	37,958	38,944
自己株式 ^a	(820)	(758)	(758)
株式資本合計	36,534	37,200	38,186
非支配株主持分			
永久優先株式（以下「PPS」という。）	336	339	-
その他 ^b	2	8	38
非支配株主持分合計	338	347	38

^a 2025年3月31日現在：RSP及びEIPで保有する権利未確定の自己株式数5,312,508株（2024年9月30日現在：6,173,874株、2024年3月31日現在：5,645,501株）。

^b 2024年度下半期において、ウエストパックはウエストパック・バンク-PNG-リミテッドの持分8.74%相当の非支配株主持分を取得した。

永久優先株式（PPS）

ウエストパックの完全子会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（以下「WNZL」という。）は、外部投資家との間で375百万ニュージーランド・ドルのPPSを保有している。PPSは、直接帰属する発行費用（6百万ニュージーランド・ドル）控除後の1株当たり払込金額で、当行グループの非支配株主持分として認識されている。PPSの裁量分配金は、支払われた時点で資本に認識される。

普通株式

ウエストパックは授權株式資本を持たず、普通株式は無額面である。普通株式の株主は、配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数及び保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額の割当を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

普通株式数の増減の調整表

	2025年3月31日 に終了した6ヶ月間	2024年9月30日 に終了した6ヶ月間	2024年3月31日 に終了した6ヶ月間
	株数	株数	株数
期首残高	3,441,411,361	3,474,634,510	3,509,076,960
株式買戻し ^a	(17,711,952)	(33,223,149)	(34,442,450)
期末残高	3,423,699,409	3,441,411,361	3,474,634,510

^a ウエストパックは、過年度に35億豪ドル相当のWBC普通株式を株式市場で買戻しする予定であることを発表した。2025年度上半期において、ウエストパックは、17,711,952株の普通株式を買戻し、消却した。2025年3月31日にさらに497,280株（2024年度下半期：33,223,149株、2024年度上半期：34,442,450株）が取得され、2025年4月2日に消却された。当該普通株式は、31.92豪ドル（2024年度下半期：28.99豪ドル、2024年度上半期：24.65豪ドル）の平均価格で買い戻された。

市場で買戻された普通株式

	2025年3月31日に終了した6ヶ月間	
	株数	平均価格（豪ドル）
株式報酬制度について：		
従業員持株制度（ESP）	807,480	31.77
ウエストパック株式インセンティブ制度（EIP）		
- 制限株式 ^a	1,782,131	32.32
ウエストパック業績連動型制度（WPP）		
- 行使された新株引受権	10,221	32.82
ウエストパック株式インセンティブ制度（EIP）		
- 行使された業績目標のない新株引受権	13,812	33.65
ウエストパックの将来の新株引受権行使のための市場での買戻し及び制限株式の割当 ^b	312,154	31.35
市場で買戻された普通株式数(正味)	2,925,798	

^a 制限株式として株式インセンティブ制度（EIP）に基づき従業員に割当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

^b ウエストパックの従業員株式制度信託における未割当の株式は、自己株式に分類される。

積立金の増減の調整表

	2025年3月31日に 終了した6ヶ月間	2024年9月30日に 終了した6ヶ月間	2024年3月31日に 終了した6ヶ月間
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
FVOCIで測定する負債証券に関する積立金			
期首残高	(568)	(182)	(165)
公正価値の変動による純利益/(損失)	(13)	(557)	(34)
税効果	3	168	12
損益計算書への振替	(4)	4	1
税効果	2	(1)	-
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	-	-	1
その他	4	-	3
期末残高	(576)	(568)	(182)
FVOCIで測定する株式に関する積立金			
期首残高	127	142	126
公正価値の変動による純利益/(損失)	29	(16)	14
換算から生じる為替差額	3	1	-
税効果	(1)	-	2
期末残高	158	127	142
株式報酬に関する積立金			
期首残高	2,079	2,042	1,983
株式報酬費用	67	37	59
期末残高	2,146	2,079	2,042
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金			
期首残高	548	477	152
公正価値の変動による純利益/(損失)	(39)	49	452
税効果	11	(18)	(140)
損益計算書への振替	214	57	20
税効果	(64)	(17)	(7)
期末残高	670	548	477
外貨換算積立金			
期首残高	(438)	(300)	(138)
在外営業活動体の換算から生じる為替差額	128	(154)	(174)
純投資ヘッジに係る利益/(損失)	(41)	16	12
期末残高	(351)	(438)	(300)
その他の積立金			
期首残高	(16)	(22)	(23)
所有者との取引	(1)	6	1
期末残高	(17)	(16)	(22)
積立金合計	2,030	1,732	2,157

注記15 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

当期純利益から営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)への調整は以下のとおりである。

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2024年9月 から2025年 3月の増減率	2024年3月 から2025年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
当期純利益	3,325	3,648	3,342	(9)	(1)
調整項目：					
減価償却、償却及び減損	752	735	787	2	(4)
減損費用/(戻入)	365	275	452	33	(19)
当期法人税額及び繰延税額の純減/(増)	(506)	69	(321)	大	58
未収利息の(増)/減	(91)	60	(287)	大	(68)
未払利息の(減)/増	115	266	536	(57)	(79)
引当金の(減)/増	(251)	91	(363)	大	(31)
トレーディング収益の未実現(利益)/損失	(846)	1,081	534	大	大
その他の非現金項目	(810)	(740)	(381)	9	113
営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	2,053	5,485	4,299	(63)	(52)
純(増)/減：					
支払担保金	555	(1,882)	(215)	大	大
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	(1,394)	(15,530)	(3,464)	(91)	(60)
金融派生商品	8,256	(1,149)	313	大	大
貸付金	(19,357)	(22,346)	(12,737)	(13)	52
その他の金融資産	(269)	(9)	(339)	大	(21)
その他の資産	17	(38)	4	大	大
純増/(減)：					
受入担保金	378	653	(971)	(42)	大
預金及びその他の借入金	16,833	19,761	15,482	(15)	9
その他の金融負債	4,895	(10,842)	3,758	大	30
その他の負債	2	5	(5)	(60)	大
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	11,969	(25,892)	6,125	大	95

現金を伴わない財務活動

	2025年 3月31日に 終了した 6ヶ月間 百万豪ドル	2024年 9月30日に 終了した 6ヶ月間 百万豪ドル	2024年 3月31日に 終了した 6ヶ月間 百万豪ドル	2024年9月 から2025年 3月の増減 率 %	2024年3月 から2025年 3月の増減 率 %
リース負債の増加	149	231	168	(35)	(11)

拘束性預金

当行グループの一部の在外営業活動体は、それぞれの国での事業に関して積立金又は中央銀行預け金の最低残高を維持することが要求されており、その合計額は285百万豪ドル（2024年9月30日現在：311百万豪ドル、2024年3月31日現在：295百万豪ドル）である。これらは現金及び中央銀行預け金に含まれている。

注記16 後発事象

2025年3月31日以降、取締役会は、全額払込済普通株式1株当たり76豪セントの中間普通配当金（全額フランキング済）を支払うことを決定した。当該普通配当金は2,602百万豪ドルとなる見込みである。2025年3月31日現在、配当金は負債として認識されていない。提案されている配当金支払日は2025年6月27日である。

取締役会は、2025年度中間普通配当金に対するDRPを、第三者による市場での株式の購入をアレンジすることにより履行することを決定した。DRP参加者に割当てられる株式数の決定に使用する市場価格は、2025年5月14日からの17取引日に設定され、割引部分は含まれない。

上記を除き、2025年3月31日に終了した6ヶ月間以降、この2025年度中間財務報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間におけるウエストパックの業務、ウエストパックの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼした、又は重大な影響を及ぼす可能性がある、いかなる事象も発生していない。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 後発事象

当行グループの後発事象の詳細については、第一部第6 1「中間財務書類」に対する注記16を参照。

(2) 訴訟

第一部第6 1「中間財務書類」に対する注記13及び第一部第1 1「主な変更事項」の「法的手続」の項を参照。

(3) その他の情報

配当金株式再投資制度

取締役会は、2025年5月9日を基準日とする株主名簿に記載されている株主に対し、2025年6月27日に、1株当たり76豪セントの2025年度の中間普通配当金(全額フランキング済)を支払うことを決定した。

ウエストパックは、全額払込済普通株式の株主で、オーストラリア又はニュージーランドの居住者、あるいは株主登録の住所がオーストラリア又はニュージーランドである者が利用できるDRPを運用している。株主は、2025年度の中間普通配当金を現金で受け取るか、当該配当金をDRPの下で追加の株式に再投資するかを選択できる。第一部第3 3(3)「当行グループの業績の検討」の「資本及び配当」の項に記載のとおり、取締役会はDRPに関する一部の決定を行った。これには、DRPが2025年度の中間普通配当金に適用され、第三者による市場での株式の購入をアレンジすることにより履行することが含まれる。DRP参加者に提供される株式数の決定に使用する市場価格は、2025年5月14日からの17取引日に設定され、割引部分を含まない。

DRPへの新規加入又は現在の加入に関する選択の変更を希望する株主は、2025年5月12日の午後5時(シドニー時間)までに手続を行う必要がある。

株主は以下のいずれかの方法により手続が可能である。

- ・ 自身のMUFGコーポレート・マーケット・ポートフォリオにおける保有株式の時価が1,000,000豪ドル未満の株主については、オンラインでウエストパックの株式登録機関のウェブサイト au.investorcentre.mpms.mufg.com にログインする、又はポートフォリオを作成し、DRPを選択又は既存の指示の変更を行う。
- ・ DRP申込書又は変更申請書に記入し、ウエストパックの株式登録機関に返送する。株式登録機関の連絡先の詳細は第一部第6 2(3)「その他の情報」の「財務カレンダー及び株式登録の詳細」に記載されている。

関連する事業体に関する情報

a. グループ会社の支配の変更

- 2025年3月31日に終了した6ヶ月間において、以下の被支配事業体を取得、組成又は設立した。
- ・ シリーズ2024-2 WSTトラスト（2024年10月4日に組成）
- 2025年3月31日に終了した6ヶ月間において、以下の被支配事業体について支配を中止した。
- ・ アスガルド・ウェルス・ソリューションズ・ピーティーワイ・リミテッド（2024年11月3日に登録抹消）
 - ・ シリーズ2014-2 WSTトラスト（2025年3月3日に終了）

b. 関連会社

	所有持分比率
2025年3月31日現在	
アカフ・テクノロジーズ・リミテッド	34.5%
オープンエージェント・ピーティーワイ・リミテッド	22.6%
mx51グループ・ピーティーワイ・リミテッド	22.2%
ローバス・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド	15.1%
セーフ・ウィル・ピーティーワイ・リミテッド	12.6%

財務カレンダー及び株式登録の詳細

ウエストバック株式は、オーストラリア証券取引所（以下「ASX」という。）及びニュージーランド証券取引所（以下「NZX」という。）に上場されている。ウエストバック・キャピタル・ノート5、ウエストバック・キャピタル・ノート7、ウエストバック・キャピタル・ノート8、ウエストバック・キャピタル・ノート9及びウエストバック・キャピタル・ノート10は、ASXに上場されている。

重要な日付は以下のとおりであるが、変更されることがある。いかなる分配、配当又は利払も、関連する支払条件に従うものとする。ASXに上場されている有価証券のそれぞれの支払いにかかる主な日付はASXの確認待ちである。

ウエストバック普通株式(ASXコード：WBC、NZXコード：WBC)

中間配当金支払予定日	2025年 6 月27日
事業年度末	2025年 9 月30日
年次株主総会前の取締役指名受領締切日	2025年10月23日
最終業績及び配当発表	2025年11月 3 日
最終配当落ち日	2025年11月 6 日
最終配当登録日	2025年11月 7 日
年次株主総会	2025年12月11日 ^a
最終配当金支払予定日	2025年12月19日

^a 年次株主総会の開催場所及び議題に関する詳細は、株主総会前の11月に株主宛に送付される株主総会招集通知に記載される。

ウエストバック・キャピタル・ノート5 (ASXコード：WBCPH)

四半期分配登録日	2025年 6 月13日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 6 月23日 ^b
四半期分配落ち日	2025年 9 月11日
四半期分配登録日	2025年 9 月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 9 月22日
四半期分配落ち日	2025年12月11日
四半期分配登録日	2025年12月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年12月22日

^a 登録日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

^b 支払日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、翌営業日に調整されている。

ウエストバック・キャピタル・ノート7 (ASXコード：WBCPJ)

四半期分配登録日	2025年 6 月13日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 6 月23日 ^b
四半期分配落ち日	2025年 9 月11日
四半期分配登録日	2025年 9 月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 9 月22日
四半期分配落ち日	2025年12月11日
四半期分配登録日	2025年12月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年12月22日

^a 登録日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

^b 支払日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、翌営業日に調整されている。

ウエストバック・キャピタル・ノート8 (ASXコード：WBCPK)

四半期分配登録日	2025年 6 月13日
四半期分配金支払日	2025年 6 月23日 ^a
四半期分配落ち日	2025年 9 月11日
四半期分配登録日	2025年 9 月12日 ^b
四半期分配金支払日	2025年 9 月22日 ^a
四半期分配落ち日	2025年12月11日
四半期分配登録日	2025年12月12日 ^b
四半期分配金支払日	2025年12月22日 ^a

^a 支払日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、翌営業日に調整されている。

^b 登録日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

ウエストバック・キャピタル・ノート9 (ASXコード：WBCPL)

四半期分配登録日	2025年 6 月13日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 6 月23日 ^b
四半期分配落ち日	2025年 9 月11日
四半期分配登録日	2025年 9 月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 9 月22日
四半期分配落ち日	2025年12月11日
四半期分配登録日	2025年12月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年12月22日

^a 登録日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

^b 支払日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、翌営業日に調整されている。

ウエストバック・キャピタル・ノート10 (ASXコード：WBCPM)

四半期分配登録日	2025年 6 月13日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 6 月23日 ^b
四半期分配落ち日	2025年 9 月11日
四半期分配登録日	2025年 9 月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年 9 月22日
四半期分配落ち日	2025年12月11日
四半期分配登録日	2025年12月12日 ^a
四半期分配金支払日	2025年12月22日

^a 登録日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

^b 支払日がASXの営業日又はシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、翌営業日に調整されている。

登録事務所及びお問い合わせ先

オーストラリア連邦

2000 ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー市

セントストリート275番地 18階

電話: +61 2 9155 7713

ファックス: +61 2 9055 3575

海外のお客様からのお問い合わせ先: +61 2 9155 7700

株主様からのお問い合わせ先: +61 1800 804 255

ウェブサイト: www.westpac.com.au

株式登録**オーストラリア**

Ordinary shares on the main register,
Westpac Capital Notes 5,
Westpac Capital Notes 7,
Westpac Capital Notes 8,
Westpac Capital Notes 9, and
Westpac Capital Notes 10.

MUFG Corporate Markets (AU) Limited

Level 41, 161 Castlereagh Street
Sydney NSW 2000 Australia

Postal Address: Locked Bag A6015,
Sydney South NSW 1235, Australia

Website: au.investorcentre.mpms.mufg.com

Email: westpac@cm.mpms.mufg.com

Telephone: 1800 804 255 (toll free in
Australia)

International: +61 1800 804 255

Facsimile: +61 2 9287 0303

ニュージーランド

Ordinary shares on the
New Zealand branch register.

MUFG Pension & Market Services (NZ) Limited

Level 30, PwC Tower 15 Customs Street
West Auckland 1010 New Zealand

Postal Address: P.O. Box 91976,
Auckland 1142, New Zealand

Website: nz.investorcentre.mpms.mufg.com

Email: enquiries.nz@cm.mpms.mufg.com

Telephone: 0800 002 727
(toll free in New Zealand)

International: +64 9 375 5998

3【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の中間財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。また、当該中間財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本基準」という。）と特定の点において相違する場合がある。当該中間財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、中間財務書類の表示に関して、避及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該中間財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような中間財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2025年度の中間財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

金融商品

(1)分類及び測定

オーストラリアでは、AASB第9号が、a)資産を運用管理するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）に相当するかどうかによって金融資産を分類する。

負債商品は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、そのキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、そのキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という。）。
- ・ 金融資産の売却を通じて達成される事業モデルの中で保有され、そのキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみに相当する場合には、損益計算書を通じた公正価値（以下「FVIS」という。）。

負債商品は、元本残高にSPPIを表す契約上のキャッシュ・フローがない場合、又は会計上のミスマッチを排除又は減少させるためにFVISで測定するものとして指定される場合にも、FVISで測定される。

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されており、かつ
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

トレーディング目的以外で保有される、又はFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

日本においては、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券に分類される。

- ・ 売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ その他有価証券は、市場価格のない株式等以外のものは時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、若しくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。市場価格のない株式等は、取得原価をもって測定される。

日本では、AASで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。

(2)減損

オーストラリアでは、AASB第9号の減損モデルが償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用される。

減損モデルの主な要素は以下のとおりである。

- ・ 3つのステージによるアプローチを用いて、予想信用損失を認識することが求められる。信用リスクが組成時に降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の予想信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2及びステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。

日本においては、なお、売買目的有価証券以外の時価のある有価証券（子会社及び関連会社株式を含む。）について、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理する。一方、市場価格のない株式等については、実質価額が著しく低下したときに、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理する。貸出金の貸倒引当金の算定は、以下()～()の区分に応じて測定する。

() 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

() 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・ 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の支払能力を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・ 債権の元本及び利息に係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

() 破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

(3) ヘッジ

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、非有効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならない。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、公正価値とキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーの管理を目的としてヘッジ会計が行われる。原則として繰延ヘッジが適用されるが、例外的に時価ヘッジも認められている。

() 繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は、当初、損益計算書において認識されず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された際に損益に振り替えられる。

() 時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段の両方が公正価値で測定され、その損益は損益計上される。現行の規則の下では、「その他有価証券」についてのみ時価ヘッジが認められている。

ヘッジ全体が有効であると判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰り延べることができる。ヘッジの有効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に省略することができる。

(4)金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する（例えば、金融資産の無条件の売却など）。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与の範囲で資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に基づき、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融資産の消滅を認識しなければならない。

- () 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- () 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- () 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実質的に有していないこと。

(5)未収利息不計上（延滞）債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本において、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

(6)貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入（及び直接費用）はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

(7)不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために外部に支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含められる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、発生時に費用計上することができる。

法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、当該配当の五分之一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。これらの準備金の合計額が資本金の額に達した場合には、かかる金額を計上する必要はない。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

固定資産の減損

オーストラリアでは、有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益計算書に費用計上することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般的に、無形資産は、定額法により償却される。

資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品：表示」（以下「AASB第132号」という。）に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の債務（諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む。）を負う場合、契約債務の決済方法にかかわらず、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定（数理計算上の差異、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。）の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、その他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- (a) 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- (b) 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定（該当ある場合）は、損益計算書において認識されることになる。
- (c) 支配の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その損益は損益計算書において認識される。同様に、支配を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額との差異はすべて、損益計算書において認識される。
- (d) 支配が保持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得関連費用については、発生した事業年度の費用として処理する。かかる取扱いは、支配の喪失をもたらさない非支配持分との取引についても同様である。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、その交付若しくは引渡しが確実となり、時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識し、のれんを修正する。

リース

オーストラリアにおいては、AASB第16号「リース」（以下「AASB第16号」という。）に基づき、

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用权資産及びリース債務として表示することが求められている。当該資産及び債務は当初、解約不能なリースのリース料及び延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在価値で測定される。
- ・ 貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息及び使用权資産の減価償却が発生する。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいう。ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースについてはオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

なお、日本においては、2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が公表された。当該基準では、AASB第16号と同様に、借手のリース取引をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類するのではなく、借手のすべてのリース取引について使用権資産及びリース負債が計上され、使用権資産から減価償却費が、リース負債から利息費用が計上されることになる。当該基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する 2 以上の日刊新聞紙に2025年 3 月31日に終了する 6 か月間記載されているので、本項の記載を省略する。

第 8 【提出会社の参考情報】

当年度の開始日（2024年10月 1 日）から本書提出日までの間に、当行は次の書類を日本の関東財務局長に提出している。

- (1) 有価証券報告書（自2023年10月 1 日至2024年 9 月30日）及びその添付書類：2024年12月13日提出
- (2) 臨時報告書¹：2024年12月13日提出
- (3) 発行登録書（募集）及びその添付書類：2024年12月13日提出
- (4) 発行登録書（売出）及びその添付書類：2024年12月13日提出

1 本臨時報告書は、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づく、監査公認会計士等の異動に関する臨時報告書として提出された。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。